

視せしに、何ぞ計らんこれ一匹の小豚にして、之を熱湯の中に投じたる後引出してプラットホームに轉々せしめ、永き苦痛の後斃死せしむべきものなりき。斯くの如き動物虐待は二三日間繼續して行はれたるが爲め、之を見し技師は深く憤慨する所あり。村長に嚴談して其中止を求め、若し村長にして之を中止せしめずんば、彼は威力を以て自ら之を中止せしむべきを宣言せり。彼は武器を有せる一行を伴ひたりしが故、十分韓人を畏怖せしめ、終に此變行を中止し、プラットホームを破壊することを成功せり。

如何程馬鹿らしき事件も、韓國人は容易に之を信仰す。數年前、歐米人は韓國の小兒を竊取し、煮て以て食用となすと云へる風説半島に流布せしが、之が爲め非常の騒動となり、物情容易に鎮定せず、終に皇帝の詔勅によりて之を鎮撫するに至りたることあり。

韓國人の迷信は前述の如き者にして、文明社會に於て一笑に價ひせざるもの多きを通例とす。例せば平壤の人民は其舟の形をなせる市街を以て、眞に舟なりと信じ、市街の一方面に大なる石標を樹立し、因つて以て舟を繫留せりとなす。都民

は其境界の内に於て、決して井を穿たず、孔を生じて舟の沈没せんことを恐るゝが爲めなりとぞ。かの虎列刺を以て家鼠の所業となし、紙製の猫を以て家鼠を驅除せんと試み、外形船舶に似たる都市を以て、眞の船舶なりと心得、井を穿てば沈没する恐れありとなすに至りては、其精神作用の不可思議なる到底外人の了解する能はざる所なるべし。

葬式に關する迷信亦頗るこれに似たるものあり。韓國民は、死者の靈に對して、出來得る限りの尊敬を拂ふを常とし、喪に服し祭儀を行ふに當り、其儀式法則極めて嚴重なり。然るに此尊敬すべき死骸は、屢次藁藎に包まれたる儘野外に放置せられ、數日若くは數週間の日光に曝露し、其腐敗に任する事あり。其故を問へば、地脈博士の其書を研究し、平靜にして神靈の安居に適する場處を考査する爲めなりといふ。其矛盾亦甚だしからずや。墓地が山腹にある場合に於ては、其下に凸起ありて以て死者の身體より神靈の流失するを防ぐにあらざれば、其家族に對する神靈の擁護は、谿谷に流下して消失すべしとなす。

吾人若し、專念韓國人の惡徳を考へ、其殘忍なる殺戮兇暴なる虐行を腦中に書き、

人頭を棍棒に劈きて之を公衆に示し、牛に繋ぎて人體を引き裂き、解屍人の一片を血の附きたる儘、特使を派して各地方に送置し、人の眼を抉出し、惡靈拂ひの爲めに可憐の獸類を虐待し、下水より引き出したる犬の死屍を食ひ、惡魔、陰陽師、妖僧と虎列刺鼠、紙製猫を信すること等を數へ來らば、吾人は韓人の智識道德を以てハイチ、サンドミンゴのそれに比較せざるを得ず。然れども韓國人民には猶一點の光明の認むべきものなきにあらず。彼等の貧窮は壓制と奪掠の結果なり。故に秕政を改革すれば、富力を増殖すること難からず。精神道德の狀態は、無智と迷信に歸因す。これ亦善良なる教育と完全なる訓練によりて善導すべからずとせず。

近時に至るまで、韓國民は殆ど何等の教育を受けず、随つて現時の文明に關して、何等知る所あらず。政府も亦全然教育機關を備へざりしなり。一八九四年に至り、日本人の強制により一學校を建設せしが、今日に至りて猶五十の小學校と、三百八十人の就學兒童あるに過ぎず。是、人口千二百萬人を有する韓國の教育狀態なり。これ等の學校に於て現時の智識を授け、訓練を與ふれば猶可なりと雖、これ

すら支那古文の訓點を教ふるに過ぎず。一も精神道德上に善導の效果あらざるなり。

古代より遺傳せる兇虐なる迷信を打破し、改良進歩を防遏せる腐敗政府を打破し、進歩發展の天性を拘束せる支那流の教育法を打破するにあらざれば、韓國民の衰頹決して救済すべからず。韓國民の腐敗は、既に自己の力を以て療治すべからざる程度に進めり。されど猶外國の勢力によりて、其急を救ふことを得べし。今や日本は、終に瀕死の病人を救はんが爲めに進み來れり。惡政府の惡行を禁遏し、廉恥、勤勉、公共の精神を激勵し、野蠻の暗黒に代ふるに文明の光輝を以てす。是、日本の大任務なり。然りこれ實に大なる任務なり。其成功すべきや否は、未だ容易に判定するを得ず。雖現に菲律賓に於て同様の任務を行ひつゝある吾人米國人は、日本人の事業に對して深き注意と厚き同情を注がざるべからず。

ケナン氏は論じてこゝに至り、更に進んで日本の事業を論評して曰く、一九〇四年明治三十七年二月以來、日本の韓國に於て計畫實行せる事業を觀察すれば、吾人は多少の失望を感せざるを得ず。日本の方針は、必らずしも誤れるに

あらず。又その施設は正當の進歩をなさざるにあらずと雖、これを日本人が滿洲の戰場に於て顯はしたる智識、伎倆及び成功に比すれば、日を同じくして語るべからざるものあり。これ吾人の且つ怪しみ、且つ遺憾とする所なり。予は本篇に於て、忌憚なく過去一年有半に於ける日本人の韓國經營を批評し、其失策を指摘すると共に、其成功せるものを表彰せんと欲す。

一、顧問政治の失 日本政府の第一の失策は、一方に韓國の獨立を承認し、一方に十分自家の權力を行はんとせるにあり。一九〇四年の日韓協約によれば、日本は韓帝國の獨立と同帝室の安全とを確保せり。然るに之と同時に韓國政府をして行政の改革に就き、日本政府の忠言を聴取せしめんとせり。故に此協約の結果は、韓國官憲と日本の顧問とよりなれる一種獨立政府を組織せるものにして、權力と責任は自然兩者の間に、分配せられざるを得ず。

若し兩爲政者の智識、經驗同等のものたらしめば、又其主旨、目的同一のものたらしめば、共に歩調を同じくして活動し、以て幾許の成果を擧ぐることを得たりしならん。而も如何にせん、双方の間には、嫌惡の外何物も存在せず。日本の顧問が、改

革を稟議する傍ら、韓國官憲は之を妨害し、然る後互に失敗の責任を負はさんとするの狀態なりしが爲め、總ての企畫は事實上進行するを得ざりしなり。吾人の見る所を以てすれば、日本は初めより韓國獨立と云へるが如き假面を脱し、明白に改革に必要な全權を收むるの勝れるに若かざりしなり。韓國の郵便制度と財政改革の權能を日本の手に收めたるは、韓國主權を制限するの行動にして、これ以上に於て、韓國の獨立を保つと云へる名義の爲めに、顧問政策を採るの必要何處にかある。事實に於て、韓國は既に完全なる獨立國にあらず。なほ何ぞ顧問政策により、此上に行政の困難を來たし、責任問題を複雑にし、以て事を無效果に了らしむるを要せんや。日本が韓國經營に關して、幾多の困難に遭遇せるは、一九〇四年の協約實に然らしめたるものなり。日本政府は當時にありては、韓國を獨立自主とするを以て必要とし、若くは便宜とせしならんも、これ大なる誤解にして、當時若し明白に韓國の行政權を收め、顧問に代ふるに指揮者を以てし、只改革以後の韓國の獨立を保障するの舉に出でしめば、過去一年有半に於ける事業は、多くの進歩を見たるなるべし。一九〇四年六月、林公使がタイムス通信員に語れる

所を見れば、公使は明かに其事實を認めたるものゝ如し。曰く成功せんと欲せば、吾人は全權を得ざるべからず。全權を得んと欲せば、背後に強力なる勢力なかるべからず。此背後の勢力なかりせば、外國顧問の任務は空なるのみ。然も今日、日本は尙韓國政府を獨立自主にして、韓國政治に責任ある者の如く取扱へるなり。

二、改革緩急を誤る。日本人の第二の失策は必要なる改革を誤解せしこと。是なり。日本人は韓國政治の殘忍にして腐敗せることは知れり。然らば、果して然らば、韓國改革の最急務は正義の鼓吹にあること。又其知らざるべからざる所なり。韓國民は到る所不法なる官吏の爲めに抑壓せられ、奪掠せられ居るが爲め、其要する所の第一義は生命財産の正當なる保護にあり。郵便制度や財政整理や、數箇月を遅くするも亦可なり。然るに日本人は腐敗せる大臣を退け、盜賊的官吏を免黜し、以て行政を清澄するをなさずして、却つて先づ韓國の利源を開發するに注目し、一九〇四年六月、荒蕪地開墾の計畫を立て、韓國の荒蕪地を擧げて長森なる一日本人の手に歸せしめ、五十年の間之を使用して以て自ら利するに任じたり。長森は此借地の爲めに、一錢をも支拂はず。當初五年間は普通の租税すら免除

せられたり。此土地の面積大凡そ韓帝國の五分の一乃至三分の一に達すべしと云ふ。此計畫は二種の理由によりて、日本の大失策たるを見るべし。第一は土地制度極めて不完全なりしが爲め、此領有は將來所有權、境界等に就き限りなき紛擾の種子となるべく、第二は韓國土地の大部分が日本人の手に歸するを見れば、韓國民は之を以て代償なしに其財産を奪掠するものとなすべく、其結果は日本人に對する敵意を盛んならしめ、所謂顧問政治に幾多の障礙を來すべければなり。

三、荒蕪地問題の失錯。米國が菲律賓を領有せし時に當り、其總ての荒蕪地を擧げて之をハリマン氏若くはロッグフェラー氏に與へ、五十年間之を利用するに任せ、且つ五年間總ての租税を免除せしめたりしならんには、菲律賓人は必らず其新爲政者を以て土地の奪掠をなす者と斷定すべし。日本政府が長森に賛せしものは、誠實に韓國の利益を増大せんとするに出で、日本の資本を輸入して以て荒蕪無用の地を開墾せんとするに外ならざりしならんも、如何にせん、事は韓國人の疑念を惹起するに足りしを以て、其結果は意外の故障に遭遇せざるを得ざりき。蓋し韓國人民の熱望する所は、土地を開墾して、現在以上の富を得んとするに

あらずして既に收めつゝある利益に對する安全の保護を得んとするにあり。故に長森の計畫は實に彼等に富を増殖すべしと云へる考慮を起さしめざりしのみならず、却つて日本人は韓國官吏と共に人民を奪掠すべしと云へる觀念を與へたり。斯くの如くして、彼等は團結して劇烈の反抗を試むるに至り、日本政府は終に此企畫を撤退せり。故に最後に於て餘せるものは、唯韓人の惡感情ありしのみ。予は斷言せん、日本人が韓國に於ける最初の事業として、先づ其政弊を改めんとせずして、利源を開發せんとせる者は、重大なる失錯なることを。若し日本人にして當初まづ腐敗せる政治の改良を斷行し、人民に對する官吏の奪掠的行動を禁じ、かくしてまづ人民の歡心を得たりしならば、日本人の他の事業は、非常の進歩を見たりしならん。然る後長森案に依り、荒蕪地開墾の事業を企畫する亦遅からずとせざるなり。

四、日本政府は人民を味方とするを知らず。予は韓國人民を敬愛するものにあらず。蓋し彼等は其爲政者に比して、何等優れる所あるを見ざればなり。然れども邦を治むるものは、如何なる場合に於ても人民の協同を得ざるべからず。故に

其誤解を招くべき企畫をなさんよりは、先づ其歡心を得ることの優れるに若かざるは明白なりとす。或ものは云はん、韓國は獨立國なり、故に其内治に干涉するは、其主權を侵害するなりと。此異論は予の考慮を以てすれば、全然無意味なり。一九〇四年の日韓協約に云はずや、内政治の改良云々と、同年の十一月十五日、代議士の重立つものゝ集合に於て、小村男爵は明言して曰く、韓國内治と雖、容喩するを得。已に郵便制度と財政改革の全權を有する日本が、何ぞ盜賊的官吏を淘汰する權能を行ふを躊躇するを要せんや。一九〇四年六月、林公使は亦明言して曰く、官吏には相當の俸給を與へざるべからず。官吏の奪掠的行動は、禁止せざるべからず。人民の告訴受理せられ、正當に判決せらるるに至れば、奪掠は自ら止むに至るべしと(六月十七日倫敦タイムズ)。林公使は猶一層歩武を進め、一九〇五年一月、公然韓國人民に注意し、行政上の罪惡に對する告訴は必らず受理せらるべく、日本の領事に訴へ出づるもの亦審議せらるべしと云へり(一月五日時事新報)。此布告は實に適當のものなり。然れども一面非常に遅延したると、一面領事が十分に事を審議するに足るべき餘裕なきは、吾人の遺憾とせざるを得ざる處なり。日

本人にして滿洲に於てせる如き先見あらしめば、必らず相當の準備をなしたるべき筈なり。然るに何等の豫め施設せる所なかりしは、手落ちと云はざるを得ざるなり。

五、日本人内閣員の選定に注意せず 予の判断によれば、日本政府は韓國行政の首腦たる内閣員の選定すら十分注意せざりしものゝ如し。見よ、かの忌むべき勞働者李容翊が軍部大臣たりしを。日本人は必らず彼の人となりを知りたるなるべし。此虚言者、盜賊、奪掠者たるを認めて、しかも軍部の要職にあるを許せしは、日本人の不注意なる明證にあらずや。予が京城を去る時に當り、李は遂に免職せられしが、其家宅を搜索するに當り、韓貨九十萬元を見出し、數週後上海に於て税關吏は彼の携帶せる十五萬元を押收せりと云ふ。是等は何れも韓國大藏省に屬すべき金にして、李の盜賊たるや實に明白なり。李の同僚たるもの、亦多く兄たり難く弟たり難き者なるが故に、李の如き悪人の考選に對して、日本人の故障を揆まざるを示すことは、到底日本人の利益にあらざるなり。

六、日本政府渡航者取締を怠る 日本政府は第一着に内政の改革を誤れり。第

二着に荒蕪地開墾の計畫に於て徒に韓國民の惡感を買ひ、而も第三着に於て更に重要な失策を行ひたり。日本政府は其人民の續々韓國に渡航するを促しなから、此等移民と韓國土人との間に必然起るべき爭議を裁斷すべき十分の裁判機關を備ふるを怠りたり。日本にも善人あれば悪人あり。正直なるものあれば、奸譎なるものもあり。元來未開の邦國が、急に事業の門戸を開くに當りては、まづ第一に入り込むは投機者冒險者の類にして、何れも土人の愚昧なるに乗じ、一攫千金の利を得んとするものなり。かゝる事情は、我米國の植民地に於ても、曾て其例ありし事にて、日本の韓國に對する正に其轍を踏みたるなり。當初韓國に入り込みし日本人は、何れも投機者流にして、利益の爲めには、其手段の如何を問はざる連中なりしなり。こゝを以て彼等の韓國に入込むや、法律の不備に乗じて、あらゆる手段を以て韓國民を欺き、或は威力を以て無法の奪掠をすら敢てするものありたりき。日本官憲は固より之を看過せず、十分の力を盡くして防遏せんと試みたりしも、如何にせん、五六萬の渡航者は各地に散在し、而も交通の不便なる、固より六七の領事に依り、其非行を制限すべくもあらず。哀れむべし、韓國民は自己の

官憲により、何等保護を受くること能はず、又何等の防禦をもなすを得ずして、日本人の虐待を受けたるなり。

七、日本移住民の悪行 韓國人は遺傳的に又訓練的に事を誇張し且つ虚言を弄するものなるが故に、其談する所は十分に吟味せざるべからず。然れども下に記せるものゝ如きは、予の親しく調査せるものにして、日本人自身の證言もあり、大に信を置くに足るものなり。

(イ) 一、日本労働者は韓國菓物商の店に赴き、梨と葡萄とを貪食し、其代價五十錢に相當せしに拘らず、僅に十錢を投じて立ち去れり。店主は之を追蹶し相當の價を請求せしに、口論の末日本人は韓人を蹴倒して其儘立ち去りたり。

(ロ) 六人の日本人は、嶺山探査の途次、無所屬の土地を發見せしが、此土地は單に給水をなせば十分耕作に適し、然も其給水は其下方の米作地に引用せる小流の道を變せば可なるを見、直に必要なる小渠を穿ちたり。米作地の地主、之に抗議を申込むや、彼等は其頭を殴打して之を威壓し、強ひて水利を争はんとすれば、日本領事館に申出づべしと申渡したり。

(ハ) 韓國政府は其内閣員の手を通じて、韓國某海岸に於ける漁業權を日本の一シンジケートに賣渡し、韓國人等と均しく同地に於て漁業に従事することを許可したり。然るに此シンジケートは、同地に於ては特殊の權利あるものとなし、その雇人等は直に韓國漁業者を驅逐し、剩さへ其漁獲せるものを奪掠せり。本年六月之に類する争鬪馬山浦に起り、其争鬪中十四人死傷せりと云ふ。

(ニ) 一、韓人四百圓の金子を京城の日本兩替店に持ち行き、之を韓貨に引替へたり。然るに韓貨四百圓は甚だ重く、且つかさ張るを以て、常用の外は更に預金として同兩替店に預け、其受取證を取りたり。後再び同店に赴き預金を引出さんとせしに、店主は驚きたる顔色にて、その預金の既に支拂ひ済みとなりたるを答ふ。韓人は受取證を出して之を論じたりしも、店主は頑として之に應せざりしを以て、事を訴へ出でんが爲め、日本領事館に赴きたりしも、門前拂ひを食ひて途方に暮れたる時、一米國宣教師之を見て氣の毒に思ひ、相伴ひて領事館に赴き、副領事に面會せしめたりしが、副領事は此米人の韓語を解するを知らざりし爲め、頻りに韓人に小言を云ひたるを以て、米人は之を和解し、其結果副領事は事實を調査せん

と云ひたりしも、然も終に其事なく、韓人は其金を失ひたり。
 (ホ)日本の某鐵道會社は、一韓國官吏に依頼し、一日一圓五十錢の賃銀の契約にて百人の韓國工夫を雇ひ入れたり。然るに其賃銀を授くるに當り、直接に之を工夫に渡さずして、右韓國官吏に依頼せしかば、官吏は其三分の二を自己の懐中に入れ、殘金五十錢を渡したり。工夫が五十錢にて勞働するを拒みたる時、會社は官吏と共に威力を以て、無理に之を使用したり。

以上述べたるは、日韓人の間に起れる爭議の見本と云ふべきものにして、何れも正當の裁斷を受くるを得ずして、韓人の損失となりしものなり。日本の移住民は、韓國の法律に制せられず、韓人は日本の領事裁判に依り、正當の判決を受くるを得ず。想ふに韓國全體に於て、日に幾千件の爭議あらん。然も五六の領事が、此の如き多數の訴訟を聴取する能はざるは明白なりとす。其結果は、即ち半島全體を通じて、日本人に對する怨恨の感念の増長するあるのみ。

八、日本政府の不注意 日本政府が韓國内政の改革を解決し、移住民と敵意を含める土人との間に必然起るべき紛争に備ふべき機關を完備するまで、移住民

の渡航を停止せしならんには、前述の如き紛擾は避け得たりしならん。日本政府が、かゝる準備を完くせずして、無制限に移住を許せしは、既に紛亂せる韓國の社會状態に、更に甚だしき紛亂を加へたるものと謂はざるを得ず。予の聞知する所に依れば、日本政府は五六萬の移住民韓國に侵入し、而も其多數が不正の分子を含めるものなるを見るに當り、之が不法行爲を防遏するは、唯一の領事制度にあるべきに拘らず、其領事の權限をすら増加せしことあるなし。日本政府は曾て臺灣に於て、同一の失策を演せしに拘らず、韓國に於てその過ちを再びせしは、實に怪しむべきの至りならずや。見すや、臺灣に於ても、當初の日本移民は過去の不正なる冒險者にして、之が爲め、戰爭の紛擾を惹起したるを、幸ひにして臺灣に於ては日本政府は其統治の全權を有せしが爲め、韓國に於けるが如く、腐敗せる固有の政府の爲めに、各種事業の妨害を受けざりしなり。殷鑑遠からざるに、再び其轍を踏む。日本政府の不注意、亦驚くべきにあらずや。

九、日本政府は縁の下の方持ち 韓國民の苦情の種子となりしもの、必らずしも日本の移民のみにあらず、韓國民は又日本官憲の爲めに殘害せられたるを思

へり。例せば、日本の鐵道會社の土地買収工夫使用につきて見るに、會社は其地代若くは賃銀を支拂ふに當り、直接に地主又は工夫に支拂はずして、之を韓國政府或は官吏の手に納め、政府及び官吏の適當に此代金を分配するを信せしも、然も多くの場合に於ては、此分配は適當に行はれず、爲めに多數の韓國民は代價を受くることなくして土地を失ひ、勞力に服することとなり、彼等は其憤怒を仲介者たる韓國官憲に抱かすして日本の官憲に歸し、日本人の精神は全然彼等の爲めに誤解せらるゝに至り、全く緑の下の力持ちとなり了りたることあり。

日本人は韓國官吏の不正行爲を敢てするを知らながら、之をして仲介者として金錢の授受をなさしむるは、誤れるの甚だしきものにして、これ亦韓國民の不平怨恨を招きたる一因たらずんばあらず。

十、軍用地の件 又一例を云はんに、日本軍隊は京城の近郊に於て、廣濶なる土地に標識をなせり、韓國民は之を見て、日本は其優勝權に依り、總て之等の土地を領有すべく、然も其地主と家主に對する代價をなさざるべしと誤信するものあり。日本人は之に對して、此標識は其土地を占有せんとするが爲めならずして、工

兵の演習用の爲めなりと云へり。若し然らば、韓人の配慮は眞に杞憂に過ぎず。然れども、日本人が豫め其事を知照して、韓國人をして驚惶し反對せしめざるは必要なることにして、然もこれ一舉手一投足の勞に過ぎざるなり。韓國に於ける日本人反對熱は、次第に増大し來れる場合、京城附近の土地に標識をなし、多數の韓民を驚かさんは、決して策の得たるものにあらざるなり。萬々一、この標識せる土地に對して、日本の軍事當局者が眞實に占領をなさんと欲し、然も其地主又は家主に對して、奪掠的の韓國政府を介して代償せしめんとするが如きことあらば、そは實に無上の非擧と云はざるを得ず。事件は未決定なるが如きも、予は切に日本政府に對して萬一之を領有せんとせば、これに對して適當の價格を見積り、韓廷をして相當の代償をなさしむるを望まざるを得ず。

十一、日本政府の改革事業 予は更に論點を轉じ、韓國に於ける日本の事業を澁滞せしめたる各種の困難と、萬般の障礙ありしに拘らず、日本が眞正に成功せる事態を述べん。元來日本が韓國を改革せんとするにつき企圖せしは、(一)宮中と行政權の區劃を明かにすること、(二)無用なる陸軍を節減すること、(三)財政制度の

確定(四)冗官を淘汰すること(五)官吏の俸給を増加すること(六)國民の教育(七)衛生制度(八)交通機關の改良及び利源開發の各條項にして、其實質に於て韓國の事情に適切ならずとせず。

十二、改革事業の阻碍　日本は失計にも有名無實の韓國の獨立を保障せり。故に改革事業もたゞ忠言によりて之を實行せしめざるを得ず、こゝに於てか日本政府は各方面に對する適當の人物を選択し以て韓國政府の顧問たらしめたり。然れどもこの顧問機關は當初より頑冥にして腐敗骨髓に入りたる韓國官僚に反對せられ、而も不賢なる韓國皇帝の陰かに其官僚の後援をなすあり、官僚は既に改革を希望せず、故にその日本の顧問に對するや、常に誦詐權謀を弄して以てその忠言に反きたり、今こゝに其日本顧問を欺きたる模様につき一二の例を云はん。

十三、韓國大臣辭職して責任を逃る　韓國外部顧問スチーブン氏屢、外部に出頭し、一尤も必要なる改革案を申議し、數回の交渉と數知れぬ調査ををはり、終にこれを實行せしむるまで運びをつくるや、外部大臣は突然辭職し、別人新に職に

あり、こゝに於てか改革案に對する忠言は、再び第一頁より繰り返さざるを得ず。スチーブン氏の改革案は、走馬燈の如く何時に至るも決行の運びに達せざるなり。

財務顧問目賀田氏、官吏の俸給を増加し、其奪掠的行動を禁止せんとして立案をなし、各大臣に説き一々其賛成を得。然る後、日を期して各大臣の會議を求め、其期日に至り、氏はフロックコートにシルクハットの服装嚴めしく會議場に出頭し、待つこと一時間、一人の韓國大臣も來場せざるより、目賀田氏怒りて之を林公使に申告し、公使は直に皇帝に謁見し、目賀田氏の草案を奏上すれば、皇帝は直に之に賛成し、必要なる命令を内閣に下さんと約し、其命令を公表す。然るに裏面に於ては、内閣員に注意するに、公表せし命令に服従せば、直に斬首すべきを以てす。茲に於てか内閣の總辭職となり、隨つて新大臣職につくに至れり。されば翻弄せられたる顧問は、再び第一の礎石より其建築を始めざるべからず。

他の場合に於て、目賀田氏は内閣と協約をなし、日本顧問に知照することなくして、鑛業、漁業、其他の權利の讓與をなすとなかしむ。三四週後に於て、氏は偶然の

事よりして、内部大臣が一日本シンデケートに二十箇條の讓與をなせりと聞き、直に之に對する抗議をなせしかば其結果は内部大臣の辭職となれり。

十四、韓國大臣辭職模様 韓國皇帝は常に其心中に二三十人の人物を蓄ふること、恰も骨牌遊びにネージュの二三十枚を手に握れるが如く、日本の抗議に出會せば、直に此骨牌を散布し、その中よりそれやこれやと選び出し、以て新なる内閣を組織す。見ずや、過ぐる十八箇月間に於て、李址鎔は外部、農部、法部、内部の各大臣に歴任し、朴定純は一度農部にあり、一度外部にあり、二度法部にありたりき。かくて日本がスベードのネージュを外部に於て捉へんとすれば、皇帝は忽ち其局面を破壊し、外部には他の者を入れ、さきのスベードのネージュは、内務にありて舌を吐きつゝあるなり。予は韓國に於ける内閣更迭の度數を調査せしに、昨年度に於て三十一人の大臣更迭し、十八箇月に於て七十七人の内閣大臣の更迭あり、亦甚だしからずや。

十五、日本の事業の阻碍 韓國行政の改革事業につきては、日本人は殆ど總ての場合に於て障礙に出會せり。日本人は幾度か京城に於ける陰陽師の誘惑的行

動を禁止せんとし、屢次之を市外に驅逐し、其器具を燒毀せり。されど韓國皇帝は、猶依然として彼等を宮中に保護し、國事に關して其稟議を採用す。一九〇四年八月、日本官憲は仁川に氣象臺を建設せんとして、其場所を與へられんことを内部大臣に請求せり。こは韓國人に利益を與ふること極めて大なるに拘らず、此請求は拒絕せられたりき。韓國政府は陰陽師を保護すれども、一の氣象臺を要せざるなり。殆ど同時に日本の駐屯軍司令官は、京城の街路に町名を記せる標識を建立せしに、韓國警務長官は之を除かんことを日本政府に通告すべく外部に請求せり。又同長官は、日本警備兵の市街の門戸に駐在するを以て、韓國に對する凌辱となし、これが撤退を外部に逼れり。目賀田氏が財政改革の計畫をなすや、韓國官吏は其賈造のニッゲル貨の價格を喪ふを恐れて、大に之に反對せり。韓國政府は、日本の第一銀行の兌換券の發行通用を許しながら、數日を経過したる後、外部大臣代理と京城府知事は危険なりとして其流通を禁止せり。大凡そ此くの如き、皆韓人が日本の改革事業を阻碍せる事實なりとす。

十六、日本の困難 前述の如き次第なるが故に、韓國の革新を欲せば、其政府を

根柢より改造せざるべからず。韓人は既に伎倆なく、廉耻なく、韓廷には一も國家の革新につき、其負荷に堪ふべき人物あるなし。日本は嘗に全然破壊して、其建築を新にせざるべからざるのみならず、故らに反抗的の韓人と、阻碍を事とする韓政府を相手とせる日本が、失策失敗を重ねたる點につきては、多少諒とせざるべからざるものあり。

十七、日本の施設の將來　予は前節に於て、日本の失計の甚だしきものと思惟する點を評し、其事業の困難なりし所以を論じたり。乞ふ、一步を進めて、日本の施設の將來につき一言する所ありしめよ。抑も日本は幾多の人命を犠牲とし、巨億の金錢を消費し、以て韓國をして露國の危害を免かれしめたり。これ嘗に一大事業たるのみならず、また實に韓國一般の多大の感謝に價ひすべきものなり。日本の當初の行動は、壓制非道なるが如けんも、歸する所は教育、進歩、自由の三主義に於て、韓人を保護誘導するの善果を見るべし。露國にして韓國を支配するに至らんか、其韓國に施設する所、東部西伯利亞若くは高加索の標準に超ゆる能はざりしならん。これ韓國々民の感謝すべき一なり。日本は南北に貫通せる鐵道を敷

設し、以て沿道の土地の價格を高からしめ、且つ韓國農民をして、低廉の費用を以て世界の市場に出入するを得せしめたり。鐵道の敷設は、國家の改革にあらずと雖、然も又改革の先輩者たるを得べく、又常に國民の發展を大ならしめ、其繁榮を盛んならしむ。これ韓國國民の日本に感謝すべき二なり。日本は韓國政府に三百萬圓を貸附け、以て財政改革の基礎を置きたり。これ頓て流通貨幣の價格を固定し、以て商業上の取引を便にすべし。是、韓國國民の日本に感謝すべき三なり。日本は又教科書を準備し、學校教師を供給し、必要なる都市の衛生制度を改正し、政費を節減し、軍隊を改良し、愚昧なる迷信を排除せんとするに於て、全力を注げり。以上の施設は、未だ十分の進捗を見ずと雖、然も韓國の租税正當に徵集せられ、國庫の財政鞏固となるに於ては、前述の事業は着々其進捗を見るに至るべし。予の見る所を以てすれば、徵税法正當に行はるゝに至らば、韓國々庫の收入は、人民の負擔を増大せずして倍加すべし。韓國が三千萬圓の收入を得、之を正當に使用するに至らば、善良なる各種の學校、改良せられたる裁判所、公共衛生、道路、燈臺の建設改善は容易に行はるべく、隨つて社會の秩序安寧を保ち、國民の繁榮を増進するに於

て、大なる遺憾なきに至るべし。

十八、日本の將來の成功 日本は終局に於て、臺灣に成功せり。何ぞ韓國に於て然らざるの理由あらんや。日本が當初に於て誤れるは、臺灣にありても然りしなり。されど吾人(米國)も、亦菲律賓に於て多少の失策と誤解をなせり。亦吾人のインヂアンに對する行動は、何人と雖之を正義とし巧妙なりとするを肯んせざるべし。日本は其特殊の注意を拂ひたる方面には、實に卓越せる技能を有す。即ち其戰術戰略の如き是なりと雖、韓國統治の方法に至りては、今將に練習の途中にあること、吾人の菲律賓統治に於けるが如し。予は京城を去らんとせる時、支那公使と會談するの機會を得しが、話次日本の事に及び、公使は予に謂つて曰く、日本は結局韓國を東洋の公國となすならんと。公使は久しく英國と米國に駐在せし人にして、其識見自ら凡俗を抜く者あり。而して韓國の事情に通ずるは、予の比にあらず。故に其日本の前途に關する觀察は、極めて正確にして、價值あるものたるは予の信じて疑はざる所なり。

十九、日本に對する希望の一 予は固より事情に通せざる所あり。又固より高

明なる批評家にあらずと雖、公平に然も冷靜に韓國の事情を考へ、一言以て日本の將來の政策に論及せんと欲す。予の所見によれば、日本は韓國を以て眞に獨立自主の國たる如く、託言するを止めざるべからず。斯くの如くするのは、單に外交上の虚構たるに過ぎずして、最早何等所要の目的に益することなし。新日英協約は、明かに韓國に於ける日本の宗主權を認めたり。日本は唯將に宗主權を行ふべきのみ。かの助言を要せざる大臣輩に助言をなし、勢力の後援なき勸告を無視する官憲に勸告するが如き政策は、斷々乎として之を廢止せざるべからず。之と同時に、諂詐極まりなき韓國政府に責任を別つが如きとなく、各種の改廢自ら其任に當り、其責を負ふべし。韓國の獨立は實か虚かの一出でず。實なるか、日本は全然半島に於ける爲政の干渉を廢すべし。虚なるか、日本は進んで其行動の結果に對する責任を負ふべく、決してその操つ居れる人形の背後に隠るゝが如きことあるべからざるなり。

二十、日本に對する希望の二 日本は韓國人民の權利に、一層の注意を拂はざるべからず。昨年予の韓國に赴きし時、予は一見して最急の必要は政治的社會に

正義の鼓吹にあるを感せしが、再度の視察をなすに及び一層此感を深くせり。日本須らく急速に其移住民の行爲を監督し、更に進んで韓國官憲の盜賊的行動を禁遏し、以て韓國國民の身體財産の安全を保障すべし。之に反し、現時の状態を以て進まば、日本人に對する韓國國民の反抗の感情益々其度を高め、終に年所を経るも消滅せざるに至らん。韓國國民は威力により鎮壓し得べしと雖、斯くの如きは露國が其附庸に施して満足なる結果を得ざしり前例に鑑み、日本の採るべき良策にあらず。日本の政策は虚偽の託言を廢し、決然として韓國官僚の手足を掣し、然る後正義の政治を以て國民を保護し、其尊敬と信用とを得るにあり。豈他あらんや。近刊の太陽に於て、島田三郎氏は説をなして曰く、韓國國民をして吾人と調和して行動せしむるは刻下の急務なりと。これ實に予の意を得たるものなり。若し日本の施設、其當を得ず、韓國國民を懷柔するの途を誤らば、韓國は吾人の時代に於て、決して東洋の公園たらざるべし。これ予の深く憂ふる所なり。

第四節 日清談判に對する露國人の觀察

日露媾和條約に依つて、日本は更に清國に對して協商せざるべからざる者あり。之が談判に對し、露人は如何に觀察を下せしかを見るは亦必要の事に屬す。上海に於ける露國派新聞紙は、北京通信を載せて曰く。

小村大使北京に到着してより、既に二週間を経過せり。而して此二週間に於ける形勢は、其模様を全然一變したり。蓋し日清全權の初めて相會ふや、心中互に幾多の誤解を抱けり。即ち清國全權は、北京に於ける現下の悲しむべき状態と、政治機關に適當なる首長を有せざるの事實よりして、錯愕消沈し、爲めに極めて荒唐無稽なる風説をも直に信用し、且つ何か驚くべき事態の出來するならんと思惟し、又日本全權は今度こそ極めて立派なる外交的勝利を制するにあらずんば、到底本國人士の賛成を得る能はざるべきを確信し、要求の個條を揃へて冷酷嚴峻なる態度を示せり。其状恰も、若し彼等にして少したりとも緩ならんには、其計畫が直に破壊せらるるものゝ如くなりき。然も此狹隘なる態度は、今や双方とも著しく變化したり。即ち清國全權は、清國人中學問をなしたるの故よりして、清國は日本に對し、國威勢力を揮ひつゝあるものなりと思惟せる愚昧の徒あるを發見し

随つて日本は單に滿洲撤退を拒絶し、若くは目下滿洲に於て行へる統轄權放棄を拒絶することに依りて、其要求を貫徹せしめ得るものなることをも看取したり。思ふに、人若し豫め一定の計畫を定め、而して斷じて之を變更することなかるべしとの決心を以て事を初めなば、これ必らずや失敗を招くものにして、吾人は此教訓をボーツマスに於けると等しく、又今回の談判に於ても學び得たり。即ち日本全權は、清國人が政治屋を以て單に口舌の機關に過ぎざるものにして、其云ふ所は少しも事實の基礎を有せざるを以て、彼等が清國の老政治家に取つて代らんとするが如きは、到底不可能なりと知得せるを發見したり。日本全權の態度は、本國人士の想像するよりも遙に強硬なり。然れども北京の日本公使館は、日本が戰爭中斯くの如き成功をなしたるに拘らず、なほ他の五箇國公使館よりも勢力少なし。即ち日本の要求にして條約となりて現はるゝにあらずんば、日本の強硬なる態度も自らにして其目的を没却すべく、延いて日英同盟は一種の滑稽に過ぎざることとなり。これ内田よりも有力にして策あり、且つ機敏なる小村の直に看取したる所なり。若し小村にして、世人の想像するよりも讓歩すること少

なしとせば、これ専ら本國の形勢の然らしむるものなり。蓋し日本の現政府は、極めて偉大なる道德的勇氣を有せる人が採るべき政策を、多くの點に於て採る能はざるものなればなり。小村は其熱誠眞摯を以てして、其政敵にすら好印象を與へたり。これ過言にあらず、然も其外には云ふべきの一事なきなり。即ち如何にして、談判が變化し來りたるかを知らんと欲せば、かの日本の要求條項を一々検査すれば、最も能く目的を達するを得ん。即ち、要求中、三箇條は全然放棄せられ若くは放棄せられんとすと信せられ、五箇條は妥協成立し、二箇條は修正の上、承諾せられ、残る五箇條即ち滿洲に於ける清國の主權に關する者は、目下の澁滞を來しつゝある所以なり。放棄せられたる三箇條とは、第十五條滿洲に於ける利權を外國人に附與するに當りては、先づ第一に日本と相談すること、第十六條本條約の有効期限を十箇年とすること、第十二條鹽業監掌の權是なり。

妥協の成立したる者は、第一條關東州租借權を日本に讓渡すること、第五條日本は滿洲を撤退すること、第六條牛莊、奉天、安東、吉林、寬城子に領事館及び軍事哨所を

設置すること。第七條牛莊奉天吉林及び萬國貿易の爲め開放せらるべき地點に銀行を開設すること。第十三條鴨綠江の兩岸に於て營まれつゝある材木業其一是公然日本政府の保護の下にありを、日清シンヂケートの手に委ねること等是なり。又未だ妥協成立せざる條項は、(イ)東清鐵道所有權、(ロ)該鐵道を各方面に延長すること、(ハ)日本の鐵道守備隊を設くること、(ニ)日本の郵便電信局設置、(ホ)清國税關を日本の税關長の手に委ねること是なり。聞く所に依れば、日本人が滿洲に住するとは全然禁止せられ諸都市は萬國貿易の爲め開放せらるべく、日本は露國の滿洲占領時代に東清鐵道に依り開掘せられつゝありし三炭坑及び其外二炭坑に對し優先權を有するのみ。目下談判は専ら右の五箇條に懸り居れり。右の五箇條には、それ／＼但書あれども、それは秘密となり居れり。一般に信する所に依れば、若し清國にして價格を問はず、東清鐵道を買收せば、日本が之を所有して、延いて各國の南滿洲に於ける條約權に及ぼすべき侵害を沒却するを得べし。又信せらるゝ所に依れば、若し七八百萬磅の金を與へなば、日本は喜んで本鐵道及び目下要求せる支線をも賣却するならん。然れども何か不意の著しき變化起るに

あらずんば右の如き賣却の行はるべき機會なし。慶親王は此買收説を賛成し居れり。然れども今日までの處、官邊以外の金とては、白佛兩國公使を通じ、白佛シンヂケートが貸金の申込をなしたるのみ。勿論日本は、表面こそ支那政府なれ、其實は白佛なるものに對し、鐵道を賣却すること能はざるべく、英國の資金ならんには或は之に應ずるならんも、英國は未だ資金調達の申込をなさず。

第二章 歐米人觀察の變調

第一節 日米の關係に對する彼等の觀察

其一 排日感情に對する彼等の觀察

日露戦後は日清戦後よりは更に戦勝の結果に對し、大に列強の猜忌嫉妬を受け漸く其聲を大にし來れる狀況は、彼等の論評に就き一々指點するを得べし。特に互に親善なる日米間の關係、即ち米國の人士さへも、日本に對する猜忌の念禁する能はざりし爲め、日米開戦論を唱ふるものあるに至れり。

露國政論家メンシコフ氏は、東亞に於て今後日米相争ふに至るべきを論じ、自問自答を試みて曰く。

一夜樓に出で、四方を眺望せしに、四方暗澹寂寥たりしが遙に山の彼方に當りて轟々たる音聞え、火焰炎々として天を焦すが如く、その物凄さ云はん方なし。予自問して曰く、これ何等の兆ぞ、戦争再燃すべきか、再び腥風腥雨の慘劇を演ずることなきかと。

人あり、予の耳に呶きて曰く、憂ふる勿れ、戦争は再燃せざらん、否、戦争は起るも最早我等を相手とするの戦争にあらず、而も彼の難解の人民が猶世界を驚かすこと一再にあらざらん。

問、日本人の、今日堂々たる艦艦を絨装し、孜孜として陸軍を擴張するものは何の爲めぞ。

答、これ固より戦争準備の爲めのみ。されど露國と戦はんが爲めにあらず、露國と戦ふには今海軍は全く必要にあらず、古き陸兵のみにて足れり。露國が斯く辛苦して集中したる軍隊を解散せんとするは、日本の能く知る所なり、復讐の如き我等の方よりは思ひも寄らず。

問、然れども日本人は、次回の戦争に依りて、已に樺太島の半ばにあらで、西伯利亞の半ばを割取せんとするの心算あるにあらざるなきか。

答、心算あらん。然れども我等を相手にせざるの戦争に更に有益の心算あり。抑も西伯利亞は日本人に取りて何の益をなすものぞ。斯かる深山幽谷に入りたる者は我等無謀の徒のみ、日本人は樂園に生長したる子女なり。西伯利亞に於て目

に觸るゝものは、鬱蒼たる森林にあらざれば、茫々たる沼地のみにして、北極は互寒にして到底人間の住所にあらず。唯僅に其南部に植民を見るのみ。燦然たる文化は永久決して此くの如き地に起るを期すべからず。これ日本人の能く知る所なり。日本人は既に滿洲と朝鮮とを征服して、同方面に取るべきものは已に悉く取りたり。日本人は西伯利亞の半ばを割取して白雪皚々たる曠野に植民するが爲め、貴重の人命を犠牲にする如き愚者にあらざるなり。苟くも野心勃々としてなす所あらんとせば、かの勇武の民は、必らずや其鋒先を他の方面に向けん。

問、何等の方面に向くべきか、印度支那か、印度か、はた支那か。

答、何れか其欲する方面に向くべきも、唯其目指す所は西伯利亞にあらず。日本人は熱帯の下の群島に生長したる人民にして、熱帯地方の天然の美を愛する者なり。印度支那は殆ど全く無防備なるも、日本の最初の目指す所は想ふに同地方にあらずして、その最近に起るべき戦争は、恐らく米國を相手とするの戦争ならん。而して此日米戦争は思ふよりも早く起らん。

問、そは何故ぞ。

答、當然の理由に依るなり。北米合衆國は日本が自國の領土と見做す島嶼圏内に侵入して日本を壓迫せり。米國は布哇、菲律賓を占領して日本の最近に手に入るべき副業を奪取したり。天富の無限なるズンド諸島亦同一の運命に罹るに於て、日本たる者豈黙視せんや。此等の群島たる實に天富の粹を集めたるものなり。日本にして今日これを略取したらんには、數千年間其人種の食糧と繁殖の道を安固にするものなり。此群島中の一島の生産物にてすら、西伯利亞全土の人民を養ふに足る。更に同群島の南に羅列する島嶼は、日本の故土にして、其祖先たる馬來の海賊は之より出でたり。同地方の氣候は、西伯利亞よりも日本人に適するや論なきのみ。就中日本人の垂涎するは、日本の最も近き莫大なる南部の群島是なり。同群島は抵抗力の最も薄弱なるものなり。

問、所謂群島とは菲律賓群島ならん。該群島は今や已に西班牙人に屬せざるにあらずや。

答、然り、同島にして猶西班牙の所領なりしならんには一擧手の勞のみ。日本の愛國の志士は、米國に先んせられたるを見て、噬臍の悔あるや必せり。然れど

も今日猶之を取る敢て難からず。

問、米國人豈其掌中より爬み取りたるものを放つべしと思ふか。

答、放つべく餘儀なくせらるゝに於ては已むを得ざるなり。試に思へ、露國は一且其獲得したるものをば、決して放棄するものにあらずとは、世人の等しく言ふ所なりしに、廣漠豊富なる滿洲を棄てたるにあらずや。其之を放棄したるは維持法の其當を得ざるが爲めなり。而して之を維持すること不便にして甚だ遠く且つ至難なりき。菲律賓も亦殆ど斯かる位置にあるにあらずや。之を征服するは易々たりしも、之を維持すること米國に取りて甚だ難し。菲律賓群島は米國よりも日本に近きこと十倍なり。

問、事變は如何にして起るべきか。

答、想ふに日露戦争に酷似せん。目下日本の軍備は米國に勝り、その海軍は優勢にして實戦に慣れ、其陸軍は米國の陸軍に二倍し、實射に長じ、戦勝の餘り士氣旺盛なり。日本必らずパナマ運河の開鑿せられざるを利用して、米國艦隊は曾て我露國艦隊の如く一大陸にて分割せられん。日露戦争に於て西伯利亞が露國を憐

ませし如く、菲律賓を米國と隔つる茫々たる大洋は米國を惱まさん。若し現在の情態此くの如く相似たりとせんには、その結果も亦必らず同じからん。開戦の口實は外交家の手腕にて如何様にしても求め得らるゝものなり。假りに開戦宣告せられたりとせんには、外交斷絶の電報華盛頓に達するに先ちて、日本人はまた必らずや詐偽手段を以て馬尼刺を占領せん。彼等は十萬の兵を上陸せしめて、米國艦隊の來たるを待ち、之を遊へて立地に撃破せん。

問、併し米國人若し日本艦隊を撃破したらんには。

答、「若しとな、若してふ言は大事業を企つる國民の爲めに存せざるなり。日本人の作戦計畫の緻密機敏なること、猶奈破翁若くはモルトケの如し、日本人は一も「若しもの患ひなくして我露軍を撃破したる如く米國人をも撃破せん。」

問、然れども米國人は立派なる海國男子にあらずや

答、通商貿易の航海に關しては然り、唯海軍々人としては未だ十分の經驗なき者なり。西班牙との戦争の如き戦争と云はゞ云へ、老耄したる弱國民を相手としたるを以て、一舉手一投足の勢なりしのみ。

問 然れども米國人は未だ老耄せず彼等を撃破する豈戲談ならんや。

答 固より戲談にあらず日本人徒に戯れんとするものにあらず日本人は目下の處米國より優勢にして目下の處勝算其手中にありこれ日本人の好機逸すべからずとなす所なり若し此目下の好機を逸したらんには日本人に取りて噬臍の悔あらん日本が米國を撃破するの必要なること猶支那及び露國を撃破したるに等しく其實此二國を撃破したるよりも更に必要ならん。

問 何故に然るか。

答 日本に取りて恐るべきは米國のみ視よ米國の發達旭日の如く而も猶幼穉にして氣力旺盛なり彼は已に太平洋を以て米國の湖と稱したり曾て露國の鷲が其爪を黃人種の大陸に突き込みたる如く米國の鷲は今已に日本に最も近き二大群島を掠めたり昔カルタゴの羅馬に取りて危険なりしがごとく米國は日本に取りて危険此上なし若し日本にして今日米國に打撃を加へずんば米國は四方より日本を壓迫せん米國は日本の貿易工業植民を絶滅して日本の太平洋に出づるの道を塞ぎ又その大陸に雄飛するの道をも杜絶するに至らん米國の撃

破せられざる間は日本は到底大陸に何等の大事業をも企つるに能はざるなり。般鑑遠からず日露戦争に於けるが如く事苟くも日本に取つて光榮なる終局を見んとする場合に際すれば米國は直に出で調停の任に當るなり。

問 然れども日本はルトズヴェルト氏の提議に賛同したるにあらずや。

答 然りル氏の調停を以て己れに取りて利なりと想像したればなり而も結果は全く反對に出でたり米國の舉措極めて狡猾なり米國はあらゆる手段を弄じて日露戦争を煽起したるが其實恐らく日本の敗衄を期したるならんも日本軍の連戦連勝するに及んで俄に態度を一變して日本の反對に出でたり若しルトズヴェルト氏にして強硬に勸告せざりしならんには日本は決して樺太島の半ばを以て満足せざりしならん當時ル氏の日本皇帝に頻りに發送したる電報は結局殆ど侮辱に互るほど酷なりと云へり日本人は執念深き人民なり決して之を恕せざらん日本人は曾て日清戦争の揚句日本人の大陸雄飛を防止したる露國を恕せざりし如く今又日本の滿洲全土を蹂躪するを中止したる米國をも恕せざらん。

問、日本人果して米國に勝たば如何なる態度を執るべきか。

答、通例强者の弱者に對して施すが如き事をなさん。即ち菲律賓、布哇を割取せしめ、米國の海軍を全滅し、貿易を絶ちカルフォルニヤを占領せん。

問、日本人豈米國大陸にまで出兵すべけんや。

答、何故出兵せずと云ふや。今日太平洋を航行すると西伯利亞の荒野を通行するより易し。百隻の汽船あらば百萬の貔貅を輸送するを得ん。若し日本にして滿洲に數十萬の兵を揚陸したりとせんには、何すれぞ之を米國に揚陸する能はずと云ふや。米國艦隊を全滅すれば可なるのみ。米國は日本に取りて露國よりも遙に攻め易し。露國を攻めんとせば、遠く西伯利亞の山河を跋涉して中途凍死するの恐れあるも、日本より米國に渡るものは三週間の海上の遊戯旅行たるのみ。

問、然れども米國の南北戦争に徴すれば、米國人も勇悍頑強に奮闘するにあらずや。

答、或は然らん。然れども日本人は如何なる勇武をも恐るゝものにあらず。日本人の恐るゝ所は唯作戦計畫と戦備と技術のみ。此點に於ては米國は無論日本人

に及ばざる遠し。米國の陸軍と云へば國民兵のみ、立地に百萬の兵を召集して之を教練するは、軍事の素養なく、將校の幹部を有せざる米國のなす能はざる所なり。加之、米國兵其者の性格に疑はしき點あり、四十年前までは米國の兵たる者は農民なりしが、今や米國兵の三分の一は勞働職工にして、怯懦なる町人は亦三分の一を占む。故に予は米國が手厳しき戦争に遇はゞ、カルタゴの如く賠償金を出して其局を結ばんとし、其額の如き問ふ所にあらざるべしと思ふ。

問、米國人豈賠償金を出すまで屈從せんや。

答、佛國人は米國人に劣らざる傲慢自負の民なるも、拿破翁大帝の時代、猶同國民の記憶に新たなる時、屈伏して賠償金を出したるにあらずや。今試に日本の勝利の結果如何に莫大なるかを思へ、世界に屈指の豊富なる布哇、菲律賓群島を占領し、カルフォルニヤ及びクロンダイクに於て夥しき獲得物をなしたるの外、日本は米國より數億弗の償金を剝ぎ取りて、嘗に過去の戦費を償ふのみならず、將來の軍事費をも準備せん。日本人は米國より取りたる金を以て國債を償還したる外、優勢の海軍を造りて、英國をして心膽を寒からしむるに至らん。

問 英國豈斯くまで傍觀坐視日本のなすが儘に放任すべきか。

答 英國にして放任せざれば或は可ならんも、勢ひ黙視せざるを得ず。英國には印度と稱する傷つけ易き弱點あり。而してこの印度も亦英本國よりも遙に日本に近し。此外英國には、猶無防禦の濠洲あり、加奈太あり。今若し海上に有力なる掠奪者の權力を逞うすることあらんには英國の喜ばざる所なり。英國は軍事上に就きては米國と同じく準備整はず。輒近日本は頻りに亞細亞統一策を講じて今已に印度に及びべし。英國が優勢なる海軍を集中するに先ちて、日本人は恐らくカマッカッタを占領せん。

問 前途如何に日本人は進んで印度を征服すべきか。

答 疑ひなし、日本人は伶俐なるを以て廣大なる征服に其人種を殲滅する者にあらず。彼等は智慮あり達見ある者なり。今日時勢は昔日と變りて、人類の文明開化の光を消すにあらずんば、永く人民を捕虜として己れの權下に屈伏せしむるに能はざるは、日本人の能く知る所なり。支那も印度も亞刺比亞も露國も將阿弗利加大陸たりとも、一時或は征服するを得べきも、永久に之を占領するは難し。昔

に難きのみならず寧ろ不必要なり。

問 然らば日本の此くの如き大戦争を企つるの目的那邊にありや。

答 目的は單純なり。他なし己れの人種の爲めに領土を準備するのみ。日本人は其領土たる島嶼に於ては、實際狹隘を感じ、目下其狹隘なるに苦しむのみならず、將來の爲めに苦しむなり。北方には猶空地多きも、兎に角日本が永久鼓爾たる島嶼に閉ぢ籠められたりとする一片の思想は、五千萬の人民をして慨嘆蹶起せざるを得ざらしむ。然れども日本は附近の群島を占領し、其領土を數倍したらんには其戰熱自ら冷却し、既に人民を支ふるに足るだけの領土を有するを感じ、茲に戦局を結び、戈を擲つて鏖に代へ世界の戦争亦恐らく終局するに至らんなりと。さて又倫敦電報に依れば曰く。

風説によれば在日本の露國政府の代表者は、日米の衝突は遂に避くべからざることを信じ、露國政府部に於ても極東に戦争破裂すべしとの説専ら行はれつつあり。横濱駐在の米國總領事が、日本人は公然直に武器を取りて起たんと語りとの風説傳はりしより、人心大に激昂せり。聞く所によれば、太平洋沿岸の白人

全體は斷乎として日本人を排斥するに決し、ルーズベルト氏又飽くまでも日本人を公平に取扱はんとの意を示せりと。米國政府は亞細亞艦隊を増して八箇戰隊とし、太平洋艦隊と云へる名の下に二箇艦隊を組織するの準備をなせりと云ふ。

又獨逸一部の新聞は、日米間に戦争破裂すべきことを論じ、フオッシュニエツアイツング新聞の如きは、兩國間の戦争は到底避くべからず。要は只時期の問題のみ、米國は戦争を遷延するを以て利とし、日本は戦争を取急ぐを以て利とすべしと云ひ、ライクスボーン新聞は、獨逸にてマリアナ群島及びカロリン群島を領有することは日本の發展を妨害するを以て、獨逸の太平洋上に有する利害は日本の擴張と衝突すべしと憂慮せり。

明治三十九年より明治四十年、明治四十年より四十一年に及び、此種の電報の日々諸新聞に掲載せらるるもの、枚舉に遑あらず。紐育發電に依れば曰く、

黃禍の微菌、未だ容易に米國に於て其跡を絶つに至らず。現に其毒質旺盛の驚くべき一證は、昨夜華盛頓にて催されたる米國海軍協會年會の饗宴にも表はれ、其

席上かの知名なる市民たり法學者たる米國大審院判事ハーラン氏は、東西兩洋間の關係に付き忌憚なき一演説を試み、世の耳目を聳動せしめたり。氏は少しも忌憚する處なく、黃白兩人種間の衝突は單に時日の問題たるべしとの確信を有する旨を述べ、尙斯くの如き戦争は絶対に確實なるべく、而も其規模の大々たる恰も地球を根柢より覆へすが如きものあるべしと言へり。而して米國が此恐るべき活劇に於て立役者たるべき運命を有する事も、又氏の等しく確信する處なり。然れども氏は決して侵略に對する辯疏をなすものにあらずして自衛を論ずるなり。即ち時節到來の曉に於て、氏は米國が之に應ずるの準備完きを欲するものなり。然らずんばその結果の恐るべき何等の言辭を以てするも到底之を盡すべからず。蓋し演者獨特の地位及び其大統領と親密なる間柄等に見て、如上の演説は到る處多大の注意を惹けり。ハーラン判事は近來世人の視聽を其一身に集むる事頗る大なるが、さきにも去月下旬催されたるケンタッキー會々食の際、大統領の該會に宛てたる親書中に、米國の立派なる愛國の老志士にして敬賞すべき公人たり、其軍務に従へる時に於ても、はた公私生涯に於ても米國市民の最

高典型たるを示せる人なりと記されたる名士なり。固よりハーラン判事は、其演說中敢て國名を指示するの愚を學ばざりしと雖然も其意中日本を以て來たるべき黄色人種新發動の鼓吹者たるべしとなせしは、無論一般の感得せし處なり。

該演說中、右以外に涉りて述べたる諸點は、軍備擴張殊に軍艦製造が時機に適せる至當の處置なる事及び海軍協會員に向つて國家將來の歴史に對する要素として海權の頗る重要なる事を一般世人に知らしむる爲め、飽くまで其勸誘運動に盡瘁すべしと獎勵せる事なるが、蓋し海權を得るにあらずんば國際的勢力及び優越力の存在期は到底一時的のものたるを免れずと。

東京監督オードリー僧正は書を倫敦タイムスに寄せ、日本の對外政策を論じて曰く。

タイムス記者足下、二三年前より穿鑿家は日本が米國と開戦することなきや、はた彼等が濠洲に侵入を敢てすることなきか、或は亦日本が菲律賓群島を窺竊し居るにあらざるかの問題に就きて檢討頗る旺なり。是に於てか我等日本に居住

せる者は數言を吐露して、此誤解の消散に努むるは強ち冗言にあらざるべきを信す。西洋の新聞紙が如上の風説を傳へ、更に反響して日本の新聞紙上にも之を散見するに至れりと雖然も日本に在留する吾人は未だ嘗て此等の風説が平和を紊亂するの動機たるべき憂懼の念に襲はれたることなき一點は、爰に本文の冒頭に於て記載し置くの必要あり。先づ亞米利加問題に關しては、識見高邁なる日本政府は能く米國西部海岸の地方的勞働問題の悶着と、大統領ルーズヴェルト氏及び其政府の誠實なる態度とを識別し得たるものなり。然れども英蘭銀行總裁は、衷心同問題を憂慮し居るが故に、只予は之に對して説明を與へんとする者にして、此外に該問題は何等記述に値ひするものなしと思ふ。若し此問題にして事實あり得べきとならんには、開戦の風説は夙に日本の財政上に重大なる損傷を與へ、延いては間接に世界の各方面に影響したる筈なり。

予が豫見し得る範圍内に於て云ふときは、日本が本問題に就きて懸念せる一事は、決して米國に渡航して此處に移民せんとするにあらず、日本は米國以外の地に移民する方得策ならん。只日本は此點に於て列強國民と差別を劃せらるゝ

を欲せざるにあるのみ。是、日本が對米問題を重要視する所以なり。若し米國の排斥が他國一般に適用すべき主義の上に樹立せらるるか、若くは日本の受くべき待遇が英並に他國民の受くる所と全然同一なるに於ては斯くの如き危険の形勢が惹起せらるることなきなり。何れの國に於ても、多少の熱血漢あるが如く、日本に於ても亦之あるを免れざれども、予は只爰に該問題の如きは、日本に於て微弱なる主戰派をさへ發生せしむべき勢力なきを開陳するを以て十分なりと信ず。日本人の或者の如きは、泰西に於ける黃禍論を娛樂として讀了せり。更に濠洲問題に關して日本人の頭腦は極めて冷靜なり。然らば濠洲諸新聞に記載され、轉じて他方面に反響せる、日本は必然に濠洲を慾望すとの兆候は如何にして發現せられたるか。思ふに之に對する答辯は單純なる能はず。日本は一小島に於て人口急速に増加しつつあるに、一方濠洲に於ては其一平方哩に居住する人口僅に二人を出づることなく、且つ其増加も急速ならざるに拘らず、彼等は濠洲即ち白人勞働者のみにては開拓する能はざる濠洲全部をば、彼等の專有物となさんとす。而して一方に於て、最近の極東に於ける戰爭は、縱令支那の如き稠密の人口を

有する邦國と雖、進歩的方法に依つて其富源を開發せんとする者に對しては、之を排除するの利權を行使すること能はざる理論を、事の是非は別問題として確證したり。由來發展しつつある國民は、それだけ國富の開発せられざる土地に於ける野蠻種族より驅除せらるべきものにあらず。ヌオリ族即ち北米印度人は、恰も遊牧民の如くにして、彼等が散在せる土地に於て繁榮する能はざるなり。之を一層平易に説明すれば、茲に全く無人の地域ありとせんか、假令同一國の他の地方を領有する人民あるも、其無人の地域を保有せんとは不能なり。予が洞見し得る限りに於ては、日本人が濠洲に對する計畫の風説は、全く無稽にして、只そは濠洲の土地を使用する能力なき者の不安の念に發したる者なり。日本に於ては、微塵も斯くの如き思慮の行はるることなし。若し濠洲人が自身濠洲を保持せんと欲せば、迅速に之を世界の有用物となすに努力せんことは頗る望まじき事なり。過剰の人口を始末せざるべからざる多くの邦國あるに當りては、土地は領有せられざるまゝに永久存続し得べきものにあらざるなり。唯若し濠洲人にして濠洲は濠洲人に委したる方、世界の利益なりと認めらるべき方法に於て、彼等が土

地を使用せば、彼等の本心は慰安を受け其憂懼の念は緩和さるべきなり。菲律賓問題に關しても世論の囂々たるものあり。そは職として米國の現状維持を主張する連中に依り、唱道せられたるが如し。此問題に就いても亦予輩は、日本人側より彼等が菲律賓の領有を欲するの意思あるを發見したることなし。此くの如きは實に米人の臆測に過ぎず。或幻想の場合來たることあらば、日本の希望は濠洲にあらずして菲律賓にあること極めて明瞭なり。而して予は少なくとも此處若干年の間、米國が菲律賓群島を緊密に保有せんことを誠實に冀望すべきを信じて疑はず。現在日本の財政は、更新の負擔責任を擔ふべき状況にあらざるなり。彼は内に於ては鐵道の國有あり、外に向つては滿韓の開發事業あり、單に以上の經營のみを以ても優に數年の長きを要す。然れども米國が、若し菲律賓群島を放棄することあらば、日本は歐洲強國が之を掌中にして近隣を脅かし、爲めに其太平洋上の利益を確保せんとして海軍擴張の餘儀なき趨勢を傍觀せんよりは、寧ろ進んで其負擔を擔はんことを敢てすべし。

上述の事柄は、予が特殊政治上の知識を有して之を記述するにはあらず。唯日本

に居住せる外人の判断し得る限度に於て、常識に基づく見地上、並に以上の事項に關し、日本人間に輿論として認むべき喧騒の聲なき事實を根據として、茲に數言を開陳せんとするのみ。泰西の人士は其新聞紙が喧傳する無稽の言論に惑はされ、煙の揚がる處には火ありてふ推理を應用して、誤解を惹起したる結果は、必らずや日本の利害關係上殊に其財政上の點に向つて不當の毀損を與へつゝあるならん。予は爰に擱筆するに當り、日本に對し排斥政策を標榜して國民を煽動せんとする者に向ひ、事の甚だ危険なるを警告せんと欲す。日本は既に強大の國となり、清國も亦將に面目を一新せんとするに當りて、人種其他の見地より、濠洲は濠洲人の濠洲なり、若くは、米國は白哲人の米國なり等の排斥論を唱道するものあらば、そは却つて、極東は極東人士の極東なりてふ號叫を喚起するに至るべし。而して極東の諸國民が發展し來りて、其國富充實するに及んで、歐米人士が「我々白哲人は貴國に入ることを得べし、但し貴國人の本邦に入るを許さず」との思想は遂に何人も之を寛恕するに由なかるべきなり。

米國排日本問題に對するランド博士の意見は左の如し。

桑港市の或學校より日本子弟を排斥せりと云ふ問題は、必らずしも大事件と云ふべからざるが如きも、予は労働組合の日本人排斥の趨勢及び日米兩國間に於ける商業競争の前途に顧み、深き懸念なき能はず、萬一にも從來最も親密なりし日米の干繋にして、幾分にも冷却するが如きことあらん乎、これ獨り兩國の不幸なるのみならず、文明世界全體の不幸なるべければなり。而して斯くの如き不幸を防止せんとせば、兩國の人民互に能く各特種の事情を明かにするより好きはなかるべし、予は米國にあるや毎に日本の事情を國人に知らしむるに努めしが、今貴國にありて次の問題に接す、請ふ聊か米國の事情を語るを恕せよ。

一、米國の人民は從來蘇格蘭、英蘭、愛蘭、スカンデネヴィヤ、獨逸等より來れる移住民により組織されしものなるが、就中蘇格蘭、英蘭、スカンデネヴィヤより來りしものは殆ど皆良民と云ふべく、愛蘭人の幾分、獨逸人の多分も亦米國の制度國風を解して、善良の要素たり。獨り近年に至り、毎年多數の伊太利人、匈牙利人、ポヘミヤ人、露國猶太人等移住し來り、其多くは極端なる社會主義を持ち、或は愚昧の結果、労働同盟又は政界の野心家に誘惑され、爲めに社會に大害を及ぼすことあるを記

憶せざるべからず。最初の植民及び其子孫は名節を重んじ、神を敬し國家に忠誠なるものにして、其米國一般に對する干繋は、宛も日本武士の國民一般に對する干繋の如きものありしも、不幸にして近年移住者の品質著しく劣等となり、且つ其數の多きに由り、感化の程度は日本武士の感化に及ばざるなり。一例を舉げて云はんに、今より二十五年前、予の始めて他州よりエール大學教授としてコンネチコット州に來り、選舉資格を獲んとするや、或獨逸移住者の未だ完全に英語を解せざる役人の前に於て、予が米國憲法を素讀し得るや否やの試験を受けしことあるを記憶す。而して此事米國に於て最も智識の程度高き大學所在地の、ニューヘーウンに於てありしことなり。

一、此外、資本と労働の衝突あり、これ米國に於てのみならず、文明世界一般に於ける一大難問題なるも、米國に於て其衝突は殊に甚だし。想ふに米國にて資本家と云ふべきもの二三十萬人もあるべく、之が反對に立てる労働者は一二百萬人もあるべき乎。而して此兩者の争鬭の爲めに苦しむものは八千萬の人民なり。トラストも労働組合も同じく國家の不利を謀りて至らざるなし。太平洋沿岸に於て

此状態殊に甚だしきものあり。今回の學校問題のみならず、桑港及びカリフォルニア州は、從來毎に米國政府の迷惑となる事をなせり。

一、米國の政治組織に依れば、カリフォルニア州は十分に桑港市を監督すること能はず。又合衆國政府は十分にカリフォルニア州を監督する能はずして、桑港市の自治權能範圍内に於てなすことは、直接に合衆國政府及び人民全體の責任に歸すべからざるものあり。例せば、罪人の取締に關する權能は桑港市の警察及び法廷に屬し、州知事は唯必要の場合市長の請求により援助を與ふるを得るのみ。更に合衆國政府は、市の暴動に依り郵便事務を妨害すと云ふが如き場合に於て干渉するを得るのみ。殊に近時桑港は無秩序甚だしく、官憲及び労働組合の勝手の振舞見るに忍びざるものあるも、多くは中央政府の干渉を許さざるなり。

一、震災後桑港は殆ど全然破壊に屬し、人口の一半乃至三分の一は他に移轉し、下等暴民は時を得たりとして跋扈し、労働組合は手段を擇ばず、組合以外の労働者の來たるを防止せんと努む、之が爲めに第一に害を受くるものは中流以上の良民なり。例せば労働組合が他の労働を排斥せる結果、賃金として不當の利益を貪

るもの遂に數百萬弗に上るべし。資本家は有效なる低價の労働の輸入を希望するも殆ど暴民の勢ひに敵し難し。

一、今回の事件に就きては、予は貴國の人々が是迄米國各方面に於て日本學生に對し種々の便宜を與へ之を歓迎し來りしことを記憶せられんことを希はざるを得ず。これ即ち米國一般の真相にして、桑港に於ける出來事は一の除外例たるに過ぎざるなり。米國人は貴國に對し毎に好意と尊敬を表し、今回の事は深く恥辱とする所なり。予は桑港に於ても、暴民等をして久しく其勝手の振舞に放任するなからんことを信せんを欲す。

一、予は貴國人に對し、若し一言の忠告を許さるゝあらば之を言はん。貴國政府より威嚴ある抗議を米國政府に致されし以後、若し中央政府の權力に限りある爲め、桑港市の行動を十分監督する能はざることもあらん乎。貴國人は宜しく桑港をして當分其運命に放擲すべきのみ。若しも桑港の諸大學に於て日本人の入學を拒まば、他の幾多の米國大學は喜んで日本人を迎へん。若しも桑港市が日本の有效なる労働を拒まば、他の地方に於ては寧ろ之を歓迎せん。桑港も日本

易を必要とせずば、シャトル、タコーマ、ポートランド等は争うて桑港より日本貿易を奪ふに努めん。桑港は其不正行爲の、必らず何の時に其酬を受けて、痛く前非を悔恨する時あるべきなりと。

博士の意見の公平無私なるを見て、米國人士宜しく紳に書すべきなり。
紐育トリビーンは華盛頓通信を掲げて曰く。

米國憲法第六條は今や州の地方官憲に對し、條約規定の尊重を強制する爲め、其應用を見んとす。これ北米合衆國の歴史に於て、實に今回を以て嚆矢とする所に於て、州の自主權説は、茲に南北戦争以來の最も痛切なる打撃を蒙らんとするものゝ如し。米國政府は從來地方の行爲に對して十分の干渉をなすこと能はず。これが爲め米國の外交關係をして重大なる煩累を蒙らしめ、米國憲法は外國と締結したる條約の履行を各州官憲に強制するため、十分の權利を與へたるものなりとの主義は、未だ判明するに至らざりしなり。然るに今や一日本人は自己の兒童が公立學校より排斥せられたる事件に就き、日米條約第一條の違反に關する訴訟を、桑港に於ける合衆國巡迴裁判所に提起するに至り、右日本人は該訴訟に

關し、合衆國司法省の後援及び助力を得、且つ若し必要なりと認められたる場合に於ては、該事件を合衆國最高法院に上告することゝなし、以て地方官憲は條約に記載せる米國最高法律の規定を遵守せざるべからず。また裁判官は各州の憲法又は法律の規定が之に反せる場合と雖尙前記の最高法律を適用せざるべからずとの憲法問題を決定せんとす。近年に於て、ニールレアンス伊國人私刑事件、ロックスプリングス鑛山に於ける支那人虐殺事件並にサウスカロライナ州シャーレストンに於て獨逸國旗を翻せる同國船舶より、同國船長が強制的に捕へられたる事件の起生を見たり。而して右等の事件並に他の場合に於て、合衆國政府は外國より損害賠償を請求せられ、之を容れざるを得ざるに至れり。而も右暴行の發生したる州自身は何等賠償をなすとなし、州の自主權に關する傳來の理論を基礎とする米國の辯疏が全然不當なることは、試に左の場合を想像せば自ら明かならん。今米國人が日本の一地方に於て虚傳せられたる場合ありと假定し、日本政府が米國々務省よりの抗議に對し、該事件發生地の全然該地方の管轄内に屬し、帝國政府權限の及ばざる所なるを理由とし、之に關與すること能はずと

回答したりとせば、米國人民は果して如何の感起すべきや、右の如き説明が米國人民に與ふべき憤怒は、蓋し米國よりの同種の説明が日本に與ふべき激昂よりも更に甚だしかるべし、米國政府は合衆國憲法第六條の權限に關し、司法的に之を争ふ決心を有す。宜しく別にカリフォルニア州官憲をして重大なる政治上の關係に注意せしめ、以て不公平の行爲を中止せしむべきなりと。

紐育トリビューンの論調前述の如く、公平穩健なるに反し、平日大の日本人嫌ひなる桑港クロニクルの社説こそ實に奇怪千萬にして、切りに日本人の排斥を煽動しつつあるは、人氣取りを事とする地方新聞の立場として又止むを得ざる次第ならん、桑港クロニクル論じて曰く。

米國東部諸州の新聞は、太平洋海岸人民の日本労働者に對する態度を以て、労働者の理由なき要求に起因する一瑣事の如く思惟しつつあり、然れども吾人の見る所を以てすれば、労働者が眼前その生活を危うせられんとするに當りて、一階級擧つて之を防止すべきや固より當然なり。労働者は亞細亞人の爲めに其職業を奪はれんとするに際し、同胞の保護を求むべき道徳上の權利を有す。我クロニ

クルは労働者階級の利益のみを保護することを目的とする者にあらざるも、玆に極力日本人の排斥を主張する所以のものは、日本人は泰西の文明を侵蝕する者なるが故なり。西洋人と東洋人とは全く生活の程度を異にするを以て、何れの地に於ても東西の文明は兩立すること能はず。吾人は獨りコーカサス人種の労働者の利益の爲めのみならず、労働者を使用する米國農工業の爲めにも、亦日本人の労働者輸入に反對するものなり。

かの雇主等の日本人排斥に反對するは、日本の労働者を以て奴隸の如く、意の儘に願使し得るものと信憑する爲めなるも、日本の労働者は米人に對して、なかなか以て忠實ならばこそ、却つて日本の間諜を務めつつあるなり。彼等の誠實は日本の貴人に對してのみにして、其忠義なるは唯日本の皇帝に對してのみなり。米國は何等日本人の任務を要することなく、若し必要の任務ありとすれば、彼等が日本の間諜としての任務ならん。二年前米國の太平洋海岸に來往せる日本人が日露戦争起るに際して、驟然起ちて本國にあると同様に、軍隊召集の命令に應せし時に於て、米國民は彼等に對して嘆賞の聲を禁じ能はざりき。焉ぞ知らん、これ

日本人が米國に歸化し、米國人と同化し能はざる較著なる證據にあらずや。日本の上流社會中には賢明睿智なる人士多く、彼等の外交場裡に於ける行動は、締盟諸國人の信用を博するに足るものあらん。然れども勞働商業の爲めに我國に來たる日本人と接觸する米人は、彼等の中に一人も信用するに足るものなきことを熟知するなるべし。若し支那人の勞働者若くは商人にして、一定の代價を以て一定の時期に於て或仕事をなすべきことを約束せば、彼等は正確に之を實行すべきも、日本人少なくとも此地に來たる日本人は全く之と反對なり。然れども彼等日本人が一種獨特の技能を有することは争ふべからざる事實にして、其技能とは彼等の植民地を打建てたる地域より、全然他國人を排斥することこれなり。彼等日本人は、此州の或地方に於て既に他國の勞働者のみならず、又商人、土地の所有者をも驅逐せり。我米國人民たるもの戒心警衛するなくして可ならんや。

國際の友情を無視し、正義の何たるを忘却し、徒に愚民の歡心を求めんが爲めに、腹にもなき暴語を吐き散らす煽動者の言、亦斯くの如くならざるべからざるか。

倫敦國民評論誌上に這般の一記事あり。曰く(モールスロウ氏)

大西洋及び太平洋の兩岸にては、カリフォルニア州の排日問題を見て、人種間の反感の急に此に發顯せるかの如く思惟する者甚だ尠からざるも、然も本問題は決して今日に始まりたるにあらず。徒に驚愕色を失し、自家の私見に掩はれて事實のある所を顧みず、漠然其説明を求めんとする者は、過去を忘れ現在に暗きものと云はざるべからず。讀者試に昨年(明治三十八年)七月の國民評論を播閱せば、近日の事は十六箇月前に既に豫言せられあるを知らん。當時予は左の如く論せり。太平洋沿岸の排日運動は愈熾んにして、恰も清國人排斥法成れる當時の事情に似たる者あり。米國南部諸州が黑人を嫌ふが如く、極西諸州は亞細亞人を嫌ひ、皆謂へらく、我米國は白人の米國なりと、近頃桑港の有力なる一實業家は語つて曰く、日本人は毎週一千乃至三千の割合を以て我太平洋沿岸に上陸し來れり。是悦ぶべきか、此新日本人問題あるを知らざるものは、狂喜して日本の勝報を迎ふれども、我桑港人民は日本人移住の盛なるに願みて、さまで之を悦ばざるなり。有體に言はゞ我輩は日本人を好愛せず、而して之を好愛せざる所以は、其人の信用す

べからざると、我米國同胞の職を奪ふとに由るものなり。之に因つて桑港の排日感情は最も盛にして、近頃再度大集會を開きて清國人排斥法と同一の法律を施行して、日本人の來往を禁制せんことを要望したることあり。但し我輩は日本高級者の來往に對して之を言ふにあらず、たゞ最下級者に對して言ふのみ。而して我輩は自ら之を要望するの理あるを信する者なり云々。

之に因つて既に桑港よりは、本問題に關して大統領へ向け總代を派遣し、而して大統領は今懇ろに之が審議中なるが、凡そ太平洋沿岸人民の要求は、獨り日本人の來往に制限を加へんことのみならず、日本法律の改定せられて、外國人に土地賣買を許されんことを併せ要求するものなり。後者は即ち日本に對する武器たる者にして、彼等は曰く、若し日本人は米國に於て一切の權利を享け、且つ土地所有權をも許さるゝとせば、米國人も日本に於て同一の待遇を受くべき權利を有す。日本若し之を拒斥せば、只々復讐あるのみと。

當時大統領及び閣員は、明かに危険の存する所を知りて之を憂ひ、贊成の言をも放たず又之を公の問題ともなさず。如何にもして之を揉消さんと努めたれども

と大統領の斯かる問題に對する權能は極めて狹隘なれば、表面より之を鎮壓するに由なく、或は荏苒日月の經過する内には他に重要問題起りて、西部人民の注意を轉換せしむるに至らんとを心に期して、之を打ち棄て置きたれど、排日感情は却つて歲月の經過と共に益々激烈となり、今や獨り西海岸のみならずして廣く國內に行はるゝに至れり。日本の同盟國たる英國人にして之を聞かば、或は其耳に快しとせざる所なるやも知らざれども、これ事實なるを如何せん。事實は隠蔽するも益なく、却つて淡泊に之を言はゞ亦救護の途なしとせず。加之、本問題は合衆國に取りては一箇の政治的兼社會的大問題にして、干繋重大、其内治外交に甚深の影響を及ぼすべきものなれば、英國人亦之を輕々に看過するを得ざるなり。排日感情の起るに至れる所以を考ふるに、略三箇の理由綜合して成れるものゝ如し。第一は日本人は白人にあらずといふ事即ち是なり。此感情の是非は今予の論辯すべき限りにあざざれど、單に事實の上より言へば、智徳優尙なる少數者を除けば、一般米國人には本來阿弗利加の黒人と亞細亞の褐色人とを問はず、凡て有色の人を劣等視して之を輕侮する感あり。此感情は生れながらにして存じ、其

獨立宣言には人類平等を言ふに拘らず、實際上には決して有色人種を社交上、智力上、道徳上同等なる者とするの學說に服する能はざる者なり。加之、其最も恐るる所は人種の混和といふことにあり。現に米國に一千萬以上の黑人あるを思へば、これ決して杞憂とのみ謂ふべからざるに似たり。一たび人種間の障壁除かれ、有色人種は白人種と對等の地位に立つに至らば、黒白人種の混合は急速に發顯するに至るべし。凡そ米國人の慄然として恐るゝ所之より甚だしきはなく、此點に於て米國人の眼中には、白人にあらざる人種は皆有色人種にして、之を拒むの法は如何なる法律も決して之を峻法苛刑と認めざる者なり。

第二に、日本人の不人望なる理由は、日本人は恩知らずといふにあり。日本が日露戰爭中有形無形上、最も外國に負へる所は、英國を第一として米國を第二とす。當時若し米國の同情が日本に向はずして露國に向ひしならば、日本が一方ならざる苦境に立ちしは固より深く言ふを須ひず。米國人今乃ち曰く、日本が米國人民の友誼を得るを緊急とせし戰時の約束は、ポーツマス條約の墨痕未だ乾かざるに及んで、忽ち之を取消さんとす。

第三の理由は、米國人は日本人を以て極東の商業上最も危険なる商敵となすにあり。之に因つて日本の政治的權力の益、旺盛となるは、米國商業發展の機を滅絶する者となし、而して此等の憂慮は決して一地方に限られずして全國を通じて行はれ、即ち太平洋沿岸に之あり、桑港に之あり、棉花産地なる南部に之あり、紐育に之あり、其間會て厚薄あることなし。米國人が清國の領土保全、門戶開放を重んずるは、眞に死活的利害とする所なるが、こは米國が極東政治に意あるに由るにあらずして、極東に有利の市場を求めんと欲するの念に發したるものなり。南部の棉製造物の皆清國に輸出するあり、桑港及び紐育には大商會の多年清國と大取引をなすあり、定期航路の米清間を通ずるありて、其利害干繫既に深し。然るに日露和を講じてより以來、米國商人は乃ち愁訴して曰く、米國商人は不利の地位に陥れられたり。日本は自國の商人を優待して米國商人を疎外せり。日本の政治的勢力の愈々清國に加はるに従ひ、日本は遂に極東の貿易を専占し、米國人は到底之と競争する能はざるに至るべく、その時期到るは今より遠からずと。此等は即ち有力なる人士間の公論なれば、其說の當否は姑らく措きて、一應耳を傾くる

の價あらんと。

ポールチモニア市のサンは、米國中の最も古く且つ最も保守的なる一新聞なり。其論する所能く排日問題に於ける政治上の問題を指摘せり、曰く、大統領及び元老院議員の三分の二相一致すれば、外國と條約を訂結して能く中央政府をして州を強制し、黃人若くは黒人の學童も同州市民の子弟と同様に相學ばしむることを得とは、大統領政綱中の一綱目なるが、ルーズヴェルト氏は、若し一九〇八年大統領に再選せらるれば、果して此種の政綱を遵行すべきか、又元老院若くは代議院中一人の欣然として斯かる政綱を遵守するものあるべきか、大統領は來る十二月の教書に於て合衆國四十八州は何れに論なく、米國人、亞細亞人、米國生れ阿弗利加人を混成學校に混同就學せしむることを條約に誓約せんことを唱ふべきか、合衆國四十八州は中央政府に斯かる權能を附與することを峻拒し、米國政黨中の一政黨もこれを標榜して公衆に説くことを嫌惡すれば、米國政府たるものは、須らく日本政府に向つて、米國政府は各州各政黨の嫌惡排斥する權能は之を行ふこと能はざる旨を以て答ふべきなりと。

米國政府の排日問題に對する意見は載せて紐育トリビュンにあり、曰く、米國憲法第四條は各州の行政に關しては中央政府は之に干渉する能はざる所謂州權獨立説を駁致し來り、南北戰爭以來此思想は米國を通じて、中央政府は其各國と締結せる條約上の義務に對しても、往々中央政府の大權を各州の上に行ふ事能はざる實例は、左の國際問題を見るも之を知るを得べし。

一、一八九一年伊太利人がニューオルレアンに私刑せられたる事件。

二、ロックスプリング鑛山に於ける支那人殺戮事件。

三、シャーレストンに於て、獨逸の國旗を翻せる船舶より同國の海軍士官を強力を以て捕縛したる事件。

以上の三問題は、何れも中央政府が償金を支拂ひて事なきを得たるも、其犯罪者を出したる各州は之が責任に任せざるが如き、畢竟州權獨立の通弊が米國政府の大權を侵蝕したるものにして、中央政府は飽くまで其條約上の義務に對しては、各州の所謂獨立權なるものを監視勸行することを得べきは、素より論なし。即ち今回の桑港事件は一八九四年日米兩國間に締結したる條約第一條に従ひ、日

本人が條約上に有すべき權利は、米國到る處に於て之を認めざるを得ず。従つて米國政府は桑港學校より驅逐せられたる日本兒童を救ひ、今回巡回裁判所に訴訟を提出せしめ、尙必要な場合には米國最高法院の判決は米國憲法上の疑義を解決するは勿論、各州に於ける法律以上の最終判決を與ふるものなれば、今回桑港に起りし日本人の利益權利は、前記の判決に依つて十分に保護せらるべし。試みに地を代へて若し米人が日本に於て今回桑港事件の如き場合に遭遇し、米國政府の談判に應じ、日本政府は一州に起りし事件に對し、之を所辨するの機能なしと云へば、米國人は如何に日本政府を侮蔑すべきか。同一の論理は正にこれ今回の日本人事件に對し、米國の盡すべき正當の義務なり。况んや米國憲法第六條に依れば明かに條約權とは州權より以上なることを解釋し得べきに於てをや。本件の處決は速に正義の示す所に従はざるべからず。

本件に關する大統領の教書の一節に曰く。

凡て政府の國際的行動は、單に利己的精神に基づくものにして、又しかせざるべからずと云ひ、政府の國際的行動を律するに倫理的理由を以てするは、常に偽善

の標證なりと云ふ如きは、何れも誤解の甚だしきものにして、暗に賤しむべき大儒の精神を示す者なり。斯くの如きは、獨り個人の行爲を論ずる場合に眞理なるのみならず、亦政府の行動を定むる場合にも均しく眞理なり。他人の行爲を以て下劣なる動機より來たる者と邪推するは、確に自己の品性の下劣なるを表はすものなり。疑ひもなく如何なる人も利己心の適當なる考慮なき能はざる如く、如何なる國民も全く利己心を度外視し得ざるなり。されど秩序の整頓せる社會に於ては、普通人は利己心を以て其行爲の標準とせずして、公共的精神、他人の權利の尊重は他人の爲めに善をなさんとの高尚なる目的、及び社會全體の風向を進昇せんとの思想を以て、行爲の指針となしつゝあるや均しく明かなり。之と均しく眞の大國民は、少なくとも單に利己心の爲めにせず、倫理的理由に重きを置きて行動せざるべからざるは勿論にして、國際關係に於て此公平なる觀念を以て進むに従ひ、一國民が隣邦に對するに正義の行爲を以てせんとする傾向は絶えず發生し、且つ強固となり行くべし。此正義を以て立たんとする自國民の必要を無視するは、國民の權利にあらず、良策にあらずると共に、他國民が此主義を無視す

るの故を以て、其盤に倣はんとするは、畜に馬鹿氣たるとなるのみならず、寧ろ惡事なり。單に自國の利害のみを考察するは不正にして、此利己心のみを以て他の國民に對せんとするは愚も亦甚だしき者なり。個人の行爲の道德的標準を高めると同時に、國民の行爲の道德的標準を高めんとするは吾人の宿志なり。吾人は凡ての國民を公平に取扱はざるべからざるのみならず、法律の下に此地に來たる凡ての移民を遇するに正義と好意を以てせざるべからず。米國に來たる移民の舊教徒なると新教徒なると猶太教徒たると偶像教徒たるとは論すべき限りにあらずして、又人民の英國人たると獨逸人たると露西亞人たると日本人たると伊太利人たるとは、固より問ふの要なし。吾人が正當に問ひ得る點は是等人民の行爲にあり。若し彼等の其隣人並に米國に對する行爲にして、温厚にして實直ならば、彼等は當然米國より尊敬と好遇を受くべき資格を有するものなり。吾人は我米國の門戸内にある外國人に對する吾人の義務を記憶せざるべからず。適法に此地に來り、適法に行動しつゝある外國人に對して、之に侮辱を加へ、其待遇に差等を設けんとすることきは、文明道德の程度低き確實の證據なり。吾人米國

人民たるもの、殊に米國政府の官吏公吏たるものは其所屬の中央政府たると各州政府たることを問はず、必らず此事を記憶すべきを信頼して疑はざるものなり。米國の諸所に於て、日本人に對して敵意の態度を取れることは、予を促して此事を云ふの止むを得ざるに至らしめたり。日本人に對する敵意は、單獨的にして僅かの場所に限定せらるゝと雖、米國民の名譽を毀損すること甚だし、我國民に取りて、重大なる結果を惹起するものなるやも亦計るべからず。亞米利加合衆國と日本との交誼は、コンモドル・ペリーが日本に遠洋航海をなして初めて泰西の文明を此島國に輸入せし以來、五十餘年繼續せり。其以後日本の文明は實に飛躍的にして、文明人の歴史に於て、昔に之と比肩すべき者なきのみならず、亦之に似寄りたるものすらなし。日本は燦爛たる古代の歴史を有し、其文明は北米合衆國の人民の出たる、重もに北歐洲諸國の文明に比して古きも、然も五十年前に於ける日本の發達は、歐洲中世の狀態と選ぶ所なかりき。然るに此五十年間生活の各方面に於ける日本の進歩は人類の偉觀たり。日本は今や文明國民中の最大なるものとして立ち、戦争の技術平和の技術に於て偉大なると共に、軍事に於て産業に

於て工藝上の發達成功に於て亦偉大なり。日本の陸海軍は、皆歴史に盛名を傳へし如何なる軍人と比較するも敢て遜色あることなし。日本は幾多の大將軍、大提督を出し、其戰士は陸に海に、凡てかの忠誠を以て有名なりし浪人の英雄的勇氣、確實にして遲疑せざる忠誠、困難と死を顧慮せざる精神を示し、且つ彼等は最高度の理想的愛國心を有するものなることを顯はせり。日本の工藝技術家は諸國に其生産物の販路を求むるに銳意し、日本の商工業の發達は稀有にして同時期に於ける他國の發達に勝り、同時に科學哲學の進歩に於ても較著なるものあり。日露戰爭中に於ける日本赤十字の整理が嘆賞すべきものあると共に、其役員、看護婦、醫師の效果情誼は、事實を知る人々をして尊敬を拂はしめたり。日本人は赤十字社の手を経て桑港の罹災者に十萬弗を寄贈し、此寄贈は我米國民より感謝を以て受取られたり。日本人の禮讓は國民としても個人としても人の談柄に上るに至れり。我米國より外國に遊歴するもの増加せること日本に於けるが如きものなく、其代り日本人の我國に來たるもの又大に増加せり。彼等日本人は我米國の大學其他の高等教育機關に於て、又凡て他の職業的社會的團體に於て、社

會的にも智識的にも歓迎せられつゝあり。日本人は一代にして歐米の最も文化せる人民の班に列すべき權利を得たり。日本人は自家の功績と努力とによりて文明人と全く同一なる待遇の基礎を受くべき權利を得たり。我米國の大多數は悦んで日本人に對して眞摯なる尊敬を拂ふに躊躇せず。北米合衆國到る處日本人は彼等の實際値ひある款待を受けつゝあり。換言すれば在米の日本人は在米の歐洲文明人と同等に待遇せられつゝあると共に、又其待遇に値ひす。然るに今米國の其所此所に於て日本人に對して、最もつまらなき感情の表白せらるゝは悲しむべき次第なり。此感情たるや桑港小學校より日本兒童を排斥するところにより、又労働者として成績よきの故を以て、二三の地方に於て日本人に對して不平の聲を高めたるところによりて顯はされたり。米國第一流の大學(カリフォルニア大學も亦此中に入る)にして日本の學生を歓迎せざる所なく、是等の大學に於て日本の學生は信用を増さざる所なきに、小學校より日本人を排斥するは背徳の甚だしき者なり。日本は我米國より學ぶべきものを有すること共に、米國は又日本より學ぶべき多くを有す。一の國民にして學ぶことを欲せずば、教ふるの資格なきも

のなり。米國人は日本人より好遇せられつゝあるに、若し米國人にして之と同様の禮儀と、思慮とを以て、米國內地に於て日本人を待遇するを過ることあらんか、これ取りも直さず我文明の劣等なることを自白するものなり、我國は大西洋に面すると同時に又太平洋にも面す。吾人は東方の太平洋に於て絶えず我勢力を擴張せんことを希望す。吾人は亞細亞との取引に於て商業上の大發展を希望し、又希望すべきは當然なり。而して若し吾人に於て己れが其代り受けんとする公正の處置と、好意の取扱とを自ら進んで他の國民に與ふることなくんば、永久斯くの如き發展を企圖し得ざるや論なし。然れども不正の行爲をなすものは、米國人中極めて小なる團體に限れり。米國政府は權力のある限りかゝる不正の行爲に對しては、遠慮會釋なく之を處置すべく、各州の權力を有する點に就きて、予は各州が斯かる不正の行爲を賢明に迅速に處置せんとを切望するものなり。然らずんば此非行者の小團體は公正にして思慮ある大部分の人士に汚名を持來たすとあるべく、延いて我國民全體の耻辱を醸すに至ることあるべし。個人として禮讓の必要なるが如く、國民としても亦禮讓を守らざるべからず。予は獨逸人、英國

人、佛國人、露西亞人、伊太利人に對すると同様、日本人に對しても亦公平の處置あらんことを希望す。而して予の之を希望するは人道の爲めなればなり、文明の爲めなればなり、吾人は凡ての人に對して正當に行はざるべからざる義務あればなり。

予は米國人たらんとして、此國に來たる日本人の爲めに、特別に歸化の法律を制定せんことを國會に勸告せり。我國際的義務の履行に伴ふ大なる妨害の一は、合衆國の法律が全く不完全なることこれなり。我國の法律は、米國の國法たる嚴正なる條約の下に與へられたる外國人の權利を、法律上の手續によりても海軍の力によりても、之を保護するに十分なる權力を中央政府に與へざるなり。故に予は我國際關係に就いて責任ある米國政府の代表者たる大統領に於て、條約の下に認められたる外國人の權利を強行し得るやう、我國の民法、刑法を修正追加せんことを熱心に國會に勸告せり。併し現在の法律の儘にても米國政府は此目的の爲めになし得べきものあり。されば今日日本に關する事柄に就きては、我權限内にある凡てのものをなすべく、予が適法に行使し得べき軍事、民事の凡ての權力を

行使すべし。中央政府は他の國民に對して其國の義務を履行し強行するに就き、其國人民の上に權力を有するや疑ひなき所にして、例へば或市の暴徒が外國人の或階級に對して、不法の暴行を加へ、これが爲めに戦争勃發したりとせんか、その市自身はかくして權利を侵害せられたる外敵に對して防禦をなす力なかるべし。若し其市にして、中央政府より獨立なりとすれば、初めよりかゝる暴行を敢てせざりしならん。此市を保護するの十分なる權力と義務とは、擧げて中央政府の手に存す。吾人は米國の或地方が我友邦國民に對して罪を犯すを看過すべき理由なく、米國政府が犯罪の實行を防止せず、却つて犯罪の結果に就きて、犯罪者の辯護に努めざるべからざるの極めて理由なきを信するものなり。

右米國大統領ルーズヴェルト氏の教書に關し、本邦駐劄米國大使ライト氏は訪客に對し左の如く語りたりと。

桑港事件に關し、予は當初より一貫したる意見を有したり。即ち我米國の名譽に於て正義並に人道を維持せんか、我大統領並に米國の輿論は必らずや友愛なる日本並に日本國民に對し、十分なる正義をなすべきものなることを確信したり

しに、今や予が希望は教書に於て明白にせられ、米國の意向は十分に公明となれり。予は切に望む、日本國民は十分に我政府の日本に對し兩國間に於ける特種の友誼的關係の日に益増進しつゝある最良の誠意を了解せられんことをと。

ラッド博士は公開狀に於て論じて曰く。

總領事ミルラー氏が日米開戦の切迫せるを語りしこの風説を取消したる今日、更に該問題に關し、多言の要なきが如し。日米兩國は重大なる物質的利害と双方の政府及び國民多數の多年に互れる強固なる友情とにより聯結せられ、毫も開戦すべき理由なく、萬一にも開戦するが如きことあらんには、兩國は乍ち文明世界の尊敬と信用を失墜すべく、今日に於て開戦の有無を論ずるさへ愚にして不道徳なるを思ふ。然りと雖、若しも現今の激昂せる感情を自然に放任し去らん乎、日米開戦の虞れなきも兩者の友情を大に毀損するの恐れあり。これ即ち予が此公開狀に對し、敢て日本人民の同情ある注意を乞はんとする所以なり。

第一に記憶すべきは、米國民の多數は桑港官憲の處置を非認し、日本に同情を寄する一事なり。更に米國政府の態度に至りては素より一點疑ひを存すべき餘地

なし。但し米國政治組織の特徴により之を觀れば、大統領及び内閣の方針を知ると必要なるも、國民の意志を知ること更に必要なり。試に一例を擧げんに、米國宗教界の或二大派は各、其大會に於て痛く桑港官憲を非難するの決議をなせり。此二派は合計四百萬の信徒を有して、其數實に加州の人口に倍蓰せり。又予の觀る所を以てすれば、假りに學童問題を加州全體の投票に付することもありとせば、恐らくは多數を以て桑港官憲を非認するならん。故に桑港學童問題は地方的と云ふべく、若し忍耐と智慮をして、勝利を得しめば、其一時的なる察すべきなり。然れども救濟策の如何に至りては予は頗る惑ひとなき能はず、惟ふに桑港の人民竟に其態度の愚劣なるを覺りて自ら救濟策を施すより以外、或は遂に解決の道なからん乎。予が斯くの如き説をなすの理由を、制度國情を異にする貴邦人に説明するの困難を認めざるにあらざるも、請ふ聊か此困難なる説明を試みん。米國政體の要旨は、既に其國の名稱により自ら明かなる如く一の聯邦なり。從來個々別々に存立せし諸州は、合衆國憲法の制定に依り、竟に聯合して一國民となるを得たり。されば米國憲法は、特に中央政府に或權利を賦與し、又大統領及び國會

に對して特に或權利を拒否したり。即ち大統領及び國會に拒否せし權利を稱して合衆國に拒否せる權利と云へり。更に此憲法は各州に賦與せる權利と、之に拒否せる權利とを明記せり。合衆國憲法が國會に賦與するに、外國と條約を締結する權能、及び各州互間の干繋を定むべき權能を以てし、而して各州の別に外國と條約を締結するを禁ずるは事實なり。然れど大統領及び國會は、各州の保留せる權能及び權利を破壊し、又は毀損すべき規程を外國との條約中に設くる能はざるや明かなり。

今各州内に於て其人民の爲め、又は其歸化人若しくは在留外人の教育に關し、法律を定むるは、米國憲法の規定に依り、全然各州の權内に屬するは、殆ど疑ふの餘地なきに似たり。別語之を云はば、合衆國憲法は外國と條約の結果、各州又は市の其費用を以て、外國人又は土着人の爲めに施さんとする教育設備の如何を保證すること能はずと云ふは、正當の解釋となすべきに似たり。

然れども若し憲法の解釋に就き疑義あるの場合には、これを解釋するに只一の途あるのみ。他なし合衆國最高法院の判決を待つ是なり。而して最高法院の判決

を求めんとせば、或具體的事件を憲法の解釋に關すと云ふの故を以て、該法廷に
 上告するを要す。大統領ルーズヴェルト氏及び國會は憲法を解釋するの權能に於
 て、又之を破毀する能はざるに於て、微賤の小民と擇ぶ所なし。故に桑港官憲の處
 置の果して憲法違反なるや否やを法廷の裁斷に依り決定せんとせば、遂に最高
 法院の裁決を待つを要し、其間幾多の手續と日月とを要すべく、即ち大に忍耐と
 平靜の必要あるべきを記憶せざるべからず。
 更に米國憲法の不備を説き、桑港官憲の不法を防止し、又は處罰すべき權能を中
 央政府に賦與せん爲め、速に憲法を修正すべしと云ふものあり。これ一理なきに
 あらずして、而して大統領ルーズヴェルト氏が此際日本に對し條約上の責務を果
 すに必要なる憲法修正を斷行すべきを望むものあるに似たり。茲に憲法修正の
 問題に關し記憶すべきは、第一、大統領に條約上の責務を果すべきの職責あるは
 勿論なるも、憲法修正の事に至りては全く其權能外に屬することは是なり。次に合
 衆國憲法の下にありて各國と締結せる條約は、果して一地方若くは一團體をし
 て、或一定の形式に由り教育を施さしむべき性質のものなるや否や、これ實に一

疑問なり。現在日本と他國との間に締結せる各條約中、果して在留日本人に向ひ、
 其地方の費用を以て或一定の形式に則とり、教育を施すべきの規約を明記せる
 ものありや。然れども、此等の疑問は別事として吾人は、茲に冷靜に憲法改正の提
 議に向ひ同情ある考察をなすべし。憲法の批評にして若しもジュームス・ブライ
 氏の云ふが如き其道のオーソリチーたる人より出でたりとせば、米國人殊に米
 國人中の有識者間にありては、之を歓迎すると疑ひなし。假令、淺薄輕佻なる批評
 と雖、必らずしも惡意を以て之を迎へざるべし。然れども他國政府より公式に其
 利害問題の爲め憲法の修正を迫らるゝ場合に至らば、事自ら別途に屬し、米國人
 民は必らず之を友誼的行爲として認むるを得ざるべきなり。今回の問題に關し
 素より日本より斯くのごき要請あるべきを豫期すべからずと雖、試に地を變へ
 て之を觀んに、日本帝國の崇敬すべき憲法に對し、米國人民が輕忽に忿恚的に論
 評することありとせば、貴國人は必らず米國人の態度の友誼の範圍を脱するを
 不快とすべく、予の如き斯かる場合には必らず貴邦人に同情を表せん。
 今合衆國憲法は百數十年の間文明世界の尊崇を喚起し來り、且つ憲法として最

も危険なる試験を經過せり。然れども一切人爲のものと同じく米國憲法亦完全なりと云ふべからず。且つ國家の法律を能く解説し之を施行して其誤謬なきを必期するは、人間界に於て求むべからず。更に孰れの國に於ても、中央政府の權能と地方官憲の權限との間に衝突なきを保すべからず。されば試に今合衆國憲法に關しても外國との條約を履行するに必要な修正を加ふるの餘地ありとし、大統領ルーズヴェルト氏亦斯くの如き修正を賛成すと假定せよ。修正の方法如何、國會の上下兩院は各三分の二以上の多數を以て之を提議し、後諸州議會の四分の三以上之を承諾するに因り、始めて實行を見るを得べきなり。其容易ならざる斯くの如し、則ち一八〇四年より同六五年に至る六十餘年間、曾て一回の修正なかりしは故なきにあらざるなり。其後に至り、二回の修正ありしも、一は二箇年を要し、他は一箇年以上を要したるなり。此一事に見るも、貴邦人の側面に於て大に忍耐と温良の態度を要するや知るべし。

予は貴邦人の忌憚に觸るゝことなくして、他一要事に就き注意を喚起し得べきを信ず。予は貴邦人が從來其教育上米國に負へることの大なるを承認するに吝

ならざりしを知るなり。日本に於て、又米國に於て、米國の資金に因り維持さるゝ各學校は自由、に貴邦人の爲めに開放せられ、即ち數百萬弗の價值ある教育は、貴邦人に供給せられたるのみならず、更に數百の貴邦男女學生は米人の家庭に入り、米國子弟同様の厚遇を受けたり。此點より見れば、米國人民は從來日本人を待つに最惠國人民と比して、毫も譲らざるのみならず、却つて、より以上の便宜を之に與へたり。何となれば時として米國人に與ふる以上の便宜を貴邦人に與へたるを以てなり。予が之を云ふは日本の米國に對する責務を云々するにあらず、寧ろ日米兩國間を連鎖すべき友誼の如何に神聖なるかを示さんとするに過ぎざるのみ。日米双方の愚民は誤解より不良の行爲をなすとなきを保せず。又社會の一方に或私の利益の爲めに容易に煽動せられ得べき階級の存在するは、日米ともに事情を同うす。米國にありては、一部の軍事通信員、其他或新聞記者あり。日露戰爭中、日本官憲より其身不相當の厚遇を受けながら、尙軍事秘密を知るの機會を與へられざりしを不足とし怨を合む者あり。然れども日米双方に於て教育の關係より、或は子弟として又は同窓として更に同家族の生活をなせし故を以て、

互に相知り相信する人々の數少なきにあらず。斯くの如き人々こそ眞に國論の指導者たるべき責任ありと謂ふべきなれ。

前段云ひし如く、現在の状態を以て察すれば、近き將來に於て日米開戦の虞れなきも、兩國從來の特殊の友誼を損じ、或は友情に代ふるに憤怒を以てするに至るの憂ひなごせず。更に恐るべきは或事情の下に東京に發生すべき事件是なり。東京は、倫敦、紐育、巴里等の如く、數千の危険分子を有す。其危険を受くる者は主として日本政府及び日本國民なるべし。然れども彼等にして萬一にも世間の或無責任なる言論に煽動せられて暴動をなすこともあらば、米國を初め、文明諸國一般より日本の受け來りし信用は、爲めに絶大の打撃を加へらるゝなきを保せざるなり。これ實に日本の最良の友人等の深く憂悞する所たらずんばあらず。終りに臨み、我良友たる日本國人に告げん。此問題の解決を日米兩國の當局者に一任し、宜しく相互に公明、寛宏、平靜の態度を持すべし。若しも日本の方針にして果して此問題の解決を米國々會又は法廷の處置に待たんとするにありとせば、今後數月若くは數年の忍耐を要するや知るべきなり。而して若しも日米兩國國民

中精良の分子をして穩正の態度を持するを忘るゝなからしめば、此事件に對し責任ある桑港市の遂に其責に任するの日あるべきは斷じて疑ふべからず。蓋し露國以外に於て、桑港市の如く人の忿怒と憐憫を受くるに價ひする都市あるなく、貴邦が此問題に關し米國の同情を有する如く、桑港をして少しく吾人の憐憫を受けしめよ。

ノーヴェグエレミヤは日米の關係を評して曰く。

復興せる日本の世界的政略の、嶄新重要な主動力を有する最近歴史的事件の趨勢は、非常の勢力を以て益々發展し前進せんごす。本日之の電報に依れば、日本帝國は滿洲より歸還せる軍隊の部隊を其まゝにして、編成を改めず、自國軍隊に最も急速に五十パーセントの擴張を行ふの企圖あるを傳へたり。加之、日本は七箇年乃至八箇年間には内國の兵力を約二倍に増加して、軍隊編成の人員をして七十五萬に達せしめんとする改革案を實施するの企圖ありと云へり。斯くの如くなるを以て、日本は新に優勢なる海軍を造ると共に日本は實に世界の最優強なる軍國の一たらんとす。日本は此兵力を以て如何に利用せんごするものなるか

は、日清戦争前と日露戦争後の情勢と對照し來れば、之を判斷するを得べし。即ち日本は其時運に應じて出來得る限りの方面に向つて、其領土を擴めんとするものなるや明かなり。此十年間に日本は南に臺灣を合せ、西に韓國を得、北には樺太島の半部を割取せり。今や日本國民の運命の指導者の眼孔は東に向へり。彼等日本人は英國に次ぎて最も善良の友邦たる米國と事端を開き始めたり。勿論形式上の戦争をなすまでには、なほ間もある事なるべきも、併し今や米國人は直接に黄色人種の鐵拳を見舞はれざるまでも、將來あり得べき苦痛なる打撃を、豫め嘗めたるものと云はざるべからず。日本人はなほ未だ其一指だも動かさずと雖、合衆國は今や既に困難なる時運に際會せるものなり。

カリフォルニアの官憲は合衆國居住の日本の學童を公立學校に入學する事を拒絶して、合衆國中央政府の官憲に一の難問題を與へ、其解決の如何は全太平洋の共和國の安危に關するものたらしめたり。カリフォルニア州の官憲は、この事件に就きて、米國居住の日本人に與へたる日米協約の效力と、最惠國人民の權利を承認することを拒否せず。合衆國政府の責任は、黄色人種と白哲人種とを同一机に

座せしむるを望まざる頑固なる州國を鎮壓するにあるも、偕て合衆國政府は如何にして、この目的を達せんとするか、倫敦通信員の傳ふる所に依れば、米國大統領はカリフォルニア州をして、日米條約を遵守せしむるの決心にて、これが爲めには聯合軍を起す事をも辭せずと云へり。合衆國政府がカリフォルニア州と戦ふは、之を日本に對して或は兵力に訴へ、又は兵力に依らざる衝突に比すれば、經濟上の見地より觀て遙に利益なるやも知れず。されど協商の一事に依りて、骨牌遊戲の同席者をして、内國戦争の危險に陥らしめんとする米國の國力を如何に思念すべきや。又巧妙なる黄色人種との談判に依りて、其祖國內に現然内亂を紛起せしめ、同胞殺傷の悲劇を演せしめんとする北米合衆國の巧妙を以て聞えたる外交手腕を如何に思念すべきや。

米國の富豪シップ氏は、一電を西園寺首相に呈して曰く。

奇を好み事を喜ぶ人々は、現在日米兩國間に解くべからざる確執實在するが如くに見せかけんと欲し、種々無稽の妄説を傳ふれども、予は日本人民の斷じて此等の浮言に誤らるゝなきことを確信するものなり。此等の事あるは適以て米國

人が如何に日本に對し尊敬友愛の情を懷くかを示すものに外ならずして、米國人一般の切實希望する所は、一切紛争の因たるもの、速に除去せらるゝに至るにありて他あらざるなり。

倫敦タイムズ桑港特派員の通信に曰く。

カリフォルニア州人は曰く、日米兩國は五年を出でざる内、必らず戦はん。否今より五箇月を出でざるべし。彼等日本人は菲律賓と布哇とに垂涎措かざる者、而して今急に戦ふ能はざる者は、唯軍費なきが爲めのみ。之に因つて日本政府は今回我國と事を構へて、以て人民の敵愾心を養成し、他日の準備をなさんとせるなり。これ常人皆信じて唱ふる所の論若し上流社會にも、斯かる意見廣く行はるゝに至らば、これ由々しき大事にして、縦令その言は據る所なき空論なるにもせよ、斯かる形勢ありといふことばかりも、已に業に國交上最も憂ふべき所なりとす。而して今日の形勢或は其氣焰を高むるやの恐れあり。或哲學者曰く、世間起り易く治め難きは人種間の仇怨に如くものなすと。カリフォルニアの事正に然り。外國よりこの地に來たる者は、日本人に於て今日の排斥を蒙るべき原因あるを知るに

苦しむものなり。カリフォルニア州にある日本人は多く見積るとも五萬を出でざるべく、然るを日本人が一箇月一萬四千の割合を以て續々渡來するなど傳ふるは、全く虚妄笑ふべきの談にして、實際一箇月一千人よりは上ばるとあるべからず。加之、現在日本政府は努めて移民を滿韓地方に向はしめんと計りつゝあれば、此一千人の渡來も長く續くことあらざるべしと思はる。且つ又今の割合を以て押來りたればとて、カリフォルニア州には之を容るべき十二分の餘地あり。例へば果實栽培者は現在白人労働者を求むる能はざるに、纔に日本人の悦んで園圃の業に就くありて、始めて能く其業を行へり。若し日本労働者なかりせば、カリフォルニア州の果實業は疾くに述を絶ちしならん。

詳かに日本人排斥問題を考ふるに、何人も其理由を解する能はざるなり。今日の國際困難を來すに直接の原因たりし學校問題は全く一笑の外なく、排日派の論據は畢竟皆架空臆測のみ。桑港學務局が日本學童隔離令を發布したる際、日本人の就學兒童は、僅に九十三名にして、其中に學齡以上の者も多少之ありしかど、而も品行不良の者一人之ありしを聞かず。カリフォルニア人は常に相問ふて曰く、汝

は汝の幼女を日本青年生徒と同席せしむるを欲するやと。日本人と列席せしめたればとて、少女に何等の危険あるべからざるのみならず、在學生の比例は平均白人學童五百人に日本學童二人の割合なれば、若し何等かの危険ありとすれば教師に於て、之を女生と引離して同席せしめざることを何の造作もあるべからず。次に日本人はトラホーム患者多しとの非難もあれど、これ亦謂はれなし。無論カリフォルニア州にある日本人中には同眼病に罹れる者も尠からざるべしと雖、去りて外國移民と相比して多しといふにもあらず。トラホーム試験は、本國出帆の際より桑港上陸に至るまで嚴重に施行せられ居ることなれば、決して大に之ありと謂ふを得ざるべく、兎に角桑港小學校に遊べる日本生徒九十三名中には一名すらトラホーム患者あらざりしことは確かなり。

又曰く、日本人は其教育費に一錢をも支出せざれば、桑港人は我意に反して強いて外國人たる彼等日本人を教育せざるべからざる義務あることなす。果して然らば桑港官吏が白人をば大概見逃し置き、獨り東洋人よりは一年二弗の人類税を嚴格に徴收して寸毫許さざるは何故ぞや。此人頭税はカリフォルニア州の

公立學校費として、州より賦課するものにて若し統計の徴すべきものあらば、東洋人は白人學童の爲めに尠なからざる教育費を負担し居ることを知るを得べし。

世評喧しき東洋人小學校といふものも、畢竟有名無實のみ。如何にも此種の學校一字之あるには相違なれど、就學を欲する日本學童四人中三人までは之に登校すること能はざるを如何せん。桑港は廣袤四十二方哩に互り日本人は市中各處に相分れて居住し、而して又市中は震災と火災を受けて、今や車馬交通の便を缺き、亦當分は引直るべき形勢も見えざれば、如何にしてか遠方より一小學校に遊ぶことを得べき、これ遂に不可能の事なり。

學校問題は結局各裁判所審問の結果桑港の勝訴となることあるべく、又勝訴となるらしけれども、さればとて學務局の處置は道義上決して正當と認むることを得ざるべし。さりとはいへ、學校問題は其の實瑣細なる枝葉問題にして、學務局の處置は即ち桑港人民が多方面より日本人を嫌がらせんとする手段中の一段に過ぎずして、日本政府が偶之を取上げたればこそ、さまでにもなき問題も今

日の如き大問題となりたるなれ。單にこれのみならず、深く騒ぐに足らず。唯茲に注目すべき所は、本問題は桑港人民が日本人を苦しめんとする一手段たる點にあるのみ。されば他の其一例を擧ぐれば、白人の乗りて往來する鐵道客車に日本人を乗せず、南部諸州に於て専ら黑人にのみ用ふる所謂黑人客車と同一の客車を設けて、之に乗せんとする運動もあることなり。但し此運動は今日迄の處鐵道會社甚だ之を好まざれば、如何に定まるべきか。兎に角カリフォルニア州は今後法律を設け、會社を強制して日本乗客を隔離せしむるに至らんも亦測るべからず。桑港の洋食店及び旅館は日本人の來り遊ぶを許さず。市中何處に到るも第一等の洋食店旅館にありては、遂に日本人の片影を見る能はざるなり。これ彼等桑港人は努めて日本人を遠ざけて其來たるを欲せざる意を感せしめんとするものなり。加之、日本人が隨時自費を投じて快を取らんとするをも、彼等は又之を妨げんとし、先週アラメダの日本人が某劇場を借受け、擊劍相撲を開きしことあり。白人五六名入つて觀んことを求めしに、日本人之を私の催しなりとて許さざりしかば、翌日の新聞紙はさも一大事件なるかの如くに喋々し、これを論じ立てよ曰

く、アラメダ人こそ哀れならずや、幾週幾月何等の快樂を取ること能はず。漸く見せ物の興行あれば、利己的なる日本人は乃ち拒んで入れず、白人を逐へるものとして揚々として得色ありと。又其興行中、日本人が麥酒數瓶を傾けたるをば、筆を回し文を弄して、實に東洋人は燕飲狂、腹の徒なるかの如くに罵詈訕笑せり。此等の事局外者より看れば、一笑の外なれども、而も桑港人が今如何に人種間の愛憎心に驅られ居るかは、以て之を徴することを得ん。

此くの如く日本人に對して斷えず誹毀譏誣の言を逞しうして、且つ眞顔に咎めて曰く、此處に來たる日本人は五人中四人までは皆政府の間諜なりと。好事の探訪者が、新來日本人中に、日露戦争従軍記章を帯びたるを見受けたりと。歸り告ぐるや、翌日の新聞紙は乃ち曰く、日本政府は軍人を勞働者に變装せしめて續々我國に送り來れり。一朝時到らば彼等一齊干戈を執つて起たんと。桑港新聞の記事を以てすれば、布哇の如きは今殆ど既に日本人の占領に歸し、數箇聯隊の兵は變装して此處に控へ、將校の數亦十分に皆腕を撫し、息を凝らし、偏へに時機の到るを窺ひ、準備おさく、怠る所なしとなり。

凡そ人種間の愛憎心一たび發すれば、亦極まる所を知らざるは、古來其例あり。一も怪しむに足るものなしと雖、如何なれば、此處にありては一部の人士が排日本人論をなしたる微々の聲が、倏忽の間靡然としてカリフォルニアの一州のみならず、太平洋沿岸一帯を動かすには至れりしや、これ寧ろ驚くべきにあらずや。此事實は今隠蔽せんと欲して能ふべからず。富者も貧者も有教育者も無教育者も一様に日本人を憎み、褐色の小猿奴逐はざるべからずと公に颺言して決意牢固なり。其由つて來たる所の原因果して如何。

これ他にあらず、日本人の精力勉強才幹即ち之が原因をなす者なり。日本人は到處に成功し、其生活状態は西洋人の奢侈に流れずして、小費を以て生活し得るが故に、廣く其職を求むるに易く、かの支那人も亦節儉質素白人労働者の賃金を競り下ぐるをなせども、元と其職は自ら限りあるを以て、彼等白人は之を支那人に放任して敢て相争はず。日本人に至りては則ち然らず。其功名心は窮まる所なく、亦爲して能くせざる所なく、或は洋食店を開くあり、野菜店を開き、サルーンを開き、洋服店を開くあり。或は盛に農業に従事して能く其功を擧げ、カリフォルニア

ヤ州の農業を左右するほどの勢力を得たるもあり。或は果實を栽培して百萬の富を積みたる者もあり。或は又労働者を養ひ、白人の葡萄園等に口入して富みたるもあり。桑港市中の日本小賣商の如きは、互に一致團結して白人の同職を壓倒し、又市中に鬻ぐ花卉の如きは、概ね日本人の手に培養せられたるものにして、殊に養花の術は日本人數百年の經驗あるを以て、米人の最も技あるものと雖、及ぶこと能はざるなり。又日本人の諸會社は、諸大鐵道會社に労働者を供給し、カリフォルニア州の鐵道工事は、殆ど日本労働者の手に歸せり。菌子の培養もカリフォルニア全州總て日本人の手に歸して、培養の妙、白人遂に及ぶべからず。馬鈴薯市場も亦其技に秀でたる故を以て、白人を驅逐し、殆ど其一手專賣に歸せんとす。

此くの如く、米國人は事實の點に於て日本人との競争に敗れたるを以て、一朝桑港の労働者組合が日本人排斥を絶叫するや、皆靡然として之を賛し、職業を失へる白人、賃金は以て其勞に酬ひずと思惟する白人は、悉く相率ゐて之に加擔し、選舉投票を得んと苦心する政治家も、黨派を問はず皆奔りて其聲を共にし、茲に於て汲々日本人の缺點を擧げんとし、曰く彼等は不道德なり不潔なり狡猾なり不

信用なり、傲慢無禮なりと。此等の惡聲は頻りに日本人に向つて放たれ、中傷譏諷に到らざるところなし。想ふに労働黨の領袖輩が、排日本人問題を選んで自ら標榜呼號するは、自家一身の爲めより言へば、真に其選を得たるものと謂ふべし。人皆心あり、我迎へて之をなす、何の難きことか之あらん、利は既に目前にあり。然りと雖、一人靜かに其後來の結果に思ひ及ばず、豈慄然として自ら畏れざるを得んや。不平黨の投票を買ふは、なほ他に其道あるに思ひ到らざるなきや、形勢の馴致する所、今や事體重大となり、今日の争ひはまた區々一部の争ひにあらずして、人種と人種との争ひとなれり。カリフォルニア人は皆飽くまで戦はざるべからざることを決心せり。曰く唯戦ひあるのみと。教育ある人士は誠によく日本人の穩和勉強事を好むの人民にあらざることを解すれども、尙且つ言をなして曰く、彼は我人種の人にあらずして東洋人なり、如何に穩和勉強の人民にもせよ、かれ遂に東洋人たるを脱する能はざるを如何にせん、若し日本人は米國人より賢なりと言はば、大統領ルーズヴェルト氏は悦ぶとならば、我輩は謹んで然りと謂はん。然れども日本人は遂に日本人なり、米國人にあらざるぞ。請ふ、彼等をして留まり

て其國にあらしめよ、則ち我輩は遠方より日本の賢徳を誦はんと。事既に此に至る、今また策の施すべきなし。今の勢ひにしては、學校問題の解決亦難し。或は幸ひにして能くすべしと雖、更に數層重大なる問題は相繼いで起らんこと必せり。人種間の愛憎心一たび燃ゆれば、また容易に消すべからざればなりと。

大統領と桑港市長との本件假取極に曰く。

米國政府及び議會は、善くカリフォルニア州の形勢を解し、又カリフォルニア州人民の希望に副はんとする意切なるは、我輩の之と會商して確認する所なり。我輩カリフォルニア人も、亦日本と好干繋を保ち、多年の舊誼を全うするに切なるが、政府が我輩に語る所を以て推すに、我桑港學務局の行爲は日本人に對する攻撃なるが如き誤解を招くに至り、而して此誤解は即ち名譽と友意とを以て、日米双互の熱練、非熱練労働者を相排斥せんとするカリフォルニア人意中の眞目的を遂行するに一大障碍たるものなるを知る。

此労働者双互排斥の事は、決して獨りカリフォルニア州人民之を願ふのみならず、

太平洋沿岸人民亦悉く希望を一にする所なるを信ず。而して我輩が之を切望する動機は、日米兩國の商工干渉を圓滿ならしめんと願ふに外ならざるなり。近來の實蹟を以てするに、我國に渡來せる日本勞働者の多くは、我契約的勞働法に違反し、我勞働者の利益を侵害すること極めて大なるあるを見れば、必らず速に之が來住を禁止せざるべからず。此點は中央政府に於ても同意同感なりと信じて得べき理由あれば、遠からずして我輩の切望する日本の熱練非熱練勞働者の渡來を禁止するの結果を收め得べしと信ず。

中央政府の態度は布哇、墨士哥、加奈太、バナマ及び運河地方を経て來る日本勞働者を制止せんとする來住民法の制定を以て、善く其一斑を窺ひ得べしと思ふ。若し此來住民法にして豫期の目的を達する能はずんば、大統領は更に日本と交渉して、互の熱練非熱練勞働者を相排斥するの條約を訂結するのみならず、更に同目的を以て一の法律をも制定するの意あるとは、我輩の確かめ得たる所なり。聯邦政府は主權國たるカリフォルニアの權利を侵害するの意思は毫末も之なく、唯締盟友國に對しては、國際間の禮儀として自ら負ふ所の義務を盡さんとする

に外ならず。我輩が數次大統領と會見したる結果を以てするに、中央政府の意は今日繫争問題となれる權利(日本學童就學の權利)は果して條約にありや否やの問題は全く度外に置き、偏に國際間の禮儀と政略とを首要とするものなり。果して然らば、中央政府が日本學童隔離令の爲めにカリフォルニアが日本熱練非熱練勞働者を排斥せんとする折角の目的を妨ぐるなからんとを勸むる者、我輩亦賛成するを憚らず。我輩は乃ち前回の決議(隔離令)を修正するの一條件として謹んで主張す。曰く裁判所に提起せられたる訴訟は直に撤回せらるべし、又我輩の茲に出づるを以て、我輩當初の行動(隔離令)は日米條約の規定に違反せることを自認したる者と解せらるることなかるべし。我輩は斷じて斯かる讓歩をなさず、また讓歩をなすの意なし。若しも日米條約中にカリフォルニア州法典第千六百六十二條に規定したる我加州の權利權能と矛盾し、隨つて我輩が我學校問題を隨意に處分するの權利を拘束するが如き規定あらば、斯かる規定は斷じて無効力の者たることを茲に宣言す。

因つて桑港學務局は左の如く日本學童隔離令を修正することを承諾せり。

第一條 外國人種の兒童英語を談ずるものにして、相當の學級に入らんとすれば、先づ其校長に入學願書を差出し教育試験を受くべし。

第二條 外國生れの兒童は、年齢十歳以上は第一學年に、十一歳以上は第二學年に、十二歳以上は第三學年に入るを禁じ、其他十四歳、十五歳、十六歳以上皆之に準じて第四、第五、第七、第八學年に入ることを許さず。

第三條 若し前記外國兒童にして、英語を談じ又は英語の素養なく、又は第二條の規定に因つて各該學級に入る能はざる者は、學務局の指定せる特種の學校又は此等兒童の爲めに特設せる學級に編入すべし。

來住民法は今日既に議會を通過したれば、米國外務省は既に日本政府と交渉中なりし日本人來住禁止の件に就き、重ねて商議を開かん筈なり。此商議の結果として、日本政府は日本勞働者の米國旅券下附を制止するとなるべし。既往數年間にありても、日本政府は勞働者に旅券を下附することを拒みしも、今次商議の目的は成るべくは之を正式の協約となすにあり。當局者は今期議會も既に餘日なければ、此際日本と條約を結び、元老院の批准を経る遑なことを辯じ、且つ亦實際之を

條約となすの必要あるや否やも明かならざれば、此協約を以て當分條約に換ふるに至るやも知れず。

外國來住民事務を管掌する商務勞働省は、來住民法が大統領の認可を経る上は直に各港當該官に命令して同法の制限規定を施行せしむべし。法律には特に日本勞働者の語を用ふ。されども、各港當該官は、太平洋沿岸人民の希望に見て、必ず同法の旅券規定を履行することを命せらるゝなるべし。

以上これ單に假取極なり。大統領ルーズヴェルト氏は、親しく我輩に誓ふに、日本と新條約訂結の目的を以て直に商議を開き、日本の熱練、非熱練勞働者の米國大陸に入るを禁ずることとすべきを以てせり。

瑞西に刊行せらるる「テロ・ブリッヒル・アンツァイゲル」は曰く。

加州事件に關する日米間の紛議未だ落着せざる今日、桑港に於ける日本人憎惡熱は著しき發作を現出し、日米國際關係を危殆ならしめんとするは嘆すべき出來事なり。學童事件に關して未だ急に其責を米人のみに嫁し、獨り米國側の不當を叱責するの理由を發見すること能はずと雖、今回起れる桑港の日本人排斥運

動は、其罪愆に米國人側に存在することを明言して可なり。現に桑港の現状は無政府状態にありと云ふを憚らず、市長を始め、高級官吏公吏は何れも刑事犯行を敢てし、已に被告人たるに拘らず、依然公職に従事し、暴民は此機を利用して罪惡を重ね、市街鐵道のストライキは車輛の衝突を故意に引起したることすらあり。此時に當つて日本人の私有財産を掠奪し、料理店に亂入し、且つ之を破壊する等の亂暴をなすも、警察はストライキ鎮壓の爲め多忙なりとの口實の下に、日本人を保護せず、東京市民の怒れるも當然の事に屬す。而して日本外務省は青木大使をして抗議せしむるも、米國の憲法は州政治に干渉を許さざるの例あり。若しそれ北米合衆國にしてかゝる暴舉を敢てなし、罪を日本人に謝するの道を講せずんば、米國は將來著しき後悔をなすとあるべし。况んや桑港事件にして正當の判決をなさずんば、米國の共和制は不完全なりとの評を受くることなほとも限らず。これ共和制の自由の危機なるを以て、共和國たる瑞西は特に米國に注意を加へんと欲すと。

アウトロクは曰く。

日米の關係は、兩國政府の關知する範圍内に於ては至つて平穩にして、毫も相互の誤解を惹起する虞れなごと雖、我米國にても危險の行動を採りつゝある極めて少數の人士あるが如く、日本に於てもかゝる用もなき行爲を敢てせんとする少數の人士あるは悲しむべき次第なり。日本人は概して服従の觀念に富み、抗上爭議の惡風なきに拘らず、なほ其中には著しき暴動的階級あるを免れず。これかのポーツマス條約の報傳はるや、東京に於て演せられたる暴行事件に依りて知り得べし。この燃え易き分子は、日本の戰捷によりて促進せられ、動もすれば主戰論者の態度を取る傾向を生ずるに至れり。政府の反對黨たる進歩黨の首領大隈伯は、現内閣を倒さんとの考へより、日米問題を提唱して盛に敵愾心を鼓舞しつゝあり。大隈伯指導の下に同黨は桑港に於ける日本人襲撃は、人種的反感の然らしむる所なるに、政府は之を救済する爲めに適當にして且つ自重の處置を取らざるは甚だしき怠慢失態なることを唱道しつゝあり。日本政府は桑港小學校に於ける日本兒童の隔離問題の既に落着し、且つ米國政府が今回の日本料理店に對する暴行事件を講究し、適當の救済方法を講せんとすることを了解せり。日米

の間立ちて佛蘭西が仲裁を試みしことは、或部分の人々に誤解せられ、或は之を見て以て日米の危機迫れりとし、然らざるに於ては、佛蘭西は其間に仲裁を試むることなかるべしと臆測するものありと雖、これ全く佛蘭西が日英露と結びて極東の平和を維持するが如く、米國をも是等の諸國と親交せしめんとする好意に出でたるものにして他に理由あるにあらず。米國にある破落漢主戰論者等の咆哮及び西部諸州に於ける日本人反對者等の怒號は喧騒を極めつゝあるもこれ虚に吠ゆる犬と均しく何等の危険を生ずることなし。始めよりして、米國の日本に對する態度は、恰も支那に對する態度と均しく私心なき友誼を維持するに外ならざりき。支那は決して其政府が嘗て諸外國より無視せられて、分割論の盛に起りし時に當り、米國政府が其存在責任を主張し、其獨立保全を留保する爲めに、あらゆる手段を盡せしことを忘却せざるべし。日本人は又決して露西亞と平和をなすを得しめたる米國大統領の好意を忘却せざるべし。世に恐らく米國人は日本人に對して敵意を挾むと云ふものほど短見なるはなかるべし。商業上の見地よりするも、日本に對する敵意は、太平洋沿岸に於ける貿易の自殺に

て、排日的感情の煽動者は自身等將來の最上顧客を疎隔せしめて商業上の壞類を招かんとするものなり。米國人並に西部諸州の人民にして、日本が既に第一等國の列に加はりたることを自覺し、他の強國と同一の待遇をなすに至れば至る程、世界平和の爲めに裨益する所多かるべし。

日米の融和と題しラッド博士は三たび痛論を試みて曰く。

人種間若くは國際間交際の歴史を見るに、憤怒惡感並に争鬭の原因をなすもの三あり。第一、單に他國を征服し、他國の富を強掠せんとする團體的侵略、第二、治者に屬するもの中、其有力なる輩の嫉妬憤怒、並に其他の野望、第三、他國民の眞意本質に對する誤解即ち是なるが、第三の原因は一層相識を深くすることに依りて之を除却するを得べし。吾人の稱して「文明」となすかの複雑にして曖昧なるもの進むに従ひ、第一、第二の原因は従前の如く明らさまにはた亦有力に運轉し難くなるものなり。即ち一の人種は今や他の人種を襲うて之を掠め之を焼き之を殺戮するが如きことなく、又宦官と云ひ女官と云ひ貪婪なる君主と云ひ、ばた亦彼等の輔弼即ち政治家と稱せらるる輩も、今や干戈を動かす上に於て從來の

如く大勢力を揮ふ能はざるに至れり。併し第三の原因に至りては、第一、第二と些か趣を異にせり。此原因を除却せんとするには、各國民互に他を知り他を尊重するの外に道なし。思ふに蒙昧の時には、自國と異なる國民は——其異なる點の單に皮相にして、實際には少しも重要ならずとするも——悉く野蠻と見ゆるの常にて、自國と異なる國民は個人に於ける場合と等しく、追々疎隔し行く者なり。若し己れにして惡事を働きたりとの嫌疑を受けたりとせば、之に對して十分説明を與ふるは、即ち友情の表徴なるが故に、誤解せられたる他人の動もすれば敵を以て見做さるゝに至るは、素より當然にして、若し斯くの如き誤解にして屢、相重なり、説明を與へられざる見解の相違長く持續し、行動の相違、財産權若くは國家の聲譽を傷くる時は、茲に戰爭なるもの勃發し、然も敵も味方も共に之を以て正當のことと思へるなり。

以上述べ來りたる所は、現時の西洋對東洋の關係に誠に能く肖たるものあり。最近の出來事の結果、現時の如く各國民互に解するの必要なるはなし。蓋し日露戰爭並に其結果として作られたる諸種の條約協商は、西洋國民の覇を揮はんとす

るを一時阻止したれども、之と同時に殊に支那印度に於て野心希望を奮興せしめ、其結果人類の將來に大變化を及ぼすが如き事態を演出するやも計り難からんとす。而して斯く東洋を覺醒し、これ既成事實なり、之をして西洋文明の恩澤に浴せしめんとする重大なる事業に於て、最も有力なるは云ふまでもなく日本なり。されば惡感並に之より延いて起るべき争鬭を防がんが爲め、西洋國民の日本を熱く解せんことは、特に願はじきことなるが、斯くの如き相識を開拓すべき義務を負ふこと米國より大なるはなきなり。

許多の旅行家并に漫遊家と等しく、キップリング及びハーン氏等亦東洋と西洋とは物情全く相背馳し、到底互に了解せんこと不可能なりと云ひ、此印象は廣く外國に蔓延せり。然れども此印象は悉く正鵠なるものといふべからず。例へば英國が印度に和蘭が瓜哇に或は又露西亞が支那に若くは米國が菲律賓に惹起せしめたる嫌厭、反對、敵對の念は、悉く是、東西洋現下の關係の反對とならん時、西洋人の正しく感すべき所の者なればなり。日本は印度、支那、朝鮮と異なり、過去に於て、決して東洋的ならず、現在に於ても亦然り、其二百五十年間の鎖國主義、封建制度

の發達は、人種的特性と相俟つて、此上東洋文明の浸潤を受くるを肯んせず。コンモドル・ペリー指揮の下に、米國艦隊が日本沿岸に出現したる頃には、既に日本の政治社會組織并に其慣習、生活狀態は、重要な點に於て當時の東洋諸國に似たりと云はんよりは、寧ろ中世歐洲に酷似せる者ありたり。是、何が故に日本が爾かく迅速容易に歐米の商業的方法と公共的教育制度と製造機具と技術と憲法と法律的形式を採用し、且つ之を適應せしめ得たるやを説明するものなり。故に皮相的相違の點を排して根本的近似の點を探らんとする歐米人は、歐洲自身の或部分よりも日本の遙に歐羅巴に似たるものあるを感すべく、殊に亞細亞土耳其并に近東に比較して、其然るを見ん。次に予は予が多年の綿密なる經驗に依り自尊心、相敬心并に永久の友誼が恰も國內に於ける二箇の階級の如く、日米兩國民の間に存續すべきを立證し得るは、予の喜悅を禁する能はざる所にして、假りに日米兩國民間の敦厚なる關係は、予が所述以上に出づる能はずとすも、尙少なくとも予が云へるだけは確かなり。近頃まで日本人の米國人に對する感情は、常に友誼的たるに止まらず、讚美と熱心なる善意なりしも、尤も此感情の中には

謝恩の念を初め、其他永久には持續せざる分子をも含み居たりと雖、然も之と共に更に其根柢深く且つ永久なる或物あり。これ日米兩國民間の智的社會的并に商業的利益の共通、即ち兩國民の福祉は平和に依りて進められ、兩國民の損害は兩國民の疎隔并にそれより延いて起るべき戰爭に、胚胎すべきを知覺したること是なり。予は米國に對する日本人の感情が、一般に友愛的なりしことを述べたり。此事實は教育あり且つ高級なる日本人の讚美すべき武俠的性格を表明する好箇の證據ならずや。曾て大隈伯はコンモドル・ペリー提督に就いて予に語りて曰く、予はペリー提督が日本の最も好き友人なりと思惟したりと。一九〇六年及び同七年に予が日本を遊歴するや、學校の入口、各戸の軒頭、歡迎門、晚餐會の室内には、必らず日米兩國旗の交叉せられあるを見たり。予等は特に許可を得て彦根を訪問したるとありしが、こはタウンSEND・ハリヌ氏と條約を締結したるの故を以て、一命を奪はれたる閻老井伊氏の遺蹟なれば、我々亞米利加人には甚だ興趣あり。又池上には慈悲深き僧侶が百年前難破したる米國水夫の死體を葬りし墓あるを發見せり。吾人は然も茲に伊藤公の語句の一節を記憶せざるべから

す。公曰く日本が泰西列強と締結したる條約は、日本の意志に出でたるものにあらず。故に重要な規定は、双務的ならず、こは殊に裁判權并に關稅に於て然りと。西洋と東洋殊に米國と日本間の誤解及び惡感の基を説明するものは是なり。蓋し吾人は、日本を強ひて通商及び居住の權を得んこと、歐洲列國を懲憚したるなり。吾人は歐洲諸國に伍して、所謂裁判權并に關稅に關して、双務的ならざる條約を結び、且つ之を維持したるなり。然も日本が今や列強文明國の班に伍するに至り、全く此等の利權を恢復したるの故を以て、日本人に同情する能はずと云ふは何事ぞ。併し日米間の國際的和解は、他國民に對すると同じく、否それ以上に一に相互の善意と道德的熱考に出でたる行爲に依つて之を指導することを得べきなり。

日米兩國を連結せざるべからざる索紐は、如上の互惠主義の下に於て特に鞏固なるを得べし。而して兩國の智的發達と教育的利害の増進とは、逐年日米間の關係をして一層密接ならしめつゝあり、かの米國に渡航したる幾千の日本青年は、皆各種の學藝を修得し、米國教師と同窓生に對する永久の敬虔と愛情の念を懷

抱して母國に歸り、又幾千の米國男女は幾千の日本青年を教授せんが爲めに日本に航せり。假令現時日本に於ける外國教師の數が減少したりとするも、一度本邦人に師事したる彼等日本學生は、其徳を忘却する者にあらず。現に予が經驗したる所に依るも、日本の學生ほど感謝の念深きは他に多く其類を見ず。米國著述家の手に成れる書籍にして、我國の人口に膾炙する科學、文學、哲學等數千の書は日本に於て頒布せらる。而して茲に重要な一事は、此等直接の口授と印刷物が他の東洋諸國よりも最も受容力あり、且つ生産力ある地味の上に植付けられたること。是にして、管に傳道學校に止まらず、官立學校にても仔細に之を見るに、日米兩國の初等教育が頗る相似たるものあり。否、幾多の重大なる點に於て全く同一なるを感ぜざる能はず。然るに印度、支那及び朝鮮にありては、斯くの如き類似點の存するなく、殊に朝鮮の如きは近時日本人の誘掖するものあるに拘らず、其然るを見ず。東洋諸國と米國との社會的相違は、普通旅行家の甚だ大なりと感ずる所のものなり。雖(首府並に首要海港は別として)しかも此社會的相違乃ち日本にありては、其開戦前に於て既に他の東洋諸國に於けるが如く重大ならざり

き此社會的相違は年を逐うて融和の障害たるべき力を失ひつゝあり。例へばミラード氏等の著述家が、日本政府の非民主的性質を擧げて、針小棒大の説をなして爲めに邦人の偏見を惹起しつゝある時に當つて、日本政府は選舉法の改正を行ひ、以て選舉權を二倍に擴張せんとし、東洋普通の低き標準以上に出でざりし日本婦人は賢明なる法律と教育の改善に依りて其地位を高め、今や殆ど歐洲孰れの婦人の地位に比するも劣ることなく、又近世文明の物質的便益は、米國に於けるよりも日本に於て遙に廣く分布せられたるを見る。例へば幾千の新聞紙は狹小なる町村に於ても購讀せらる。日本國民の貧弱救済され、戦時の負債償却せられんか、日本は直に現時友愛的同情の實現しつゝあるもの。例へば工場労働者殊に女子並に幼者の生理的状態の改良等法律を以て、之を實行するなるべし。然れども生命財産に對する重大なる罪惡に至りては、日本の方、今日の米國に比して一層安全なるものあり、且つ法律を以て容易に取締り難き、かの一種の陋習に就きても、一個の例外を除くの外は米國に比較して決して甚だしきことなく、又日本の外交官又は領事官に選拔せられたる人々は、米國人に比して同様の位置にあ

る人に比すれば、一層周到なる訓練を有し、且つ外國民に對し無用の惡感惹起せざるやう意を用ふること遙に深し。茲に吾人が言はんと欲する事あり、それは政治上の利己的目的より日本を排擠せんとする危險なる企圖ありたることなり。即ち日本は確に武斷國にして、戦争を以て掠奪を事とするものなりとの印象を與へんとしたること是なり。なる程偉大なる徳川家康が、未だ天下を統一せざる前の封建時代は即ち戰國時代にして、各封建諸侯は常に争鬪を事としたるも、秀吉の朝鮮征伐を除けば、日本は未だ征服的戦争を試みたることなきなり。茲に再び伊藤公の言を引用せん、公曰く、日本の軍備擴張は只防備の目的に出でたるものにして、膨脹の意あつて然るにあらずと。韓國の事に關しては日本は實に幾度か腐蝕的戦争の大誘惑を抑制したるものにして、苟くも日本の政府及び人民を了解するものは、日本國民が平和を欲し、且つ平和を確保する爲め至當の權利を敢行すべきことを信じて疑はざるべし。然りと雖、日米商業關係の現在并に將來に就きて云ふときは、吾人は甚だ危險なる基礎の上にあるものなり。蓋し日本が内國の農業製造業と對外的通商即ち外國貿易との二形式に於て、經濟的大發展を

遂行せんとするの企圖を有せるは疑ひを容れず。これ日本人の權利に屬すると同時に亦彼等の必要に出づるものにして、而も其權利とは法律及び倫理に依つて指導せられ、其必要とは戦時の負債并に急速なる人口増加の事情とに迫られたるものなり。疑ひもなく、日本の地理的位置と現下の人口増加の趨勢とは、極東に於ける商業の競争場裡に於て、彼が他國民を排擠して非常の利益を享受すべきや必せり。故に商業上の競争は、將來に於て、近くは日米間相互の態度に關し、或は遠く日本と列強間の國際關係に對し、之を左右するに至るべき原因なること一點の疑ひを容れず。單に日米商業上の利益のみに就きて之を云へば、兩國の利益は全然同一なりとは云ひ難し。故に兩國の平和關係と友情を維持する上に於て、最も嚴重なる監視を要するは野心ある軍人と貪婪不法の奸商是なり。

凡そ戦争なるものは、究極するに人類經濟的發展の仇敵たることを辨するは易けれども、或特別の場合にありては戦争せる兩國中、孰れの一方も之が爲めに利する所なしと論證するは難く、又一國の政治を支配せんことを欲し、且つ現に之を支配しつゝある個人及び組合が、戦争増税并に自他國民の貧弱等の原因に依

りて懷を肥すことなしとも云ふべからず。故に個人間若くは國民間の商業的利害の相衝突して危殆に瀕するに當り、國際的和解を計らんと欲せば、必らず之を道德的并に宗教的勢力に藉らざるべからず。予の意見にては、此匡正方法は極めて單純にして徹底的なるを要す。然り、茲に明瞭不變の道德的にして且つ宗教的なる一主義あり。曰く商業的競争の保護、若くは其増進は決して開戦に對する道德的理由となすべきものにあらざと。若し基督教國民にして、斯くの如き經濟的利害より戦争を起すことあらんには、彼等は自ら標榜する基督教を瞞着するものと云はざるべからざるなり。目今の處、日米兩國が、其國交の當初より今日に至る友交の摯絆を緩めんとするは、兩國相互の不利益なること明かなれども、只虞るゝ處は、或は將來に於て兩國民間の一方、若くは双方が不徳義の所爲を演出して此紐を緩解せんとするに至るべきことなり。然らば相互の理解、堪忍及び誠實にして且つ理性に背反せざる相互の同情は、唯克く兩國の和解を保障することを得んのみ。日本の滿洲鐵道の監理に對しては、米國が之を批難し得る程爾かく自國內の鐵道監理は善良のものと云ふ能はず。又今日、日本が關稅自由制定權

を獲得したる其關稅法の規定に對し、米國は之に峻酷なる批評を加ふるを得べき程、自國の關稅法は公正寛大ならざるなり。今や吾人は吾人自身より和解を勉めざるべからざると同時に、前段引用したる日本の政治家にして、最も其國情に通曉し、且つ日本の對内對外兩大政策を劃立したる某氏が「日本は偉大なる地歩を形づくりし現下の地位に鑑み、倍責任の大なるを感得して敢て渝ることなく平和を維持し世界の福祉を増進し、宇内文明の共通道路を襲踏して他國と共に其利益を頌たんことを期すてふ言句の眞實ならんことを祈る。仲裁に俟つ實際的和解の利益の一つは、それが關係兩國間に了解の機會を供給するにあるものにして、こは利害關係なき仲介者に託して事理を察し、理性に訴へて是非を斷ずる者なるが故に、制度上公正完全に庶幾からんか。現今日米間に多年の善意及び平和を傷けんとする特殊逼迫せる危険は、職として商人階級の貪婪なる輩より起るなり、而して我國一部の新聞社が賄賂を收受し、極東に於ける我商業競争を幫助せんが爲めに、通信員をして事件の真相を精究せしむるなく、漫に流言蜚語を放たしめ、單に中傷離間を是事とする者あるは事實なり。仲裁を判所は所謂事

業創立とか、事業調査とかに對する私人の計畫が成功するも、將亦失敗するも、こは人類最大の利害若くは最大不可侵權には、此關係なしと思惟する人々を以て判官とするの常なり。故に尙此外理由はあれど、平和を愛するものが、日米間に一般仲裁條約の締結せられんとするに喜悅し勇躍するは正に其所なり。

其二 米國艦隊派遣問題及び菲律賓問題と

日本との關係に對する彼等の觀察

紐育ヘラルドは、其紐育及び巴里發刊の兩紙に於て米國戰艦隊はスエズを経由して菲律賓に派遣し、且つ日本に友誼的訪問をなさざるべからずとの論題を掲げて一の社説を公にせり、曰く、

此處置は正當なるものにして日本は以て憤激せらるべきものと見做すことなし。然れども米國艦隊は開戰的臭味を除かんが爲め日本諸港を訪問せざるべからず。かの英獨關係が將に破裂せんとする時、英國は其艦隊を地中海より撤退し、英國海峽及び北海に遊弋せしめたり、而も獨逸は之を以て平和の脅威となさざりき。加之、獨逸の輿論はバルチック海に於ける英國艦隊の遊弋を切りに反對せる

が英國內閣は此計畫を固執し、嘗に此等の海上に艦隊を派遣せしめたるのみならず、バルチック海の獨領港にもこれを派遣せり、其結果英獨の關係は従前より一層親密なるに至れり。

紐育ヘラルドは此間米國艦隊が日本諸港に親密なる訪問をなし、其結果同種の幸福なる結果が生ずべしと云ひ、兩國相親しむ時は米國及び日本の海軍將校は相互を識り且つ互に尊敬するに至り、又日本國民は米國艦隊の來港は即ち戰雲の去りたる兆候なりとし、熱誠なる歓迎を米國艦隊に與ふべしと云へり。尙ヘラルド新聞は終りに臨み、米國艦隊にして先づ菲律賓に派遣せられ、それより日本に友誼的訪問をなさば開戰沙汰を除去し、平和は従ひ來るべしと云へり。

マニラ新聞は突飛なる説明をなして曰く。

日本が第一流の海軍を有し、又其艦隊を組成する艦隊の數より見るも、優に第一流に位するは疑ひを容れざる所にして、日本人がこの素晴らしき戰鬪の機關を巧みに運用する方法を解する能力を有するものなりと云ふを得るは、吾人の歡

ぶ所なり、而して日本艦隊は實際米國のそれと比較して劣等なるものにや。遠距離の戰爭を繼續するに於て受くる妨礙に關しては、日米兩國とも同一の不便を有する者なり。布哇群島は日本よりは米國に近し、されば米國が太平洋に於ける前進哨として、同島に多大の利便を有するポートルゴを以て日本人攻撃の地點なりと揣摩するは愚論に過ぎず。偕て一朝有事の秋に至り、米國の最も弱點となすべき者は、即ちわが菲律賓群島なるべし。然れども華盛頓政府が菲律賓群島を永久に保留する、果して幾何の利益かある。同政府が菲律賓所有の爲め、重大の議論沸騰せざる限り、假令同島拋棄を論ずる多數米人あり、雖、尙之を保留するの勞を執るは敢て不思議なりと云ふべからず。然れども一度菲律賓島所有を云ふは、甚だ冗費を要するものなりとせば、米國政府は蓋し保留の意を變じて、從來の損失賠償の擧に出づるの意あるものなるべし。確聞する所に據れば、若し日米間に開戰を見るが如き事あらば、日本に對して後援を與ふるに躊躇せずと稱する菲律賓の名士も少なからずと云ふ。思ふに此等の人々は、日本は菲島を米國の羈絆より脱せしめ、菲島住民に其多年の宿望たる獨立を與ふるものなりとの信仰

を有するものならん。なるほど日本は如上の約束を與ふるに吝ならざるべきも實際日本が其約束履行に對する絶對的の保障を與へざるに於ては、菲島人が所謂同情を寄することは心得違ひと云ふべきなり。而して又所謂日本の羈絆は米國の羈絆よりも耐ふるに易しと思考する人もあらんも、然も吾人は斯かる人に對しては、かの掌中の一羽の鳥は籠中の二羽の鳥に優ると云ふ古語を想起せんことを望むものなり。假令一步を譲り、米國政府は其把持する主義に於て惡劣にして菲島人が正當なる獨立をなすに一大害毒を與ふる者なりとするも、尙且つ此古語に鑑みる所あるを欲するなり。試にかの支那人を見よ、彼等の多數は一般に支那政府の腐敗を罵りつゝあり、而も今日臺灣に住し、日本政府の羈絆にある支那人は、其以前支那政府を戴ける當時に比し、其惡しきこと千倍なりと稱するにあらずや。今吾人をして早晚日米間に開戦あり、菲島が戰場となることありと假定せしめよ。此曉に於て日本が勝利を贏ち得たりとて、果して菲島人に幾何の利益が生じ來るや。又菲島人にして米國人と相並びて戰場に馳騁せば、日本の勝利は蓋し覺束なからん。斯くて種々の見地より論じ來らんか、菲島人の則るべき態

度は局外中立にして傍觀坐視に如くものあらざらん。然れども如何せん、此事たる米國の治下にある以上は、決して行ふを得べからざる沙汰なるは何人も知る所なるべし。たゞそれ菲島人が米國の臣民として盡すべき唯一の道は、能く本國政府の命に固着するにあるべし。

紐育ワールドは米國艦隊太平洋問題に就き、ジノゴイズムの罪惡と題して左の如き社説を掲出せり。

イフアンズ海軍少將は曰く、日本との開戦を云々するは愚なりと。然れども吾人は思ふ、日本との開戦を云々するは愚を通り越して更に一層惡しく、斯くの如きジノゴイズムの勃發は、純然たる罪惡的愚劣なりと。少將又曰く、太平洋艦隊の我西部沿岸領海に赴くことを以て、友好なる日本政府を動かさんとする示威運動なりと解釋するは無稽なりと。然り無稽なり、然れども此惡事は既になされたり、之を免除すべき唯一の方法は北太平洋艦隊を大西洋に置くにあり。若し軍艦にして太平洋に派遣せられんか、此運動の日本に對する示威運動と解釋せらるゝや必せり、大統領或は否定と、有らゆる辨明と、有らゆる保證とを與ふるとあらんじ

かも日米兩國のシンゴ派は右の運動を捉へて極力自己の用に供せん。シンゴイズムは戦争の有方なる父母たるを知らずや。此狂熱の如何なる程度に達せるやは平生保守的にして賢明堅確なるツリビニー紙の平然として、

「我領海に我軍艦を派遣することは純然たる國內の問題にして、何れの國と雖之に對して何等正當なる干渉を有するものにあらざるを以て、吾人は本件の國際的方面に注目せずして可ならん。」

と論斷せるを見れば思ひ半ばに過ぐるものあるべく、次で又同紙は「日本との關係の良好なる、又誰か此運動を誤解する合理的人士あらんといへり。然り、然れども政府の應接しつゝあるは、合理的人士にあらずして、兩國のシンゴ派なり、若し日米兩國の間に何等の軋轢なく、桑港暴行に對する日本の抗議なく、愚昧なる開戦談なかりしならんには、艦隊は何れに赴くも差支へなからん、然るも實際に於て開戦談は云々せられたり、兩國の挑發的新聞と挑發的政治屋は共に民衆の感情を激成せんとせり。大統領亦其半官的否定と容認に依りて彼等の術數に落ち

たり。太平洋に赴かんとする米國戰艦隊の使命の如何に平和的なりとするも、桑港の暴徒は之を以て政府が排日運動を賛成したるものと解釋すべく、日本のシンゴ派亦新に排米感情を製造するに此機を逸せしめざるべし。

大統領は其職責として、太平洋に於ける輿論と同時に日本の輿論をも考察せざるべからず、苟くも政治家たる者は火絨にマツチを投げ、而して自己は火を起すの企畫を有せざりしと託言するの道義的權利を有せず。

何故戰艦を太平洋に派遣せざるべからざるか、苟くも智ある政府と智ある外交家は全然其理由のある所を知るに苦じむ。艦隊の派遣或は次回の大統領候補問題に對し、カリフォルニア州を動かす處蓋し少なからざる者あらん、大統領果して斯くの如き目的の爲めに這般の事を敢てせんとするか、大統領のなすべき唯一の義務は、公然明々白々に北太平洋艦隊は太平洋に派遣せられずと公表するにあり。

倫敦隔週評論所載、英人シドニーブルックス氏の評論には、米國の艦隊派遣は必竟米國が太平洋方面に雄飛せんと欲する一種の政略なりと論斷したり。其

論に曰く。

大西洋の米國政略上及び軍事上に於ける干渉は、近き十餘年以來次第に輕減し、而して其この方面に於ける戦争の危険といふことも、始めより敢て重大なりしと謂ふにあらざりしも、今日に至つては殆ど其患を絶てりと謂ふに踟躕せず。先づ西印度に見るに、かの一たび玖馬及びポートルコより西班牙を放逐せしより以來は、また其禍根たる所以を見ず、固より西印度は我英國の外、佛、丁、蘭の利害錯綜する所未だ全く紛糾を絶たすと雖、延いて國際問題たるべく、又米國より見て、死活を賭すべき問題たる底の性質あるとなし。但し米國の玖馬、ポートルコ、サン・ドミンゴ等に對する問題は、今猶敏腕なる經世家の解釋に待つもの多きは無論なり。丁抹領諸島に對して殊に然りとす。米國は此丁抹領の一島サントマス島の海軍根據地として、最も適當なるに注目して、既往五十年間幾度か之を買收せんと試みたり。蓋し米國が此方面に海軍根據地なきは、南北戦争及び西班牙戦争に於て甚だしき苦痛を経験せし所、今後パナマ運河成るの日、之を保護するに足る海軍根據地は玖馬に求むべからず、ポートルコに求むべからず、唯、サントマス島

のチャロットアマリー港あるのみ。是より先き四十一年前、丁抹は自ら此島及びサンジョン島を一千五百萬圓を以て米國に賣却するを提議せしも、米國元老院之を否決せしを以て、議遂に成らず。西班牙戦争後に至つては、米國側より頻りに之を買收せん事を欲し、一九〇二年以上二島及びサンクロア島を併せて、一千萬圓を以て買收の議を提唱せしかど、丁抹議會は今反つて之を斥けたり。蓋し此諸島は二百年來丁抹領に係り、政治寛大なるも、唯近年糖價下落し、殊に又米國マツキンレー、デングレー兩關税法の影響を蒙り、貿易振はず、之がため丁抹は毎年國庫より經費を補給し、本國に取つて甚だ利あらずと雖、一國の體面を重んずると、バルチック諸港と中米諸國との貿易逐年増加すると、パナマ運河成るの曉は貿易一層盛大に至るべきを願みて、之を拋棄するを吝み、加之諸島の人民は概ね黒人に係り、而も此等は皆米國に於ける黒人の待遇如何を熟知するを以て、亦遂に米國の治下に入るを欲せざるなり。然りと雖、遠からざる將來に於て此等の諸島は遂に米國に合併せらるゝを免れざるべし。但し之が爲めに敢て戦を開くといふにあらず、唯兩者熱談の末、賣買を見んと謂ふのみ。カリビヤン海に於ける英佛領

は米國との干渉を破らずして共に發展し得ん。されど憂ふべきは蘭領ギニヤナリ。和蘭及び其各海外植民地は將來獨逸の爲めに制御せらるゝに至らざるかの虞れあるが故に獨米間の憂端たらずと謂ふべからざればなり。かの玖馬、ポルトリコ、サンドミンゴ及び丁抹領の如きは既に米國の勢力圏内にありと稱して可なり。而して英佛領は甚だ重きを措かれ、又前顯蘭領問題は未だ國際政治問題たる域に上るに至らず、凡て此くの如くなればカリビヤン海は今全く國際衝突の素因を絶てりと稱すべく、將來此等諸領と米國との間衝突を起すこと固より之あるべきも、之が爲めに歐洲列強と米國と干戈を交ゆるに至らんことは斷じて之あるを思ふ能はず。

既往十餘年來英米間の國交親睦となれるは、又大西洋方面の平和に對する一大保障たるべきなり、兩國間の重大なる問題は今既に議定を経たり、唯、加奈陀、ニール、オンドランドの事に關して二三の問題猶存するも、是皆開戦の虞れあるものにあらず、現に英米兩國は友厚敦睦の精神を以て交渉を重ねつゝあり、今日の事亦能く之を證す。若し十五年前のヴェネズエラ教書當時に於ける反英感情今尙存す

るに於ては、如何なる大統領あるも、大西洋艦隊を擧げて太平洋に回航せしむる能はざるべきなり。

米國のモンロー主義亦十餘年以來重きをなし、列國は皆漸次これを認めて米國の主張に屈服するに至りたれば、亦これがために米歐開戦を見るところあるべからず。蓋し之をして茲に至らしめたるは、大統領ルーズヴェルト氏の力多きに居る。ルーズヴェルト氏は、モンロー主義は單に米國に特權を與ふるのみならず、同時に之を強行するの責任と南米諸國の非違を監督する權利とを與へたる者なるを承認したり。列國は米國の海軍の盛と能力の大とに見て、今は皆略、南米に絶念し、實際、南米大國は殆ど鎖國たる事實を現出し來れり。願ふに南米諸國の將來は決して靜謐なるを得ず、紛糾混亂或は時に又流血の慘を見ることあらんも、是、畢竟米國と南米との争ひにして米國と歐洲とのことにあらざるべし。蓋しルーズヴェルト氏の言へるが如く、米國モンロー主義を強行し、ヴェネズエラ、ニカラガ、コスタリカ等の諸國をして各、戒慎節制を守り、敢て違はざらしめんと欲せば、將來衝突を起すなきを保せずと雖、しかもその衝突は決して歐米國際上に互るなきはこ

れ亦略、疑ひを容れざるなり。此くの如く米國の憂患たりし西印度、英國、モンロー主義の三要素は、漸次略、その跡を絶つに至りたれば、米國は大西洋方面の海軍を減じ、轉じて以て太平洋方面に向はしむるを得るに至り、随つて又既往十餘年以來、此方面に於ける利益干渉亦漸く重きを加へたり。一八九八年以來、布哇、菲律賓を領して太平洋に根據を設け、極東貿易を振興して、現在年々略、三億圓に上らしめ、清國に事あるや、軍隊を上陸せしめ、有意か無意か自ら極東問題の渦中に投じて、飛躍活動常に自家の地歩を占むるに勉勵し、時に又列國に率先して提唱を試み、困難の談判に參與し、明かに極東はその外交活動内にあることを示したり。試に之を十餘年に照せば、思ひ半ばに過ぐるものあらん、其西班牙戦争前にあつては、清國が如何なる危機に陥り、露國が滿洲に如何なる政略を執り、佛國が雲南、廣西に如何なる運動を試み、獨逸が膠州に如何なる行動に出づるも、米國の人民若くは政治家は、恰も對岸の火を見るが如く、恬然之を冷視して何等の言動に出でず、所謂清國の門戸開放は専ら英國の汲々たりし所にして、肯て之に寸毫の幫援を假さざりき。然るに西班牙

戦争以後急に其態度方針を改め、先づ菲律賓を領有し、其領有に伴ふ政治軍事の責任を擔ひ、次で北清團匪の彈壓に参加し、門戸開放が米國貿易の將來に喫緊切要なるに着眼し、清國を發展せしめて其利を受くる者は、産業上及び地理上より日本を除くの外最も我米國なることに注目し、進んで露國の滿洲撤退を力爭し、パナマ運河を開鑿し、日露談判に注意し、戦争に注目し、戦後亞細亞門戸の前頭に恐るべき一大新國の勃興せるに顧念して怠らざりし等、皆其舊態度を一變して眞摯熱實極東に意あるを示すにあらざるはなし。乃ち假りに清國の米品排斥の事なく、又日本との移民問題なからしむるも、遠からずして米國が極東に向つて大飛躍を試み、此方面に於ける利害干渉は歐洲に於けるそれよりも一層緊切に又一層敢爲となるべきは、局外者の夙に看取したる所なり。乃ち今回の艦隊回航は、豈目的なくして可ならんや、予は敢て其一種の政治的示威運動たるを言はんと欲す。しかも此政略を以て何等挑發の趣意あるものと見るべからざるは、勿論なり。畢竟既往十餘年馴致し來れる時勢に促されたる自然の結果のみ。然るを如何ぞ、之を日米同盟の爲めと謂はんや、その一たび定めたる

方針は、日米問題定まる後と雖、堅く守つて變せざるべし。加之、其國もと二面大に洋を受く、獨り後門守備なきを許さず。從來彼は久しく大西洋方面に重きを措き、太平洋を忽せにしたり。太平洋を米國勢力圏たらしめんとするに於ては、豈兵力なきを得んや。米國斷じて今此艦隊回航あり、即ち予の所見を以てするに、此回航は米國が政略と戦略と相添はしめ、責任と武力とを相添はしめ、外交と外交の實效を期すべき唯一の物質的要具とを相添はしめんとする機宜の處措なり。其述如何に突然に發し、事奇に似たりとは言へ、元とこれ其權力内の事にして又時勢自然の結果、何等挑發の意ありといふを得ざるなり。たゞ言はゞ今日この決定を見るは寧ろ稍後れたりとせんのみ。乃ち後れたりと雖、これ政府人民が時勢に順み政略を定めて對東の決意を示めすもの、想ふに今日以後、米國が太平洋の覇權獲得の競争に於て、又此競争の裡面に行はるゝ複雑なる問題に對するに於て、勇往邁進敢て他國に一步を譲らず、自國の肩頭に繋る重大の職任を、盡さんとするの注意は、亦茲に看取すべき所にあらずや。

但し米國政府は務めて此回航を小事視せしめんとし、其目的の單に航海演習、尋

常の運用練習にあるを言ふことは予善く之を知る。蓋し十六の戦闘艦一萬三千哩の長程を行く、これ亦小事にあらず。未知の缺點を發見し、將校下士卒間の融和を全うし、一艦として又艦隊としての運用を理解し、炭水食料の供給を経験する等、其他機械人事の上に於て益すること決して尠少ならざるべし。然りと雖、二千萬圓の巨費を投じて、船艦整々、遠くハンプトン・ローズを出で太平洋に到る、豈これ單に海軍の訓練、紀律、武装、經理を驗する爲めならんや。其技術上に受くるの價値如何に大なるにもせよ、識者は之を以て米國の本意、本心と見る能はざるなり。翻つて事後の結果より考ふれば、心中一箇の政治的運動を期するあるは、また疑ふべからざるなり。

願ふに此回航より來たる最先の一大結果として顯はるゝは、予思ふに前言ふが如し。米國が一大帝國たるを自覺し、兵力を蓄へて太平洋に臨み、以て其利害干繋と、外交の活動範圍とを擴張するに至らんこと、即ちこれなるべし。近年に至るまでは米國は既に蔚然たる一大帝國たるも、殆ど自ら帝國を以て任せず。帝國たる地位より來たる責任を取らず、布哇、菲律賓を領有するの結果は、復又従前の如く

外交上孤立無干渉の地位に立つこと能はざるに至るも、自ら肯んじて之を承認せざりき。之と均しく極東の商業は將來米國の一大利害の繋る所なるに氣附きつゝも、之を保護するは通牒陳白、無形的勸告の壓力を以て足れりとし、此以上外交上に大必用物あるを思はざりき。米國政治家中最も國人を驅りて極東問題に注意せしむるに勉めたるを故外務卿ヘー氏とす。されどヘー氏は、米國事に臨んで往々苟にビスマークあつてモルトケなく外交の事徒に侘喝に止まりて強力の之に伴ふものなきを嘆息するとなかりし歟。當時米國人民は未だ獨帝の箴言を承認せざりしなり。獨帝は曰く、此世に於て一事一業を成さんと欲せば、常理を穿てるもの、則ち米國が今回此回航を斷行せるは、これ始めて外交の大必要條件は兵力にあるを悟り、これを以て極東政略の基礎となさんことを決意したるものと見るべきなり。此外交觀念の大進歩の一結果として、今後人民は大に海軍問題に注意し、海軍大擴張を行ふに至らんは必然なり。想ふに將來米國海軍の配置は太平洋を重んじ、大西洋を軽くせんか、孰れにもせよ、今日以後、其太平洋に有力なる一大艦隊を繫泊するに至らんは疑ひなし。米人は必らず謂はん。現時の海軍

力は以て太平洋兩面を保護するに足らず、太平洋の守備を全うせんには、大西洋を空虚にせざるべからざるを如何せん。米人をしてこゝに感悟せしむべきは大統領ルーズヴェルト氏が深く慮りて一舉斷行したる此回航の賜なるべし。加之十年前有名なるオレゴン號の太平洋回航は、米國に教訓を與へ、大統領ルーズヴェルト氏は機會ある毎に之を引き來つて南米迂回の不利を示し、パナマ運河の米國軍事上に最大必要あるを呼號したり。此等の事は米國人民をして資金資力を惜まず、パナマ運河工事を進行せしめ、更に二國標準に據つて其海軍を擴張せしむるに至るべきものなり。現に平素極力ルーズヴェルト政府に反對する諸新聞も政府の海軍擴張政策を賛成し、苟くも國を愛する者は決して之に賛成せざるべからざるを論せり。我英國の海軍計畫は、英米再び開戦せざるを推定して成れども、米國海軍の擴張茲に至りては又再考を要するものなきか。海軍は何國に係るを問はず、漠然として他國の非開戦を頼む能はざるなり。

此くの如く今回々航の大結果として、米國が帝國たる地位を自覺し、極東雄飛の素因を作り、益々海軍擴張に務むるは、其最も重大なる顯象たるべく、而も其結果は

獨り此等に止まらず、南米諸共和國の心中に至大の印象を與ふるの好機會を與へ、かの外務卿ルード氏が親密の干繋を開くに務めたる效果は、之に因つて益顯はるゝとあらん。回航艦隊と現存太平洋艦隊との會合地たる墨西哥マダレナ灣は、從來米國の垂涎せる所、太平洋未見の大艦隊今此に集合するに於て、此地又米國に永久租借せらるゝに至るべし。今艦隊の行止は最も秘密の中にあり。太平洋に入るの後、如何に其進退を決せんかは、明白ならずと雖、想ふに傳ふる如く太平洋を横斷し、麻尼刺灣に投錨し、スエズ運河を經由して大西洋に還るべし。此の如き堂々たる大艦隊は極東海上未だ曾て見ざる所、若し果して此行路を遂はぶ、極東就中其最も味ひある清國の人心に、米國の勢力と威嚴とを加へしむるを疑はず。

即ち此回航を以て獨り日米問題の爲めとなすは、非とする所なれども、而も米國常人が之を以て既往一年半以來蟠りて解けざる日米問題と干渉ありと見做す事實は、人亦一笑に附し去るを得ざるなり。蓋し桑港學童問題起れる際、大統領はカリフォルニアと協議して之をして、學童問題に讓歩せしむるの報償として、桑港

學務局に對する訴訟を取下げ、轉航禁止令を制定し、日本政府と排斥條約を訂結することを相約したり。これ元とカリフォルニア人を慰撫する一時の策にして、日本と一應の相談に及ばず、私に兩者の間に取極めたる所に係り、斯くして昨年二月八日轉航禁止令を制定したるが、是果して米國憲法に合ふや否やは姑らく措き、日本人は法網を潜りて入國せり。茲に於て爾來カリフォルニア人は日本人排斥法を制定せんことに運動し、今年の大統領選舉には本問題を提げて以て太平洋沿岸一帯に臨まんとせり。然るに日本側にありては劣等人種たるべき待遇を受くるを肯んせず。加之、予の聞く所を以てすれば、日本政府は排斥條約を訂結するは勿論、之が商議を開くことをすら峻拒せりといふ。斯かれば米國より日本勞働者を排斥し、日本より米國勞働者を排斥する双互條約を訂結して、以て本問題を解決せんとの望みは殆ど之なきものゝ如く、這般の交渉中兩國は互に大使を召還するを必要としたるは人の知る所、又大統領の敎書に一言茲に及ぶ所なきは、亦多少の意味なきとせんや。此くの如くんば、目下の形勢は全く重大と謂ふべからざるまでも、頗る難境に陥りて、談判中止の情態にあるは疑ひなく、前途渺茫として

爲めに面白からぬ衝突を起すの憂ひなきにしもあらざるに似たり。たゞ兩國政府は互に和厚善意を以て解決を求むるに務めつゝありて、日本移民の數を減するを以て均しく兩者の利益となすことは、彼我兩國政府の意見一致せる所則ち一方は脅迫を加へず、一方は威嚴面目を失墜せずして、其目的を達し得んこと、これ兩國外交の力に能はずとは認むべからず。唯々憂ふべきは米國新聞の不謹慎、桑港の騷擾、太平洋沿岸國會議員が南部及び労働黨議員の幫助を得て、排斥法を制定せんと欲するの運動、米國政體上在野黨の勢力等とす。

此時に當りて、艦隊の太平洋に到着するは煽動者の氣焰を獎勵するなご謂ふべからず。現にカリフォルニア人は、此回航を以て政府が明かに其主張を賛成せる示威運動なりと解し居れば、艦隊の太平洋に投錨するの日は、之を挾んで日本移民に對し何等かの暴舉に及ぶことなきを保せざるなり。故に能く此形勢を知りて太平洋艦隊のカリフォルニア寄港を中止するにあらずんば、形勢一層の險惡を加ふべきは明白なりとす。然りと雖、冷靜なる局外者は日米兩國の交渉が破裂を見るに及ばずして、速に解決の效を期し得るを信せんと欲するものなり。大統領

ルーズヴェルト氏は必らず謹慎の政略を執るべく、日本政府も必らず自制沈重の政略を執るべく、蓋し米國は今日太平洋上に商業政治、軍事の一大責務を果さんとする時に於て、極東興廢の裁決者たり、また將來永遠に裁決者たるべき一大國の好意を失はざるを利なりと思惟すべく、又日本は今日財政上の改革を行ひ、極東商業上の覇權を握らんと志すの際、國家の存亡と相渉らざる問題を以て、衝突を開くを狂愚なりとなすべし。要するに今日の問題は比較的、小問題に屬すれば、縦じや太平洋沿岸の煽動者、放言暴行種々の事故續出し、結局米國議會に於て日本労働者排斥法を通過し、日本人を拒絶すること恰も現在日本が勅令を以て外國労働者の入國を禁止しあるが如きに至ることあるとも、兩國は之が爲めに大局の平和を攪亂するに至るなきは、彼等冷靜なる局外者の信する所なるを疑はず。乃ち米國今回の回航ある、予の私見を以てすれば、本問題と全く相渉らすとは謂ふべからざるも、これ元と僅に其一原因をなすに過ぎずして、斷じて重きをなすものとは認むる能はず。此回航の最大原因は疑ひもなく、前に説くが如く、米國政治家が既往十餘年來の形勢に顧み、太平洋の政局に注意するに至れる結果に

して回航は即ち其政略の象徴なれども、而も回航其物は應に來たるべき米國太平洋方面の活動より見れば、事前區々の一現象のみ。

露國のノリツエ・ウレミヤはタフト陸相の來遊に際し社説に於て評して曰く、米國陸軍大臣が其艦隊を率ゐて(譯者曰く艦隊を率ゐてといふは事實と違へり)外國に航行せる此旅行を以て、これ太平洋上の秋季觀光に一時の愉快を得んが爲めの旅行として之を觀るを得べきか、暮秋の太平洋は波浪高く、その海上慰勞の旅行に適せざるなり。然らば則ち米國陸軍大臣が我領海に來遊せられたるは、他に何等かの動機ある者にして、決して徒に船疊に苦しむが爲めにあらざる事を察すべし。

今日迄斷えず成功を伴へる日本の進撃的政策は、極東に利害關係を有する諸國に自然不安の念を喚起せしめたり。日本の發展政策の爲めに最も危険を感ずるに至りたるは、太平洋を以て自己庭園の一池の如く想像し居れる米國なり。米國は其西岸に於て、最近に至るまで米國運動上に更に競争者を有せざりき。清國の因循は恐るゝに足らず、又露國は退縮せしめられて、先づ以て將來發展の見込な

し。我等は、我ワシリチコフ侯は我太平洋沿岸に果して露國民の植民事業を眞面目に慮り居るや否やを疑ひ、又イズツアルスキイ氏は、果して能く該地方に外國民の侵入し來たるを妨止し得るや否やを疑ふ者なり。斯くの如くなるを以て、露國も清國も太平洋方面に於ける米國の競争者にあらざること明かなり。

米國民が夢想せる光明ある希望に一點の陰翳を與へたる者は、只俄に其侵略的天性を曝露せる日本あるのみなり。日本が尠からざる効果を收め得たる日露戦争は、北米合衆國民が日本に軍需品や日用品を供給して得たる結果なるが、之に依りて米國人は日本を助けて、却つて自ら恐るべきの敵を作りたるなり。戦争前には何人も此事に思ひ及ばざりしが、今や何人も此事を認むるに至れり。

最近の日米間の紛議は、將に戦争を開かんとするの形勢ありし事あり。併し兩國政府の意思の疏通に依りて、此戦争を避くるを得たるも、此戦争を引起さんとするまでに至りたる原因を一掃する事は、兩國政府の果して能くする所なるや否やを疑はざるを得ず。日米兩國は互に萬事に就きて、其方法を講じ居れり。日本は其背面と側面とを安全ならしむるが爲めに、歐洲諸國と頻りに協約を結べり。米

國は遲延ながらも、其全海軍の兵を大西洋より太平洋に移さんとする。米國は菲律賓諸島の防禦工事を完了して、一方の側面より日本を威嚇せり。又米國は墨士哥に於てセント・マゴダリン港を海軍根據地として之を得たり。米國の爲めに威嚇を免れ居る側面としては、只浦鹽に面せる一方あるのみなり。

今回米國艦隊が我極東港(浦鹽)を訪問するは、或はこれ米國が此側面より日本に對抗する爲めに根據地を得んとするの試験にあらざるなきか。

若しそれ國際問題に關して、直接なる感想に従ふを可とせんか、吾人は左の如く云ふを得べし。曰く若し米國が斯くの如き試験をなせりとせば、我等は宜しく之を歓迎すべしと。されど斯くの如き決定をなすは固より輕卒なり。

我露國は、自己の國際的の義務に關しては、何時も其禮を失はざるなり。米國人は日露戰爭の際に萬事に就きて我敵國を幫助したりと雖、我等は敢て米國を敵視する者にあらず。又我等は日本に對しても亦敵意を有する者にあらず。日本とは既に親善の協約を重ねて成立せり。現今の形勢が如何に我に取りて直接の利益あるが如き誘惑ありとも、決して隣邦の犯罪に加擔すべきにあらず。日米間には

近き若くは遠き將來に於て戰端を開く事ありとも、我は日米兩國の困難に對しては、他人の不幸に乗じて自己の利を謀るが如き事をなさず、宜しく局外中立の位置を持せざるべからず。

然りと雖、此一般の概規に依りて、我は必らずしも現下の細事に關しても、其手足を索束せらるべき者にあらず。例へば米國がその自國艦隊の錨地として我港灣の一を租借せんとの希望を現はしたりとせば、此くの如き些細なる問題の解決は、日本が露國に對して盡すべき義務の履行如何に因りて如何様にも決せらるべき問題なり。日本の爲政家は今日に至るまで、我等に對して兩國相互の一般利益となる事に對しても、何等の善意をも表はさざるなり。南部樺太並に遼東半島に於ける露國民の位置、滿洲、蒙古、太平洋沿岸に對する日本の政策は、今日に至るまで、未だ戰捷の利を尙十分に收め了らざる如き情勢あるを想像せざるを得ず。斯くの如き状態なるを以て、我等は我義務を文字通りに履行するの地位に立ちながらも、此文字の範圍外には、現下の外交事情に應じて、臨機萬事を利用せざるべからず。我隣邦の交誼が愈々親密になり、我等が懷中に石を用意せざるに至る

と否とは、一に日本の我露國に對する如何に關するなり。
又紐育よりの所報に依れば。

佛國殊に巴里の新聞紙は、日米間の關係に就き、日毎に注意を專にし居り、其調子は概して率直、且つ悲觀的なるが如し。輿論は移民問題の紛擾は一時的解決を以て或協定に達するにありべきも、本件は遠からず又々一層重大なる勢ひを以て再發する事免れ難しとの點に歸着するが如し。新聞紙中には本問題を常に世人の耳目に接觸せしめ置かんとて、苦辛慘憺たるものあり。其狀恰も米國黄色新聞紙に彷彿たるものあるも、敢て辭せざるが如く、ラパトリエ紙の如きは、殊に其甚だじきものにして、現に其無謀を示す最近の事例としては、大々の標題の下に日本艦隊はあらゆる事變に對する準備を整へ、既に布哇の沿岸に達せりとの異常なる記事を掲げたるにあり。されど固より此くの如き誇大説は、流石に巴里人の好奇心にも訴へ兼ねたる模様なり。栗野大使は事態に就き、會見を受けた際、是等雷同誇張説に對し、呵々大笑せられたり。氏は戰艦艦隊廻航の件を論ずるに頗る穩當の態度に出で、日本政府及び公衆一般は米艦廻航の一事を以て、無論敵

意又は威嚇に出でたるものとなさず、こはこれ畢竟、近來益々重要の利害關係に見て、全然諒とすべき普通の一手段なるを十分に認め居るものなりと言へり。
合衆國アラバマ選出代議士下院議員キヤプレン・ホブソン氏は、本月一日ポートランドの一劇場に於て、ナショナル・デフュンスなる演題を掲げ、日本が軍備擴張に汲々たる現情より、日米戰爭の避くべからざる次第を論じ、米國海軍の微力なるに拘らず、國會が戰艦新造の議を否決したる非を鳴らし、布哇は事實上日本の侵略に歸せり。若し大西洋艦隊歸航するに至らば、日本は太平洋沿岸諸港に軍隊を進め侵略的態度に出づるや明かなり。故に同艦隊は太平洋に留め置くの要あるべしと説き、更に進んで米國は日本國債三億五千萬圓を引受け、又昨年銃器七十五萬挺を日本に賣り渡したるが如きは、敵に武器を貸すの類なりと、頗る激越の演述をなしたりと云ふ。

ニュージールランドの首府ウヰリントン來電に依れば、ニュージールランド首相ワード氏は、米國艦隊の濠洲訪問に關して述べて曰く、同艦隊の來航は外國の艦隊にあらずして、アングロサクソン人種と同種同族なる國民の艦隊なり。他日必らず白人

と東洋との間に、孰れか濠洲及び太平洋諸島を支配するかを決するために、戦端を開くべく、その時に於て、米國艦隊なるものは英國と提携して戦ふべきものなりと。

第二節 諸方面の排日感情に對する彼等の觀察

白人と太平洋と題し、紐育アトルック紙上には日本移民の諸方面の難案とされることを叙し、滿韓に日本人の發展を集注せしむべきを説きて曰く。カリフォルニアの日本移民排斥運動が、最も其注意を惹きたるは、其排斥方法の一種特別なるべきに由らんも、主として日本人の來たる者最も桑港に多きを以ての故なるべく、而も日本人排斥は獨り桑港にのみ限られず。北方には英領哥倫比亞あり、南方の墨士哥にも今や此日本移民の壓迫を感じ、殊に英領哥倫比亞は東洋人種の爲めに蹂躪せられんことを恐れて、米國のカリフォルニアと等しく此態度政略の爲めに、加奈太政府が如何なる迷惑を蒙るべきかには、恬として顧み

及ばざるなり。想ふに此迷惑は加奈太にあつては、日英同盟の故に米國政府よりも一層大なるものあるべし。其支那人に對するものは禁止的人頭税ありて既に施行せるが、此法令は支那人の感情よりも寧ろ其懷中を痛めしめたり。孰れにもせよ、英領哥倫比亞は太平洋沿岸を白人の國として保存せんが爲めには、日本人と支那人とを問はず、之に必要とする法律を施行して顧みざるべく、而して濠洲及びニュージールランドにも亦同様の牢固たる決意あり。此等を見れば、カリフォルニア人が日本人を排斥せんとする事も、情狀推測し得べきものなことをせず。濠洲もニュージールランドも、其文明を東洋人の爲めに蹂躪せらるゝと見れば、如何なる峻法を設けんことも今や疑ひなく、而して加奈太人は亞細亞人來住問題はトロント市の一新聞が論ずるが如く、國內政治上の黨争問題にあらずして、國民の利害問題となすものなり。英領哥倫比亞の支那人に對する人頭税は效力ありじもの如くなるが、さりとて米國が其政略を模倣するは望まじからざるに似たり。殊に日本人に對しては、米國は現行條約に依つて、此くの如き法律を設くること能はざるのみならず、これは支那人に對して其效力あらんも、日本人に對しては効

力薄からん。日本人は今世界の一大國として、列國より相當の尊敬を得んことを主張する地位にあればなり。實に日本人問題の容易ならざるは、英國政府も米國政府も能く知る所、幸ひにして今や日本人の精力と餘りある人口とを用ふべき地は朝鮮及び滿洲あり。これ蓋し本問題を解釋するに於て最好方便たるものなるべし。

倫敦隔週評論は、其外國時事中に加奈太西岸の日本移民事件に就いて論じて曰く。

何人も賤民の暴行を賛成するものなく、條約存する限りは日本人は其權利を保護せらるゝこと當然にして、加奈太政府が米國大統領ルーズヴェルト氏よりも大なる權能を有して、其英領哥倫比亞に對する處置機宜を得たるは、誠に我英國人と我制度との爲めに悦ぶべき所なり。然れども、これ本問題の始めにして終りにあらざるなり。英國は必らず何等か日本移民を適法に制限するの政略を取らざるべからざること明かなり。若し本問題に就きて交讓案成らずんば、遂に英帝國の瓦解を致さんも測るべからずして、亦日本より見るも決して有利と謂ふべからざればなり。我輩は既往數月中再三本問題が第二十世紀の最大問題なる所以を論じたるが、學者が太平洋沿岸の暴行に對し、一律に擯斥して晏如たる如きは、全く問題の實相を解せざるが故なり。桑港の日本人は支那人よりも多く、同市労働者三十萬人中、日本人は其四分の一より下らず。或は之より多しと言へるが、其來住の始めを言へば、僅に五六年前のみ。然るに此等既に驚くべき繁昌を致し、嘗に伐木者汲水者たるにあらずして、多く盛大なる果園を有し、又桑港市の商業家中に次第に地歩を占め、凡そ太平洋沿岸に於て何れの外國移民と雖、此くの如き短日月にして、此くの如き成功を收めたる者なし。此くの如くすればその來住に制限を加へずんば、カリフォルニア沿岸は日本人の州國とならん疑ひなく、而して英領哥倫比亞に至つては、その危険更に大なる者あり。其地は白人の理想的植民地にして、獨逸帝國よりも廣げれども、我輩は單にこれを領有するに過ぎずして、現人口は沿岸諸港の地を除けば、僅に十萬に過ぎざるなり。しかも日本人は昨年中のみにても、約五千人來住し、若し此上阻撓なくんば、布哇よりも數萬人渡來するべし。蓋し事は一概に論じ去るを得ず。本問題に就きては、日本人を制

らざればなり。我輩は既往數月中再三本問題が第二十世紀の最大問題なる所以を論じたるが、學者が太平洋沿岸の暴行に對し、一律に擯斥して晏如たる如きは、全く問題の實相を解せざるが故なり。桑港の日本人は支那人よりも多く、同市労働者三十萬人中、日本人は其四分の一より下らず。或は之より多しと言へるが、其來住の始めを言へば、僅に五六年前のみ。然るに此等既に驚くべき繁昌を致し、嘗に伐木者汲水者たるにあらずして、多く盛大なる果園を有し、又桑港市の商業家中に次第に地歩を占め、凡そ太平洋沿岸に於て何れの外國移民と雖、此くの如き短日月にして、此くの如き成功を收めたる者なし。此くの如くすればその來住に制限を加へずんば、カリフォルニア沿岸は日本人の州國とならん疑ひなく、而して英領哥倫比亞に至つては、その危険更に大なる者あり。其地は白人の理想的植民地にして、獨逸帝國よりも廣げれども、我輩は單にこれを領有するに過ぎずして、現人口は沿岸諸港の地を除けば、僅に十萬に過ぎざるなり。しかも日本人は昨年中のみにても、約五千人來住し、若し此上阻撓なくんば、布哇よりも數萬人渡來するべし。蓋し事は一概に論じ去るを得ず。本問題に就きては、日本人を制

限すれば何等の結果を來し、又制限せずんば何等の結果を來すべきかを考へざるべからず。即ち制限政策を取らば、日本と外交上の紛擾を來すは疑ひなく、而も非制限政策は濠洲及び加奈太の敗滅を來すこと、亦疑ふべからざるなり。今制限政策に就いて見るに、此場合には日本人が十年を出でざる内に、英領哥倫比亞に、大多數を占め、白人労働者は黄色人種の爲めに壓倒せられんは疑ひなくして、結局人種上の戦争となり、此間に立つ英領哥倫比亞は合衆國に合併せらるるべからずんば、日本人の爲めに占領せらるるを免れざるべく、是、帝國主義者の看過すべからざる所なり。正統派の經濟學者及び大工業家は、道徳上及び人種上の利害を度外視して、日本人其他の亞細亞人を自在に輸入すれば、國土の隆昌一層迅速なるを言ひ、現に園藝の日本人に因つて盛大なるを引きて、日本人の好植民なる實例となして、頻りに日本人の労働は確に白人よりも實效あることを稱揚すれども、其效果如何。蓋し事實は然らんも、此くの如きはこれ北米太平洋沿岸を擧げて亞細亞人の智利となすものにて、またモンロー主義もなく、太平洋の沿岸は亞細亞人の國となり、現在の文明は紛亂して再び中古の基督教徒と回教徒との大

戦亂を見るに至らんは必せり。然らば即ち今日如何にして亞細亞人の侵入を防止すべきか。これ即ち今日の大問題なり。日本は曩に歐洲人と待遇を異にせらるるを許さずと稱して、合衆國の政策に同意することを拒絶したるが、加奈太に對しては一層強硬なるまじきや。然りと雖、日本とても今後益々西洋の事情を知るに至らば、單に理屈一遍に馳せず、歐洲國際間の各協定は理屈の合不合を問はずして、一に便宜を旨として成れる所以を覺るに至るを疑はず。要するに本問題もまた相互便宜上の一時的交譲に待たざるべからず。而して之と協商するに於て、加奈太の地位は米國よりも好便なる者あるべし。何となれば、加奈太人は全體より言へば、日本人を厭ふものにあらざればなり。現在加奈太政府は日本人の布哇より來たる者と、極東より來たる者とを問はず、年々の移民數を制限する目的を以て、倫敦政府を經由して日本政府と協定せんと務めつゝありと云ふ。蓋しこれ一はシヤトル及び晚香坡の資本家が必要とする労働者を得、一は日本人の爲めに白人文明を蹂躪せらるるなきを得て一舉兩得の策たるべし。絶東の黄色人種を拒絶せば戦争の外なく、又其侵入を無制限とせば、更に戦争以上の大害を招くべき

を以て、結局協定は茲に出づるの外なし。之に因つて、現今加奈太政府の開始中なる商議は、海牙の平和會議よりも、數層重大にして、又最も注目すべき所なりと。加奈太政府が、日本と双互人民の自由往來居住を相約したる日加條約の一條項を改定せんとする、矢先、加奈太稅務大臣テンプルマン氏の日本に關する演説は、大に前途の困難を招く憂ひありとじて、倫敦タイムズ通信員は其演説を報じて曰く。

テンプルマン氏は、ウクトリヤ自由協會に演説して曰く、予は平生より加奈太に來住するものは、永久加奈太市民たらんことを願ふ人種ならざるべからずとの意見を有するものにて、即ち其人は此國に定住し何處までも、此國市民たるべき決心の人ならざるべからず。細かに其性質を言へば、加奈太人と同化し結婚すべき人々たるべく、此等の人を以て兩大洋間に同性同質の一大國民を作らんことを欲するものなり。但し此事は種々障礙あれば、予は獨斷的に必らず然からざるべからずとは言はざるべし。然れども加奈太の西北部に亞細亞の舊慣風俗を永遠に移植して、何時までも加奈太市民たることを願はざる外國人種を獎勵して

來住せしむるは、予遂に何の意なることを解する能はざるなり。此問題は固より極めて困難なり。支那人の續々來住するを制せん爲めに設けたる法律は、日本人に適用すること能はず。予は固より深く日本人と支那人の性癖特徴を知らざれども、兩者孰れが加奈太に利なりやといはざれば、予は寧ろ支那人を取らんと欲する者なり。既に日本人の來住無制限なりとせば、理に於て支那人を制限すべき謂はれなし。予の意見此くの如きを以て、今後首府オタワ市に於て、此等の問題起ることあらば、予は予が目的を貫徹し得べき方法を主張せんと欲す。即ち初めは人種と言語とに於て何程の差異ありとも、一たび加奈太に來住すれば、結局加奈太人となるべき人々を來住せしめ、以て同性同質の渾融したる一大國民を作らんと欲するものなりと。テンプルマン氏の演説は、稍物論を起し、人々はこの演説は首相ローリーヤ氏が折角開始せんとする日本との談判を妨ぐるに至らんことを思へり。之を日本總領事能勢氏が、東京政府の一高官より得たりといふ電報に比すれば、實に月鑑の差ありと謂はざるべからず。其言に據れば、日本人は同盟國の領内に桑港事件よりも重大なる排日暴行起りしは、誠に残念なりとする所なれ

ども而も妄りに怒らず、新聞紙及び公衆は毫も激昂の色を顯はさずして、孰れも加奈太政府及び人民の友意を信じて、政府は必らず機宜の處置を過らざるを頼めりと。

シドニー・ヘラルドは、亞細亞人の移民につき詳論して曰く。

濠太利亞は如何なる代價を拂ふも白人主義を固守するに決意せるを以て、この事に關し互讓的妥協は得て望むべからず。今や代表的濠洲人は、此議論を以て濠洲をして自己の政策に對する責任を負ふ爲め、詳密なる自衛的制度の必要を感せしむるものにして、又之を以て已むを得ざらじむるものなりと思考せりと。

英國屬領に於ける移民問題の起るや、倫敦タイムズは論じて曰く。

日本移民問題が刻下の一大難件となれるは、素と英領哥倫比亞州が日本移民に對し排斥法を強制したるに原因す。此難問題調停のため、加奈太政府が最も才幹あり、且つ最も術數に富める一閣員を遣はして、日本政府と交渉せしめたるは極めて策の得たるものと云ふべし。先きに本紙の論じたるが如く、此問題に關し、加奈太の地位が錯綜せしめられたるは、頃者加奈太が獨斷的に日英通商條約に加

盟したる一事實の存するが故にして、該條約は通商國相互に移民の便宜を圖るべきを規約せり。加奈太は毫も日加通商の利益を喪失するを欲せずと雖、日本の無制限移民が滔天の勢ひを以て西部地方の諸港に侵入し、社會の秩序爲めに脅かされ、其勢力亦白人を凌駕せんとするものあり。されば憂心の極、日加間に適當の協定成立するにあらずんば、通商條約を蹂躪するの止むを得ざるを思ふに至れり。然れども幸ひにしてル・ミュー氏は、克くその使命を遂げ、加奈太をして條約を繼續せしむると同時に、一方日本は其移民を制限すべき一調停の成立を見るに至れり。日本は加奈太以外英國の諸領地に影響する所あるの故を以て、素より條約明文の變更を拒否し、且つ此問題に關し、何等の成文規約を設くるを肯せずと雖、進んで内國條例を作成し、英領哥倫比亞に向ふ日本移民に嚴重なる制限を加へんとせり。之と同時に、加奈太政府亦訓令して、各本國より直航する外國人の外、一切其上陸を禁止したるを以て、其結果日本移民は布哇其他太平洋の諸港より渡航する手段によりて、本國の條例を忌避すること能はざるに至るべし。これ日本移民の難問題に對する一解決にして、一般關係者の深く信頼する所のものな

り。責任を重んずる加奈太の諸新聞は、日本の無制限移民の禍害を認むること甚だ切なるものありと雖、而も從來此問題に關し、日本の利害を等閑視せざるは甚だ賞讃すべし。嘗てトロント・グロープが一日本新聞の記事を翻載して、悦んで同盟國に於ける輿論を其讀者に紹介したるが如きは、即ち其一例なりとす。ルミュー氏は日本に滞在中、知己を廣く各種の方面に求め、日本政府に對して遺憾なく其辣腕を試みたるが如し。然れども日本駐劄の英國大使サー・クロード・マクドナルドが、其外交的熟練を以て、最も懇切にルミュー氏を輔け、其成功をして更に偉ならしめたるは、亦没すべからざる功績となす。又茲に決して忘却すべからざるは、此事件に對する日本國民の態度なり。勇斷事を處し、蝸牛角上の争ひを以て、大局を過るとをなさず、日本國民は再び其度量の大なるを顯著にしたり。嘗て晚香坡の暴動に當り、其同胞が甚だしき屈辱を受けし時、日本國民は一度怒髮天を衝きたり。されど彼等は一時の屈辱のために前後を忘却するものにあらざりき。却つて加奈太に於ける同盟國の臣民が、日本移民のために甚だしき困難に遭遇せるに思

ひ及びて、暴擧の由來する所のものを諒とする所ありき。

現今に於ける最大難件に關する協商の第一歩は、此くの如くにして名譽ある成功を見、且つ今後の交渉に對し、欣ぶべき前徵を與へたり。西部地方は今なほ忌はしき紛擾を斷たざるにも拘らず、加奈太政府は平心にして、且つ慎重なる政治家的態度を失却せず、同政府は將來營にわが加奈太人をして、容れ得る限りの移民に對しては、飽く迄も好意を以て之を歓迎するに至らしむるのみならず、且つ又英國治下の諸地方を勧誘して、其態度を一にせしむべきや必せり。

排日運動と感情とは清國の諸方面にも起れり。香港デーリー・プレスの天津通信員は報じて曰く。

予は前信に於て、排日感情の北清に盛んなるは、其意を得ざる旨を説きたるが、今回又不思議の一事件起れり。本月第二週奉天の米國領事館に於ける喧嘩騒ぎに就きてロイテルは電報を送りて、紐育に達せる報なりと云へり。これ目下滿洲漫遊中なる米國某新聞通信員が、さも事なげに、本件を紐育に打電したるをロイテル通信員が倫敦に電報して、そが轉じて清國に戻り來りたるものと知らる。元と

此事件たるや、米國領事館の清國雇人と日本郵便配達人等との喧嘩に過ぎずして、之がため日米兩總領事間に數回の照會ありしも、元と打電すべき程の事件にあらず。通信員は何がな其名を揚げんとする矢先、且つは通信材料拂底の折柄とて、之を好材料とし針小棒大に、さも一大國際事件起れるかの如くに報じて、一切の罪を日本に歸し、米國は日本より謝罪を求めざるべからざる乎のごとくに思はしめんと試みたるなり。但し事は此に止まれども、凡そ斯かる事件生ずるに至るといふも、目下日本が清國殊に滿洲に於て其利益を進むるに汲々とし、米國雜貨の如きは、尤も之がため大影響を受けたるより、日本の行ふ所は當然の事にて毫も怪しむべき所なきに拘らず、自然人の猜みを受けて、斯かる事件も生じ來たるなるべし。此外之に類するものは、辰九事件の結果として發生せる廣東の日貨排斥なり。これには外國人の煽動も尠からずして、直隸及び滿洲に於ても、百方日貨を排斥するに務め居れるが、蓋し天津に於けるが如く、清國何れの部分に於ても、豪商中には廣東人多ければ、排日本の外國人は此等を煽動すれば、其計成就すべしと思へるなり。然れども外務部の袁氏及び直隸總督楊氏は、訓令警告を發し

て商人を戒飭せり。其憂ふる所は主として政治上の結果にあらんも、清國人反つて自ら損害を招かんことを恐るゝ經濟上の理由も尠からざるべし。

江漢日報と稱する一漢字報は、其社説に於て、五月十日と題して今更ながら日清戰役後、清國政府が臺灣を割讓したるを悲憤し、今を去る十四年前の五月十日は、實にこれ二百四十餘萬口の清民を斷送したる日なり。我四億の同胞は、此恨事を忘れ去りたるか、五月十日は實に此紀念日にあらずや云々と論じて、盛に日本に對する國民の惡感を挑發せんと試みたり。又該新報は湖北常備軍第一師團長にして親日派を以て目せらるゝ張彪が、前月漢口暴動の際、日本商人が被りたる三萬二千餘兩の賠償につき、大に義憤を發して各軍營に對して日本貨禁用品を飭令したりと報じて、何物をか中傷せんと企てたり。其他、漢口に發行する漢字報中西日報の如きも毎に我邦に對して善意を挾まず、其東京より寄せ來たる通信一欄の如き荒謬なる推臆の記事をのみ掲げたり。

又本年四月英船ノアウ號が新嘉坡より齎らす所の報によれば、清人の日本商品排斥熱は比南邊へも波及せし形跡あるも、馬來半島にては過半は何れも本

國に向つてこれを報告せり。交趾支那方面にて、彼等煽動者の運動比較的に效を奏せるが如く、カムボチャにても此運動盛んに行はれ居れど、結局一部分を動かし得るに止まらん。又佛領支那、東京、河内等にては、日本燐寸の排斥をなさんとの計畫あり云々といへり。

第三節 戦後の日露關係に對する彼等の觀察

其一 日露の關係に對する彼等の一般的觀察

日露の關係に對する彼等の觀察は、或は其密邇親善を唱ふるあり。或は枕戈復仇を夢みつゝありとなすあり。甲是乙非、互に相容れざるの觀あり。

日露戦争の翌年頃に於て、ノーヴェ・ウレミヤは日本の代表者に對する一種の批評を試みて曰く。

一九〇四年の二月、日露の國交を突然断ちたる日本は、マキアヴェリ主義外交當局者に眩目せしめんばかりの侮辱を興へたるが、彼等外交當局者は今尙此眩暈

より覺醒せざる有様なり。

何人も熟知する如くに、當時我外務省は只一通の廣汎不得要領の抗議書を以て日本の不意打を責め、日本の這般行動より生すべき事件に對して、日本をして一切の責任を負はしむるを得べかりしなり。

日本の負ふべき一切の責任は、果して如何なる者ならざるを得ざりしや。今日も尙我外務省の狡智者は之を解得せざるやも識れず、况んや其當時の如きは、此責任の何たるやは彼等の腦中に一の想像だもあらざりしなり。露國外務省がポーツマスに向けて外交専門家ならざる外交家を出發せしめざるを得ざりし際、すらも此事に想到せず、また定見をも有せざりしなり。勿論適任なる外交専門家を見出たすことを得ざりしなり。

然し日本は、常に一切の責任のみならず、其行動に就きては何等の責任をも負はざりしなるべく、寧ろ其反對に明敏勤勉なる日本の政治家は、日本の保障となるべき一切の成功を得たりしに相違なし。又我外交當局者は、日本の無禮至極なる行動に對し、日本に一切の責任を負はしむる事をせずして、不成功失敗を招きた

る自己の失策に對しても自ら責任を負ふの覺悟もなかりしなり。これ實に官僚政治の常態なり。我外交の指導者は今日に至るまで依然として元老の輩その局に當りて、恰も煙火の遊戯を演じ居るに異らず。

されば我外交上の關係、尠なくも日本に對しては、只例に依りて舊故陳套の外交關係を守持し居るに過ぎず。日本は外交上に一定不變の定見を斷行する決意を遵守して、奮勵能く之を斷行せり。我外交當局者は、此日本の行動に對して責任を負はしむべしと約しながら、其實日本に追及せんことを勉めて尙且つ及ぶべからざるものあり。今やポーツマス條約の調印批准後既に月日を読みすると久し。故に此間に、戦争の爲めに斷絶せられたる對日本の外交關係を優に恢復し得らるべきや勿論なり。然るに我無責任なる外交當局者は、之が爲めに外交上に何等眞面目なる問題を見出だす事も得ざりしなり。况んや外務省は未だ日本の地を見ず、生きたる日本人を見たるこさへもなかりし人を選択して、其任に當らしめたり。此選に當りたる不幸なる外交家は、未だ東京に着せざる前に、悠々閑々として夫人の故郷なる米國に漫遊をなせり。

然るに勤勉精勵なる日本の代表者は、其間に既に彼得堡に到着せり。日本公使が彼得堡に來着するに其旅券ともいふべき信認狀を携帯せざりしは、必らずしも不幸にあらざりしなり。何人も識る如く、嚴肅なる警察も外國の代表者に對しては其權を行ふを得ざるなり。本野氏は前に彼得堡に在任せる其任職に依りて書記官として在任わが外交界に識られたる人物なるを以て、外交社會は大に彼を歓迎し、本野氏の人格如何を表明せり。故に吾人の聞知する所を以てすれば、本野氏は、唯り我彼得堡に於て外務省より歓迎を受けたるのみならず、氏は信認狀を携帯せざるにも關らず、ツァルスコエ・セロに於て個人として陛下に拜謁の榮をも得たりと云へり。日本の代表者たる本野氏が露國に來着して唯り個人としての舊誼のみならず、日本の利益——間接には我國の利益の爲めに幹旋し居るに、不幸なるパフメテフ氏は今何處にありや。パフメテフ氏は、其米國漫遊中に本野氏が彼得堡にありて、氏の爲めに大に幹旋し、氏をして未だ滿開せざる先に落花せしむる運動——即ち東京に於ける露國の代表者をして公使の位置より大使に昇格せしむるの運動をなし、異なるよなるべしと信じたるに相違なしと。

又露國公使の新任に赴任し來たるや、日露協會員に語りて曰く。不幸なる日露戦争は、兩國相互の友情に對つて一度大打撃を與へしも、猶かのチプス患者が病後却つて病前に倍蓰するの強者となるが如く、今や日露兩國は共に其武勇を認識すると同時に全然過去を忘却して、益々深厚を加へんとしつつあり(公使は特に全然忘却の四字に力を入れ、熱心に之を發音し、尙語を續け)かの勝敗の如きは畢竟時の運なり、必らずしも顧念するに足らず。我露國は一八一二年及び一八五四年の兩度佛國と對戦して、互に勝敗ありしも、今や兩國は却つて親密なる同盟國として互に相輔佐しつつあるにあらずや。されば日露兩國も之より却つて戦前に倍蓰するの親密を加ふるに至るや必せり(某氏が「雨降つて地固まる」とは日本の諺なりと挿語し終るをも待たで公使は然り、全く然り。今や我政府及び國民は擧げて大に貴國を善解し、殊に其國民的天性に關しては深くこれを感賞しつつあり。予が公使に任せらるゝや、外務大臣ラムスドロフ伯は大に予を戒むるに、全く過去を忘却して何事も虚心坦懷に交渉すべきを以てし、我皇帝陛下も特に親しく予に勅して、任地到着後は日本天皇陛下に對ひ、先年皇太子

として日本に漫遊せる際蒙りたる日本皇室の優待、並に國民の厚意に對して、篤く感謝の意を表すべきことを命せられたり。勿論露國の新聞紙中、例へばノールヴェン、グレンミヤの如き、排日本論を掲載するとなきにあらざるも、是唯日本に對してのみならず、自國政府、殊に外務省及び公使たる予の如きをも、併せて常に攻撃しつつありて、畢竟出版自由の行はるゝに至りし結果なるのみ。予は躊躇なく斷言せん、我政府及び教育ある露國民は寸毫も斯かる日本反對の意思なきことを。特に新外務大臣イズヴォルスキー氏の如きは、既に知らるゝごとく親日外交政策家の一人にして、現に、ブランソン領事に關する事件の如きも、頗る平穩に之を解決したり。其他目下日露間の交渉事項たる漁業問題及び通商條約の新訂等に至るまで、親密平穩を以て之を解決せらるべきは、予の確に保證する所なり。特に貴國の新外務大臣林子爵は、老練なる政治家兼外交家として世界の大勢に精通せらるれば、日露兩國間に横はれる西伯利亞、滿洲方面に於ける問題の交渉も、亦一層親密圓滿に解決せらるべきを疑はず。

抑も日露兩國は、東亞に於ける商工經濟上頗る密接の關係ありて、然も相互衝突

する所なく、兩々相提携するを得べし。我露國政府は、此商工業上の利益に今一層貴國と密着ならんことを望み、既に敦賀浦鹽に直通航路の開通を計畫しつつあるなり。勿論露國は此新航路上寸毫も日本と競争するの意思なきのみならず、寧ろ日本と共同以て兩國の利益を増進せんと欲するにあり。かの浦鹽方面及び北滿洲に於ける税關問題の如きも、必らず此精神を以て近き將來に解決せらるべきことは、亦予の保證し得る所なり。

以上述ぶるが如く、日露兩國民は力めて相互を善解すべく誠意の研究をなす事必要なるべく、既に予の如き現に此劇務中にありて尙日本語の研究を始め居れり。獨り予のみならず、予の妻も亦日本語及び日本の事物を研究し居れりと言ひつゝ、公使は其客室のテーブル上に體裁好く按排せる插花二瓶を指し「こは予の妻が到着以來日本の女教師に就いて學修せし結果なり」とて、頗る得意なるものと如し。と見れば其枝振りより根締めに至るまで池坊流の好伎倆なりければ、某氏は公使に對し其厚意を謝しながら、願はくは日露兩國の新關係も、亦此巧妙にして美麗なる日本流の插花の如く圓滿ならんことを熱望する旨を語りて、辭し

去りたりと)

又露國外務大臣イズヴァールスキ氏説をなして曰く、

ポーツマス條約は、更に締結せられたる諸條約の豫備的基礎にして、該諸條約は日露の關係を決定して、漁業問題談判中に行はれたる相互の不信を芟除し、露國は何等歴史的承繼物を失ふことなく、日本は其地歩を固めたりとの事實を明かにせるものなり。即ち露國は、單に近頃まで日本に屬したるもの、並に自己の手の届きかねたる滿洲の經營を譲りしのみにして、兵力は依然たり、領土亦傷けらるゝ所なし。七月締結の協約は、列國との諸協約中の重要なる一箇の連鎖をなすものなり。日本との關係は、互に兩國の歴史的保全の義を體し、且つ兩國の利害の錯綜せるに願ひて行動を慎むことを基礎とせるものなり。思ふに日本は、露國が其祖先傳來のものをば保存せんとする露國的義務の感情を尊重すべしと。

露國議員グチコフ氏は、日本に對し復讐戰を開くの必要は之なかるべきも、然も日本の經濟的征服は、東方の利害上よりして切に注視を要すと述べ、又ミリユコフ氏は、極東に對して餘りに樂觀を抱く勿れと警告せりと云ふ。

又ウロコンスキーク公爵は、長篇の論文をノーヴェニ、ヴェレミヤに寄せ、極東に於ける日本の勢力に關する精細なる觀察をなせり。其論に曰く、

一、日本の戦備 第一回の黄色人種と白哲人種との戦争の一幕が終りを告げて、茲に正に一年有餘の星霜を經過せり。此幕間が果して永く續くべきや否やは、何人も豫言をなすを得ざるなり。されど諸新聞に散見する極東の來信を綜合すれば、一般社會に對つて、危険の準備せられつゝあるを認めんことを要請せざるを得ず。黨派の私慾問題に困憊せる社會の思想は、今や恰も催眠術の暗示を受けし如くに一方にのみ偏して、社會の注目は區々たる出來事にのみ懸着せり。若し之を一時の利益の爲めに利用し得とするも、彼等は見物人として其場所の宜しきを得ざるなり、全く世界的意義を有する事實より遠離するを免かれざるなり。我國人の爲めに餘りに速に忘却せられたる極東状況の最近の事實より、茲に其一例を示すべし。此等の事實を比較して一考せば、我敵國(日本)は如何に戦争繼續の準備をなし、又吾人は將來の根本的敗北を免るゝ爲めに、如何に其防備をなさざるべからざるかは、自ら明かなるものあるべし。一國の戦闘は偶、以て禍難の爲め

に門戸を開放する憂ひなき能はざるを以て、茲に一言するも敢て無用の業にあらざるべし。

二、日本に就きて 一八九五年に日本は六箇師團を有し、清國に勝利を得たり。然るに其軍隊は忽ち膨脹して、一八九七年には既に十二箇師團を有するに至れり。當時假令十日間なりとも日本に滞在せる公平なる人より之を觀れば、此軍隊擴張の目的が一に露國と戦ふが爲めの準備なりしことは一目瞭然たりしなり。然るに斯くの如き人々の注意の聲も、諸新聞の喧囂聲裡に埋没せられたりしなり。日本は十三箇師團の陸兵を以て、過般の戦争を開始し、其戦役の經過中に軍隊の數を十六箇師團に達せしめ、十九箇後備聯隊を開設せり。且つ戦後も引續きて銳意武装力の改善進歩を圖れり。造兵廠は日夜其作業を奮勵し、船渠は海軍省の注文船艦にて満たされ、幾多の間諜は我沿海州に差遣せられ、諸新聞は露國の騒動沙汰を謳歌せり。近き將來に於て日本は其師團を増加して二十一箇師團(現に十八箇師團を有せり)となすべし。又後備聯隊も二十箇聯隊に達せしむべし。且つ二箇年兵役は既に決定せられたり。故に日本の戦時兵員は、此新組織に依れば優に

一千五百萬に達すべし。日本は何故に此くの如き軍隊を必要とするか。五十萬の敵の上陸軍より其島國を防禦するが爲めか。されど海を渡りて日本に斯くの如き上陸軍を送り得べしと妄想する無智なる國は何處にありや。斯くの如き大軍輸送の艦隊を日本海の沈滅より擁護し得る海軍は何處に存するや。第一着に先づ日本艦隊を跡形もなく全滅せざるを得ざるべし。若し之をなし得れば既に上陸軍も必要ならず、随つて日本の軍隊も必要なく、饑餓の一事は以て遮断せられたる島國の運命を早晚決するに十分なるべし。

優勢なる艦隊は、平和を重んずる日本の爲めにも亦必要なり。されど日本が其軍隊(陸軍)を將來益増大ならしむるは、大政略的戰闘の準備をなすの外他に何等の意義を有せざるなり。斯くの如き目的を有するにあらずんば、軍隊を増大ならしむるは愚の至りなるべし。日本の新聞は、人民に對つて過去(日露)の戰爭は未だ断然たる結果を得たる者にあらざることを論述し、日本は尙未だなさざりしことを断行せざるべからずと主張せり。政府側の意向の如きも、他の證を俟たずして明かなり。政府が如上の進取的の企圖を懐き居るの事實は、此外にも京釜鐵道寂

實たる北海道鐵道、其他本島北部の未開地方の既に他の平行線路と連絡の通じたる日本鐵道を買収して國有となせるの一事に徴しても明かなり。

戰爭開始の當初迄は日本の商船は、積載噸數四十萬噸にて一時に七箇師團を輸送するに足る者ありき。最初に太平洋の各方面より汽船を集中せざる前、現に日本の港灣にありし船舶噸數は、之に四箇師團を積載するを得べく、一箇月中に五箇師團を積載するを得べかりしなり。

過去戰役の際日本の輸送力の遅々たりしは技能上の困難の爲めにあらずして、戰略上の考案の然らしめし處なり。現今は勿論技能上の將來の進歩改善を圖り、軍艦の總噸數は三十萬噸に達し、日本の一切船艦の總噸數殆ど百萬噸に達せんとせり。將來日本の上陸軍は實に蝗蟲襲來の觀を呈すべし。

然し分外の恐怖をなすを要せず。動員輸送等は皆これ複雑なる動作なるを以て、四五日にて得て能くすべき事業にあらず、少くとも一箇月を要すべし。此時日内には我狹き一條の蝗蟲輸送軍と雖、連絡として運動するを得べし。

三、韓國問題 獨立國たる朝鮮帝國は、一九〇〇年に既に其存立を失へり。十一月

十八日、日本の守備兵を以て包圍せられたる京城宮殿内に於て、日韓自由協商の最後の會議を催されたり。不幸なる韓國皇帝の其玉璽を捺し給ふことを躊躇せらるゝや、長谷川大將は焦躁しく思ひ、其サーベルを鏘々たらしめたり。斯くて皇帝は玉璽を捺し給ひて、日本の保護權は茲に確立せり。此事を知りたる高官の一人、関泳煥は、二千萬の同胞に與ふる遺言書を認め、彼等に永久自由の爲めに戦ふべきを勸告して、此奮闘の決意を固うせしむる爲めに自殺せり。

日韓協商は統監の官職を議定し、伊藤侯は此官職に任命せられたり。統監たる伊藤侯は韓皇帝に直隸し、地方各官衙の監督權は統監に與へられたり。爾來日本の改革事業は一層急速に進行せり。韓國の混沌たる經濟界は日本人の手に依りて整理せられんとす。日本は既に數年來此目的にて畫策せり。現今韓國通貨の單位は日本通貨と一致し、銀貨を用ひらる。一九〇五年の一月には第一銀行を設けられたり。同銀行は韓國の國立銀行たるの資格を與へられ、それと同時に又日本の國立銀行の一支店たる資格を享有せり。第一銀行の事業は萬事日本流の方針を執り、若し政治上の必要あらんには、銀行は其自ら發行せる小切手に對して韓國

皇帝に支拂を拒むことを辭せざるなり。又日本式たる韓國新軍隊の組織を始め陸軍省所管中央政廳の支出は、一九〇六年には前年に比して十五倍に膨脹せり。政府には新式軍隊組織の任に當る日本黨の士官大に勢力を有し、兵學校の教育費は二倍の擴張をなせり。韓國に於ける自由港に日本人の移住せるもの一九〇〇年には一萬五千人に過ぎざりしが、一九〇六年には七萬三千人に増加せり。尙此外に日本人は鐵道沿路に陸續移住せり。

京釜並に京義鐵道の幹線は既に竣成せり。此幹線より京城元山の支線を敷設すべし。一九〇六年には一千五百萬留支出の豫算なり。且つ平城、元山、咸興間の鐵道も既に設計せられたり。元山、咸興等東岸の一部、咸鏡道は之を以て見るも、未來の日露戦争に於て日本軍の一部隊の第一着の集中根據地として準備せらるゝものに相違なく、元山並に城津鎮等に既に要塞を設けたり。上述の京城、元山鐵道は即ち此根據地を豊饒なる南部地方と連絡するものなり。勿論此工事は組織的に着々進捗するに相違なし。今の所にては韓國にある駐屯軍は二箇師團にして、一部は京城にあり、其大部分は北韓地方にあり。

韓國人民は、果してその永久的の敵國(日本)の羈絆を脱するを得ざるか。嗚呼彼等愛國者は能くヒステリーの自殺をなすを得べし。されど騒然たる幾多の愛國黨を速に糾合し得るや否やは疑はしく、日本人は其間に速に其機關砲を使用すべし。

四滿洲問題 南滿洲は日本人の支配に歸せり。森林鑛業等の産業は漸次彼等の掌裡に集中せられんとす。且つ彼等は漸次土地を獲得して、移住民の數は俄かに増加せり。之に依りて日本人は自然其根據地の準備をなすものなり。されどそれよりも一層注意すべきは、日本人が盛京省の全鐵道を其掌中に收めんとするの一事是なり。日本の南滿鐵道會社は、その組織既に成りて、大連並に肅爺屯奉天附近間の複線工事の爲めに九千六百萬圓の支出を決定せり。是、何等物質の輸送の爲めなるか(大豆の輸出ならんには遼河に依るを得べきにあらずや)又既に我等の設備せる大連の港灣を完成するが爲めに、五百萬圓を支出することに決定せり。何故に俄に斯くの如き必要を來たしたるか。されど唯り此複線のみならず、日本軍が奉天に來進するが爲めには更に二道あり。即ち安東方面と營口とより新

民屯を通過するもの是なり。日本が清國に對して新民屯奉天間の護與を要求する所以のもの、亦偶然にあらざるなり。然し此第四の道路は直隸省軍隊の爲めに豫定せらるるものとなすを得べし。

五、清國問題 讀者は過般ノイヴェレミヤ紙上に掲げられたる清國の陸軍大演習の記事を記憶せらるるべし。清國が演劇的なる軍隊を有したる事は、是過去時代の事にて、清國は今や全國統一の軍隊を作り、此軍隊は全く日本の風に則りて歐洲式なるべく、大砲より輕氣球の末迄も皆斯くの如くならんとする事は、我露國人の詳知する所なるべし。新軍隊の擴張を圖る特別機關さへも設けられ、其企圖は甚だ廣きものにて、將來四十箇師團を設くる豫定なり。此軍隊擴張の勢に日本人の關係すべきは固より論を俟たざるなり。今日現在の新式軍隊は六箇師團半にて、滿洲には四箇師團の改正を行はるべし。一九一〇年の春には、北清の軍隊は將に十六箇師團となるべし。清國兵卒の性質を知れる一部の人種は、清國軍隊の優強なるべきを信せず。是、士官の養成に改革を加へざるべしと想像し居るを以てなり。然し清國の軍隊改善は、先づ士官の改善よりせざるべからざる

を以て、清國の士官は、或は歐洲日本等に於て、或は清國內に於て、新式の教育を以て之を改善せらるゝなり。或は必要に應じては清國軍隊と參謀部とは日本の士官を以て満たさるゝことあるやも知るべからず。

今や清國は覺醒發展の途に就けり。即ち、今を去る十年前ならんには、清國に於て立憲政治を云々するものは一笑に附せられしならんも、今日は清國の立憲政治問題に關して最高の會議さへもありたり。或は清國人に愛國心乏じとなし、清國人は恐るゝに足らずといふ者あるも、是、何等の根據を有せざる空論に過ぎず。即ち人情風俗を異にする社會を標準となして觀るものにて、清國人の一般感情の表現は大に我等と異なるものあるを知らざるもの言なり。政治經濟上の問題に關して、清國官憲は外國人の干渉を制することをなさざる如き事屢ありしに相違なきも、一方には清國の商人は實に莫大なる資本を吸集し、米國の貨物に對してボーイコットをなせり。斯くても清國人は愛國心乏じといふべきか。清國が將來四十箇師團を有するの曉に至りて、我等は始めて清國人の愛國心の如何を知るも既に遅かるべし。愛國心の一笑に附せられたる國なきにあらざるも、是、他國

の事にて、清國の事にあらず。

清國の一般國民並に清國政府も、其帝國主義の注意を常に北清地方に向け、この北清地方に對して軍略的の道路を開穿せんとせり。且つ他に率先して改善せられたる新式軍隊の活動すべき正面は、即ち此北清地方なりとす。而して若し彼等清國人にして其活動の開始に遅々たらんか、日本人は彼等清國人を激せしめて此舉に出でしむべし。即ち日本は只清國の港灣を封鎖するか、或は日本軍の占領し居る地方の何れも日本領なる事を發表すべし。

六、露國の準備如何　斯くの如くなるを以て、前途二箇年内には日本の軍隊は三十四箇師團、清國の軍隊は少なくとも十箇師團に擴張せらるべし。我敵軍の狀態は、過般の戰爭に比して非常に善美の者たらんとす。我は海軍を有せず、且つ海は日本を大陸より隔離せずして之を結合せり。韓國と南部滿洲とは既に平和の時に於て最も善く完備せられたる根據地となれり。一條の破壊鐵道は、敵の盡力にて將に四條たらんとす。凡て是等の原因に依つて、日本は其軍隊を一九〇四年の役よりも、優に數箇月迅速に集中するを得べし。

翻つて我状態如何と顧みるに、以前に比して非常に不良なるものあり。我等は軍隊を集中するに當りて、日本人の軍隊集中の迅速なるだけ、それだけ時日を空費すべし。我豊饒なる根拠地、烏蘇里地方と北部滿洲とは、不幸にも先づ開戦の當初に於て假令一時たりとも、其一線を失ふべし。鐵道は敵の正面と平行するに至るべく、鐵道守備は馬賊に對して之を守備するにあらずして、清國の師團兵に對して之をなさざるべからず。陸兵の目錄に依りて考ふるも、敵の四十四箇師團に、最初我等は十箇師團を以て之に當らざるべからず。それも二箇月乃至四箇月を要して之を輸送し得るなり。悲しむべきは旅順を失ひたる一事是なり。されば我等は、今回も前の如くに浦鹽に據るの一事あるのみなるべし。戦後の理想は、矢張り要塞を保持し居る間に軍隊を集中するにありて、忍耐忍耐の一事是、クロバトキン將軍の頻りに唱へたる言なりあるのみなるべし。

戦後我等の經營せる所果して何事ぞ。我等は秘密を秘密として守ることを知らざるも、極東の諸新聞は我國の計畫に關しては一も記する所なく、只黒龍江鐵道計畫の一事を記せり。即ち我等は尙計畫の期中にあるものなるが、既に此間に一

年も暮れんとす。我等の負ふ所は甚だ重大なり。これ固よりの事なり。國防の事は其權限を平均して若干官衙に之を委するを得べし。併し是調和の道なるべきも命令の道にあらず。危急の場合には前途多望なる躊躇よりも、斷然たる決定は間接なる決定にても甚だ良し。是軍略と戰術の教ふる所なり。又是今日の問題に適用するを得べし。何となれば此處には時日の猶豫を與へざるを以てなり。統一を計る爲めに國防會議を設けられたり。されど是實行上の權を有せざる、恰も官衙の一致に均しき評議會たるに過ぎず。我等の必要を認むるは、唯主義のみを提出し其統一を謀る權利機關にあらずして、自己の意志を官衙に提供する機關是なり。官衙に必要なるは、思想の同一ならんことよりも其主義を實施すること是なり。他邦にては、國防の目的と方法とは既に數年に亙りて國是として決定せられたるなり。斯くの如き設計目算にして、始めて陛下の主權に之を問ふべく、斯くの如き設計にして始めて國會の意見を問ふの價値あるべし。併し悲しむべき實驗は、我等に秘密を嚴守すべきを以てせり。若し斯くの如き設計存すとせば、我等は只之を悦ぶの一事あるのみ。

海軍部に關する設計も既に存するなるべし。若し此海軍に對する設計中に、露國が極東の平和を保證するに足るだけの十分の力を有する陸軍を備へざる間は、極東に露國海軍を復興せずとの議を含み居るとせば、吾人の大に満足する所なり。最初こそ日本は露國の戰艦二三隻位其日本海に浮ぶとを意とせざる如き事あるやも知れず。是斯くの如き戰艦は唯、是、浦鹽の封鎖を困難ならしむる位のものに過ぎざればなり。之に依りて開戦をなすが如きことは勿論なかるべし。然し後には、彼等日本人は廉恥の心もなく此露國の戰艦二三隻を臺灣海峡邊にてなりとも沈没せしむるべし。之が爲めにクロンスタットより艦隊を送遣すとすも、此間には談判不調に歸せしむるに十分の時日と與ふるに過ぎざるべし。極東に於ける我主動的の海軍は、陸上に於ける十分堅固なる状態の援護を待つて然る後に之を復興するか、さなくば大海軍國との同盟の援護の下に之をなすにあらざれば、復興するを得ざるなり。然らば即ちわが一般國狀は、殆ど絶望的なりと云ふべきか。否決して然らず。五隻の戰艦を新造するにも一億萬留を要すべく、此一億萬留は以て貝加爾湖畔まで鐵道の複線を敷設するに足れり。

七、鐵道問題 浦鹽とニコライウスク、黒龍江方面其他の防禦を完成するは、最も緊要なりと假定せんか。されど如何なる要塞にても、若し救援の間に合はずんば早晚陥落するを免れず。故に邊境の防禦と云ふ如きとは、只是、姑息の事業にて、其根本要點は軍隊を西方(歐露)より輸送するの道如何にあり。滿洲鐵道は更に望みなし。黒龍江沿岸の鐵道は最も必要なり。實に一時も遅延するを得ざる程肝要なり。然し外交上の掛け引にて我露國は此處數年間戦争を避くるを得て、急速黒龍江鐵道を敷設せりと假定するも、之にて鐵道問題は解決せりと云ふべきか。されど之を過去の經驗に徴すれば、吾人は單線鐵道にて其成功を信するの根據を有せざるなり。

加之清國にても同時に北京、ウルガ間の鐵道を敷設するに相違なし。果して然りとせば我等の失敗は如何なるべきや。ウルガ鐵道は正に是、開戦の曉に、後貝加爾以東に對して我等より萬事を奪取する爲めに準備せらるゝ鐵槌ならざるを得ず。

我等は今を距る七年前には清國人の爲めに二百年間の平和を擾亂せられ、三年

前には日本の爲めに海上より追はれたり。當時極東大陸の防備は現に白哲人の掌中にありしが、今や奉天までの四條の鐵道線路は將に黄色人種の手に歸せんとす。二三年間を経ざるに、二條の鐵道は將に平行して吉林に達せんとす。ウルガ鐵道に依るの我等が、後貝加爾地方に於ける危惧は、今や顯然たるものあり。斯くの如く黄色人種の危険は此七年間に漸次逼迫し來れり。

若し彼等が黄色人種の世界に於て、従前なし來りたる鐵道敷設の状態を考へんか、我等の一切の防禦計畫なるものは殆ど兒戯に類せるものあり。極東よりわが國に襲來せんとするは、亞細亞の兵隊にあらずして歐洲の戰略戰術に通せる歐洲的の軍隊なり。故に問題の解決は、我亞細亞邊境の防備にあるにあらずして、我歐洲の威力を極東に接近せしむるにあり。故に太平洋沿岸の防備の問題の解決は、決して前陣地點たる浦鹽にあるにあらずして鐵道複線の終點たるツエーメンにあり。一箇の黒龍江鐵道はその完成如何に關せず、殆ど何等の價值を有するものにあらず。同鐵道は敵の爲めに切斷せらるゝこと甚だ容易なり。之に反して西伯利亞鐵道の複線は、其各千露里毎に皆、是國家の威力を優強ならしむる堅固

なる倉庫の如しと言はざるべからず。蓋し將來不幸なる戦争のある場合に、若し現に事實上、複線をトームスクまで有したりとせば、平和締結の際に西伯利亞を貝加爾まで保持することを得べく、又複線をイルクツトスクまで延長したりとせば、西伯利亞をアイグンまで保持するを得べし。若し我等敗戦に陥りても尙戦争を持続するの勇氣ある場合には、我等は鐵道複線の終點の關係上よりして、我防禦線をヤプロノオエ山脈にあらずして只ヒンガン山脈まで延ぶるを得るのみなるべし。故に根本問題は西伯利亞鐵道の複線なり。若し西伯利亞鐵道に複線なくんば、黒龍江鐵道も其他も皆、是無用の長物たるに過ぎずと。

ノーツエウレミヤは日本の戦備に就いて論じて曰く。

今を距る一年前、極東に於て我軍の半箇年の間陣取りて、かの百戰百勝の勢ひを示したる敵が敢て攻撃せんとせざりし陣地には、實に恐るべき露國の兵力集中せられたりき。然るに此難攻の陣地も、當時露國の占めたる有利の地位も、日本軍が一年有半の苦心慘憺に多大の犠牲を供したる盡瘁の結果、遂に一時日本軍の攻撃を中止せしめたる程の露國の兵力も、皆軍司令官の意見と軍隊の意嚮とを

斟酌せざる外交家の爲め、無謀にも空しく他手に渡されたり。爾來滿洲の野に集中せられたる露國の恐るべき兵力は、汚辱極まるポーツマス條約の火焰の下に、恰も蠟の如く融けたり。七十萬の靴靴と其兵器軍需品と、戰場の實勢を研究して假令高價を拂ひたりとは云へ、實戰の經驗を得たるの司令官と實地に鍛煉の功を積み、敗衄を以て深く耻辱としたる兵よりして、今殘る所のはたゞ苦々しさ記憶のみ。然れども敵は我の讓歩と我の謙遜とを見て、猶心を安んぜず、己れの兵力を誤算し、當時已むを得ざるの勢ひに迫り、その戰費の重荷に堪へずして、勢ひ和を講せざるを得ざるに至りたるは敵の忘れざる所なり。

此媾和は、彼に取りては眞の媾和にあらずして、已むを得ざるの氣休めのみ。而して彼は此間安眠を貪らず、之を再戰の汲々たる準備に利用して成るべく此氣休め時間を短縮し、再び露國に捲土重來の大打撃を加へて其極東に於ける勢力を全然打破せんとす。朝鮮より白令海峡及び北氷洋に至る間、沿岸一帯の地を我より奪取し、我を貝加爾湖以西に驅逐せんとは、是我外交家が無謀にも他の歐洲列國と提携し、日清戰爭の決算に干渉して下ノ關係約を塗抹し、以て管に日本の利

益に損害を及ぼしたるのみならず深く其愛國心を侮辱したる時より、日本人の一大目的とする所なり。

此時より一見矮少にして小心翼翼たる小國民は、深く怨を呑み、管に我に讎を復するのみならず永く恐るべき隣邦より己れを安全にせんとして、畫策至らざるなし。而して日本は一撃此目的を遂げず、今や更に一層其銳を養ひ、我をして熟考再思の暇あらしめず、極東に於ける露國の勢力に終極の大打撃を加へんとす。日本は今回更に我隣邦清國と同盟して我に當らんとして、其軍隊の訓練に汲々たりとの説あるが、其眞偽は兎まれ角まれ、日本の我に新打撃を加へんとして日夜汲々汲々たるの準備に對し、我國にても少なくとも此打撃を反撃するに足るの準備をなすとは、是今日の急務なり。

吾人が重々しく思ひ、長々しく考ふるものたることは、彼等の能く知る所なり。故に彼は吾人をして熟考を費さしむるを欲せず、一日も早く一大勝敗を決する戰爭をなすの準備に汲々たり。

故に吾人は今回は、吾人の臨時に執るべき處置に就いて多年の思慮を費し、無數

の委員を設けて調査する常套の方法を避けざるべからず。吾人は已に悠々一年の星霜を空費したり。此年や、内亂紛擾を極めたる時なりしと雖、國人皆悉くこの悲しむべき事件に驅られたるにあらず。况んや今日の如きをや。宜しく奮つて空消したる光陰を百倍にせざるべからず。

露國の極東に於ける恐るべき兵力が、本年蠟の如く融けたることは、我輩の前に述べたる所の如し。斯かる遠隔の地に再び斯くの如き兵力を集中せんことは、容易の業にあらず。過ぐる日露戦争に於て、我軍隊及び軍需品輸送の用をなしたる交通線路に對しては、敵は恰も旅順艦隊を襲ひたる如く、俄に我を襲ふの恐れあるを以て、此輸送問題は昔日よりも一層困難ならんも知るべからず。此點に關しては豫め望みを絶ち、之をなき者と見做すのみならず、日本をして哈爾濱以東及び以西に迅速に兵を輸送せしめざるべき状態となすの謀を速に猶豫することなく講せざるべからず。

されば今沿海州にまで連續する他の安全なる鐵道線を設くるの急務は、我樞要なる國家問題の一たるを知るべし。此鐵道線をば必らず黒龍江の左岸なる露領

に移し、成るべく遠く北方に敷設して、該地方を敵の不意打に由りて害を受けざる如く施設することを要す。是に於てか黒龍江鐵道問題は目下の緊要問題たり。曾て後貝加爾鐵道敷設に際し、シルカ河とアルクミ河と合して始めて形づくるボクロフスカヤ驛以東の黒龍江水域にあらざれば航行自由ならざるに、チタ以東の枝線をシルカ河に沿ひ、僅にスレーテンスク迄敷設するに止めたるは、本問題を研究調査する人々の認むるが如く、失錯たるに相違なきを以て、主として成るべく速に此失錯を矯正せざるべからず。

此失錯を矯正して、スレーテンスク乃至ボクロフスカヤ線なりとも敷設を了へたらんには、水路を利用してハバロフスクまでの交通を安全にするを得ん。

該線路の敷設たる、固より唯最初の猶豫すべからざる緊要の一策にして、此黒龍江鐵道の第一區線に着手すると早ければ早き程、我國に取りて得策なりと謂ふべし。此線路の踏査探検は已に終りたり。同探検の結果に依れば、右鐵道の敷設工事の頗る困難にして、費用の夥しきことを證明したり。然れども此三百六十乃至三百八十露里間の鐵道が、國庫の財政と技術の方法に由りて實行せられんこと、

我輩の疑はざる所なり。此失錯を回復し、黒龍江鐵道の西部第一區線を敷設することは、實に焦眉の急務たり。之に要する四千乃至五千萬留の經費は、國家は孰れにもせよ之を求め得べし。是、東部西伯利亞全部前途の問題なり。此問題にして愈敷設と決定せられたらんには、尤も斯く決定せらるゝの外なし。ポクロフスカヤよりハバロフスクに至る者は、黒龍江の外、鐵道敷設の經費と時日とを多く要せざる工事は、速に進行すべし。况んや兩端より其工事を始むるに於てをや。

又同新聞は極東に於ける露國の位置を論じて曰く。

歐亞の三交通線 露國と太平洋岸とを聯結する交通線は、清國領内を經由する鐵道、黒龍江流域、露國と極東諸港との海路即ち是なり。此三交通線中、海路交通は戰時全く杜絶するは、日露戰爭能く之を證明したれば、運送船を用ふるにせよ、軍艦に依るにせよ、今の處之を問題外とせざるべからず。次に黒龍江線は、一年中六箇月以上氷結し、且つ上方之と會流するシルカ河は、四百露里の間水淺く舟行に便ならず、故に黒龍江は後貝加爾鐵道線支線をストレンスク市より延長して、下の方四百露里なるシルカ河とアイグン河(黒龍江の源流)との會流點スリエド

ワラルノにまで通じ得て、始めて完全なるを得るのみ。而して此鐵道(四百露里)は工費少くとも五千萬留を要すべく、加之、其時に至るも猶一年五箇月間其便に依るを得るのみ。前記シルカ河中、四百露里の水路は、全く舟楫を通すべからざるにあらずと雖、その河床岩石質たるを以て、鉅費を投じて改修を加ふるにあらずんば殆ど價値なく、即ち夏季には航行不確實に、また春夏秋冬三季には全く用をなさざるが故に、この第二交通線も亦軍事上より見れば大效用なし。然らば残る所は獨り、

東清鐵道 のみ。然もこれ外國領内を走り、又守備兵としては沿道狹隘の地幅内に其少數を置くに過ぎず。戰前までは我輩は現實に滿洲を占領し、東清鐵道南方線を有し、又黄河々岸には要塞を擁したるが、今や形勢一變し、日本は其南方線六百露里を有し、哈爾濱に至るは僅に二百八十露里に過ぎざるに至れり。我輩が今日以後戰時必要の兵を極東に送らんには、全く一箇年を要すべく、殊に艦隊全滅したるを以て攻勢を取るに由なきに、日本軍は一舉哈爾濱に攻進し來たるべし。我輩何に依つて之を拒がんや。加之今後日露間に第二の戰爭起る場合には、清國は

前回の如く斷じて局外中立を守る事なかるべく、たゞ公然之に加はらざるべしと雖、かの拳匪の亂に於けるが如く陰密の運動に出で、勢力脆弱なる我鐵道守備兵を擊攘し、鐵道橋を爆破し、軌道を破壊し、鐵道をして全く用をなす能はざらしむるに至り、而して後又匪徒若くは敵の軍隊は、わが守りなき境界線内に侵入し、黒龍江を渡過して我極東との聯絡線を切斷せんと試むるならん。是に因つて、我輩が東清鐵道に依頼するは危険の最も甚だしき者なりとす。斯くて聯絡線切斷の結果は、我太平洋沿岸線、堪察加、樺太北部等、わが極東一切の領土は、容易に敵艦隊の占領に歸するに至らん。我輩は今太平洋艦隊を有せず。早くこれが築造に着手するも、日本が再び戰意を決し、我國に開戰を宣告するに至るまでの間に合ふべきやは、極めて疑ひありとす。

守備の現状 即ち我國今日の形勢を一括すれば、曰く、極東の我領土は、殆ど無人同様にして、敵に抵抗するに足る人口なく、而して此領土を保有せんと欲せば、本國より強大の陸軍を派遣駐屯せしむるの外なし。曰く、極東本國間には聯絡線なし。曰く、太平洋沿岸各河口島嶼等は、全く敵艦隊の掌中にあり。曰く、韓國境上の方

面亦全く守備なし。以上之を我極東露領の現状とす。

今日の策 極東局面の長く今日の如くなるを得ざるは明かなり。我太平洋沿岸の富は必らず外國人を注目せしむる者あるべく、殊にポーツマス條約の日本に沿岸漁業權を許與したるは、自ら各種侵取の端を啓きたるものなり。我輩の手段は兵を出だして之を守るか、或は植民を行ひて自ら現實に之を占領するかにあり。各國の植民史を見るに、人口稀少土地未墾の處は、移植永住の人民あるにあらずんば守るべからず。之を極東の現状に考ふるに、其地は本國を距ること遠く且つ廣ければ、結局兵を出だして守るは不可能なり。孰れにもせよ、我輩は早く此に着眼して、我有名無實なる而も我正當なる極東領土をして、黃皮膚の亞細亞人若くは白皮膚の米國人の手中に奪取せざらしむるの策をなさざるべからず。わが極東問題は、之を棄つるか或は保つかにあり。我取らずんば則ち人取らん。而して我斷じて棄つべからず。當局、由來大局の明なく、逡巡機を失す。極東全問題の解決は、我輩偏に之を國民議會に待たんかな。

又北部滿洲に於て何事をなすべきやを論じて曰く。

日露戦争の終結後、吾人が今日に至るまで一度も満洲問題に論及せざりし所以のものは、これ我被りたる傷痕甚だ重くして、過ぐる二年間斯くも苦痛を忍び來れる今日尙鮮かなる創痕を自ら刺戟することを欲せざりしが故なり。されど活事實は、吾人が此事に想到するも尙且つ國民の慷慨に堪へざる諸問題に對してさへも、社會の情勢は解決を促して已まざるなり。北部滿洲に關する問題の如きは即ち其一なり。ポーツマス媾和條約第六條に遵つて、吾人は長春以北の鐵道に對して我權利を收むるを得たり。又附加條約第一に依りて我に屬する鐵道全線の沿道に、一キロメートルに十五人を超過せざる守備兵を配置する權利の保障を得たり。是に於て左の問題は起らざるを得ず、吾人は我に遺留したる滿洲の一部に對し、將來如何なる政策を取らざるべからざるやの問題是なり。吾人は或は只、滿洲を経て其貨物を運輸せん事を望む諸外國人の爲めに、列國間の運送業者となりて終るべきか。抑も亦他に何等かの補充的の目的を遂行すべきか。特に此問題の緊切をなせるは、昨年十二月二十二日(露曆)に締結せられたる日清條約に依りて、日本は清國の都市即ち北部滿洲に於ける全都市に對しても通商の自由

を擴張するの保障を得、此問題は該日清條約と相關連する所あるを以てなり。露國政府は、北部滿洲に對して全く正反對なる二様の政略を畫策するを得るや勿論なり。即ち露國政府は、或は從來の遺策を踏襲して、北部滿洲を以て戰略上の重要なる一地點と見做し、黒龍江全沿岸の側面を敵の不意なる襲撃より防禦する要地として觀るべきか。或は其反對に露國政府は善意を以てポーツマスの條約を遵守し、從來の遺策の如きは全く之を放棄すべきか。兩者其一を選ばざるべからず。露國政府は、ポーツマス條約を遵守するに於ては左の事を認めざるべからず。即ち門戶開放主義と利權均等主義とは、確たる公法上の内容を有して、何等軍事上の計畫の並立するを容さざるの一事是なり。吾人の意見は如何と云ふに、吾人は勿論前述の第二の政策を主張せんとする者なり。露國は、今回の戦役と内亂の爲めに、國力大に困憊したるを以て、其力は僅に吾人がポーツマス條約に於て得たる權利を保持するを以て、對極東の唯一の政策となさざるべからざる有様なり。日本の侵略に對して眞に我利益を擁護し得べき場合は、たゞ吾人が日本の同情如何に頓着なく、能く一般列國の同情を得たる場合に、之が目的を達するを

得べきのみ。若しそれ吾人は、一九〇四年に日本をして斯くも善美なる効果を收めしめたる政略、即ち門戸開放主義主張者たる政策を立つるを得て、始めて吾人も北部滿洲に於て此目的を達するを得べし。

日露戦争前ならんには、なし得べかりし事も、亦甚だ好望なりし事も、北京條約にて我利權の甚だしく打撃を與へられたる今日となりては、全く望みなきに至れり。獨逸と同様の政略に出でざるべからざるや勿論なり。

我露國が從來の政略を復舊するは甚だ危険なるが、其舊來の不定なる政略を復舊するは一層危険なりとす。極東に於ける我不幸の由つて來りし原因は、既に何人も識れる如くにて、左の事情より來たりしものなり。即ちウキッテ伯は自己の政略を有したるに、アレキセーフ將軍も亦自家の相異なる政略を有し、而して外相ラムスドロフ伯は何等一定の政略をも有せざりし事情これなり。之を現今の形勢に考ふれば、露國大藏大臣が滿洲に對して自家の政策を行はんとする如きは、唯危険なるのみならず、露國に取りて全く滅亡的なりと云はざるべからず。大藏大臣の政策に對し、第三者の位置に立つべき者は、勿論外務大臣なり。外務大臣は、

今日に於てなりとも宜しく北部滿洲に對する何等の一定したる政策を確立せざるべからず。之を外務省官吏の囊に試みられたる行蹟に徴すれば、彼等は敢て獨創の政見を定めず、單に部下の官吏に諮詢するに止めて、自らは何等の定見をも立てざるべし。外務省が斯くの如き我外交の性質よりして、恐るべき結果を招きたる事に鑑み、只の一度たりとも、それ等無能なる状態を脱し、北部滿洲に對して何事をなすべきやの問題に就きて、獨立の定見を立てんことを希望せざるを得ず。若しそれ、ラムスドロフ伯たる者、この際滿洲に對する我外交政策は、自己の所管にあらずして他省の所管に屬すと、の所信を有すとせんか、外務大臣の斯くの如き行動は、全く是、露國外交の破滅を招くものと云はざるべからずと。

同新聞極東通信の所報に曰く。

目下日露の國交は休戦時代に過ぎず。日本はこの期間を利用して大に戦備に汲々たり。例へば朝鮮に於ける義州、京城等の附近の如きは、大に防禦工事を施し、且つ鏡城附近にあつては、鐵道馬車を敷設せんとし、砲兵をして嚴重に之を警護せしめつゝあり。又滿洲鐵嶺附近にある日本兵は、撤兵せざるのみならず、益々新來の

銳兵を配置し、頗る秘密に附しつゝありて、外人の如きは一般に其附近に立入るを禁せられ、最も親交ある英國人すら、之に近づくを許さざる、亦事實として徴するに足る。聞く所に依れば、本年一月より朝鮮を経て滿洲に入りし日本人は其數殆ど六萬以上に達し、彼等の中、日軍の間諜として入込むもの多きは疑ふべからざればこそ、過般我滿洲軍司令官は、日本人に限り内地旅行禁止をなしたるなれ。曾て浦港に於て日探の嫌疑より數名縛に就きし事實を見るも明瞭なりと。

又同通信員の所報に言へるあり。

騷擾の露國を支配せる其間に、日本は引續き着々として其目的たる極東併呑に向ひて歩を進む。露國のみに就いて云はゞ、海上權は今や全然日本の有なり。然れども此海上權、今後幾干ならずして、世界各國、殊に英國を此中に入れて云ふも、全部日本の手に歸せんと思す。即ち日本は、其水兵の伎倆の秀絶なるが爲めに、戰爭中軍艦の被れる損害の寡少なるが爲めに、營々として内外に新艦を建造しつゝあるが爲めに、旅順口に沈没したる立派なる戰艦、巡洋艦を修繕せるが爲めに、今後二箇年ならずして極東海面の主人公たるべき頗る有力なる艦隊を有するに

至らん。又かの二年兵役の實施は確に日本の陸軍力を増大すべし。此陸軍、是實にかの島帝國の海岸を離れて亞細亞大陸の東方に戰鬪を開始したる以來、未だ嘗て敗北を知らざるものなり。斯くの如き成功は陸軍の士氣を倍加すべし。此陸軍は蓋しモンゴル人種に屬せる人間より成る者にして、モンゴル人種は、實に昔時及び近時に於て、吾人に恐るべき經驗を與へたるものなり。日本は今や我軍(露軍)の價值を知り、我編制の弱點を知れり。吾人たるもの、宜しく次回の攻撃に備へざるべからず。蓋し此攻撃の頗る近く來たるべきは甚だ明白なり。

發表せられたる日韓條約は強制的に日本に押付けられたるものなり。京城より來たれる最も信憑すべき報道に依れば、實際に於ては、日本と何等の條約締結せられず。かの謂はゆる條約なるもの、其根源は、實に下の如しといふ。曰く、日本は一般朝鮮人より逆臣を以て目せらる、朝鮮高官若干名の助力を得て、一箇の條約案を起草せり。然るに意志薄弱にして、お人好しなる朝鮮皇帝は、豫期に反し斷として、十六、七世紀の日韓戰爭以來朝鮮人の仇敵たる日本人に對して國土國民を捧ぐるが如き書類に、自己の印璽支那朝鮮にては官吏署名せずを捺捺することを拒

絶したるを以て、伊藤侯並に長谷川將軍は皇帝と長時間に互れる無益の論争を試みたる後、暴力を以て皇帝の印璽を取りて自ら條約に押捺したり。蓋し斯くの如き行爲は、半野蠻たる亞細亞人種にして初めて行ふを得べし。此直接の結果は、眞に國を愛せる若干の國務大臣及び高官の自殺となり、皇帝の禁錮となれり。爾來今日に至るまで、皇帝は京城の宮殿に抑留せられ、日本憲兵及び朴なる貴族の選擇に係る朝鮮の逆臣殿に之を衝る。蓋し朴は現朝たる李氏に對して歴史的仇敵たる家系に屬せるものなり。

朝鮮の前途は頗る明白なり。今帝の崩御——遠からず此事あらんか——はこの半島を擧げて全然日本人の手裏に歸せしむべし。よし我權太島のごとく直に日本の一州とならぬまでも、日本の屬國となるべし。蓋し一八九五年日本人の爲めに殺害せられたる王妃の出たる皇太子は、何等の教育を有せざる人にして、且つ神經を傷ひ居れば子を擧ぐる能はず。随つて彼は、宮中に於ても將、亦民間に於ても多大の人望を有せず。彼若し皇位に登ることありとせば、それは正當の權利あるに基づくのみ。オム妃の出たる第二皇子は、皇位承繼の正當の權なし。然れども彼

は日本に於て教育せられ、米國にありたることありて、朴と共に日本に與みし來たれり。今帝崩御されば、日本は皇太子の皇位に就くを遮ぎると困難ならず。若し日本にして第二皇子を登極せしめんには、朝鮮に於て完全なる主權を獲べし。何となれば日本は彼をして條約に調印せしめんとて暴力を用ふるの必要なきに至るべければなり。

清國に於て露國の取るべき政策は、滿洲朝廷を維持するにあり。英國、佛國及び露國は、共に本問題に就きて痛切なる利害關係を有す。然れども英佛兩國に取りては、清國問題に手を染むるは容易ならず。また露國に取りても、清國に於て活潑なる政策を取るは不可能なり。此時に當り、清國は一八五八年の愛璉條約に依りて吾人に與へられたる權利を剝奪せんとして其策を講じつゝあり。日本は全く其地位を異にせり。同國は清國の古來よりの隣邦にして、其文明は清國より受けたるものと、血と精神とに依りて、清國と同盟をなせり。モンゴル人はモンゴル人を解すること歐羅巴人に優れり。日本人は清國內到る所に、間諜として旅行者として商人として軍事教官として學校教師として基布せるが故に、清國の形勢

は完全に知るを得べく、随つて現朝轉覆に苦心せる徒黨を支持すべしと聲言して以て北京政府に壓力を加へ得ること容易なるのみならず、南滿洲一帯を占領せる日本の勝利軍は、旅順口及び牛莊よりして容易に手を北京に伸ばすを得。嘗てリネウキツチの軍を進むるや、清廷は蒙塵したることあり。然れども之を再びすることは無論彼等の望む所にあらず。之を以て、彼等は日本を好むと然らざるに拘らず、到底日本に與みせざるべからざるの位置にあり。尤も彼等は日本人を好むものにあらず、機會あれば之を虐殺するなり。日本は滿洲朝廷を維持しつつ之と同時に賢くも其亞細亞政策を襲ひ、支那人の歐羅巴人に反抗するを看過し居れり。その一例は米品排斥運動にして、延いて米國をして菲律賓駐屯軍を増加するの餘儀なきに至らしめたり。獨逸は退却せり。佛蘭西は突如として口を噤めり。吾人の順番は間もなく來らん。日に日本、滿洲、朝鮮よりする報道は益々急を傳ふ。蓋しポーツマス條約が露人に取りても將亦日本人に取りても共に満足ならざるは、既に克く知らるゝ所にして、即ち露國にありては革命運動を途方もなく煽動し、日本にありては民衆の騷擾、示威運動となれり。蓋し民衆は全く之と趣を異

にせる平和を豫期し居たるなり。此豫期は東北饑饉の爲めに没却せられず、却つて益々熾烈を加ふ。是、賭易きことなり。蓋し傲慢なる日本人は、ポーツマス條約を以て侮辱となすものにして、同時に彼等は目下極東にありては何事たりとも其意の向ふが儘に振舞ひ得るを熟知し居れり。是に於てか彼等は昔日の謙讓を引剝がし、あらゆる機會を利用して吾人に傷害を加へんとす。此時に當り、吾人の極東に於ける地位は、日を追うて非を加へ、日々歐羅巴に送還せらるゝ一箇大隊の兵と共に、吾人は益々薄弱無力となりつゝあり。

既に五年前かの拳匪戰爭後に清國政府は一の計畫を企圖して、滿洲並に東蒙古の沃野に清國の無住の遊民を陸續移住せしめ、其計畫を實行せり。一九〇二年に特別に清國の官吏を主任となして、滿洲地方官に従屬せざる移民政廳を設けたり。彼等が其事務を處理するや、例になく簡略の方針を取り、移住希望の清國人は自ら其欲する處の空地を選定して此事を地方官廳に出願せば、其出願地區に關し一應村役場に於て詮議を遂げたる上にて、其移民に分配地の坪數指定書並に其地租徵收額の特別證書を交附せらるゝなり。獨り清國內地のみならず、其北部